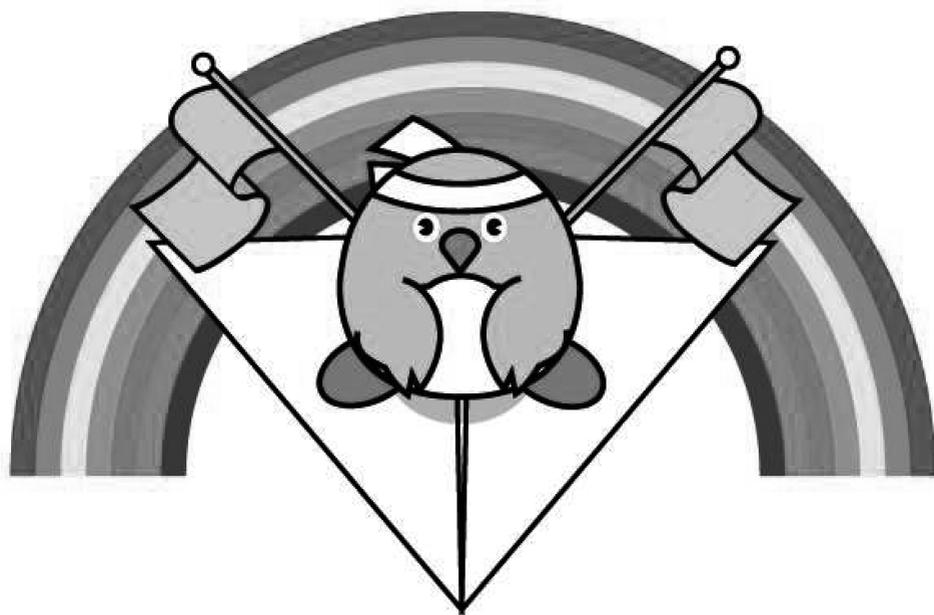


令和7年度

# 税務ハンドブック

おんせん県おおいた  
今日も元気に営業中！



大分県

この小冊子は、税務事務の参考とするため、  
県税をはじめ、国税、市町村税についての  
あらましをまとめたものです。

表紙の絵：大分県応援団「鳥」 「めじろん」

# 目次

* 令和7年度大分県一般会計予算	1
* 税金の種類	2
* 県税ミニ知識	3
* 県税	
● 県民税（個人）	4
● 県民税（利子割）	16
● 県民税（配当割）	18
● 県民税（株式等譲渡所得割）	18
● 森林環境税（国税）	20
● 県民税（法人）	22
● 事業税（個人）	26
● 事業税（法人）	28
● 特別法人事業税（国税）（法人）	34
● 地方法人特別税（国税）（法人）	34
● 地方消費税	36
● 不動産取得税	38
● 県たばこ税	44
● ゴルフ場利用税	46
● 軽油引取税	48
● 自動車税（環境性能割）	50
● 自動車税（種別割）	54
● 鉱区税	64
● 県固定資産税	64
● 狩猟税	66
● 産業廃棄物税	68
* 市町村税	
● 市町村民税（個人）	70
● 市町村民税（法人）	72
● 固定資産税	74
● 市町村たばこ税	82
● 軽自動車税（種別割）	82
● 軽自動車税（環境性能割）	86
● 鉱産税	88
● 特別土地保有税	88
● 入湯税	88
● 事業所税	90
● 都市計画税	90
* 国税	
● 所得税	92
● 復興特別所得税	104
● 法人税	106
● 地方法人税	106
● 相続税	108

● 贈与税	108
● 消費税	112
● 印紙税	114
● 登録免許税	114
● たばこ税	114
● たばこ特別税	114

## \* 官公庁案内

● 県税事務所	116
● 市役所	116
● 町村役場	116
● 税務署	116
● 法務局・支局	117
● 裁判所	117

* 県税の申告と納税の期限一覧	118
* 市町村税の市町村別納期一覧	119
* 県税事務所の所在地及び管轄区域	120
* 電子申告の受付及び電子納税について	121

## 凡例

このパンフレットで使用している法令等の略称は次のとおりです。略称のないものは、地方税法です。

旧法-改正前の地方税法

令-地方税法施行令

所-所得税法

法-法人税法

相-相続税法

消-消費税法

印-印紙税法

登-登録免許税法

措-租税特別措置法

たばこ法-たばこ税法

暫定法-地方法人特別税等に関する暫定措置法

条例-大分県税条例

条例規則-大分県税条例施行規則

産廃条例-大分県産業廃棄物税条例

産廃規則-大分県産業廃棄物税条例施行規則

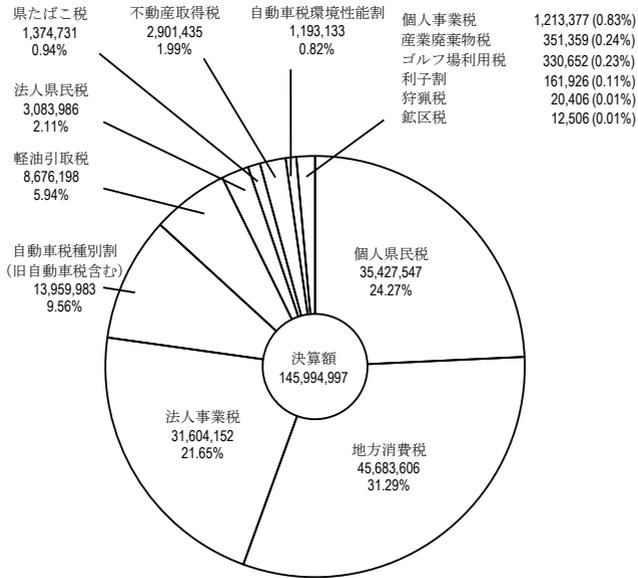
復活法-東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源確保に関する特別措置法

この冊子は、原則として令和7年3月31日現在の地方税法等の成立状況等に基づいて作成しています。



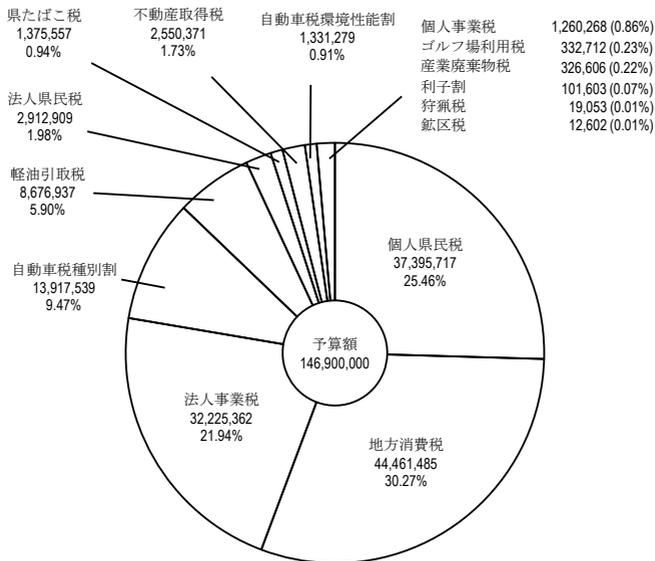
## 令和6年度県税決算額構成比

(単位：千円)



## 令和7年度県税当初予算額構成比

(単位：千円)



# 税金の種類

## 地方税

県税	普通税	県民税(個人・法人・利子割・配当割・株式等譲渡所得割) (直)
		事業税(個人・法人) (直)
		地方消費税 (間)
		不動産取得税 (直)
		県たばこ税 (間)
		ゴルフ場利用税 (間)
		軽油引取税 (間)
		自動車税(環境性能割・種別割) (直)
		鉦区税 (直)
		県固定資産税 (直)
	目的税	狩猟税 (直)
		産業廃棄物税 (間)
		●水利地益税 (直)
市町村税	普通税	市町村民税(個人・法人) (直)
		固定資産税 (直)
		軽自動車税(環境性能割・種別割) (直)
		市町村たばこ税 (間)
		鉦産税 (直)
		特別土地保有税 (直)
		目的税
	事業所税 (直)	
	都市計画税 (直)	
	国民健康保険税 (直)	
	●水利地益税 (直)	
●共同施設税 (直)		
●宅地開発税 (直)		

(注)

- は県内での該当はない。
- (直)は直接税
- (間)は間接税
- 間接税には、直接税と間接税に正確に分類できないものも含まれている。

## 国税

直接税	所得税
	復興特別所得税
	法人税
	相続税
	贈与税
	森林環境税
間接税等	消費税
	酒税
	たばこ税
	揮発油税
	石油ガス税
	航空機燃料税
	石油石炭税
	自動車重量税
	関税
	とん税
	特別とん税
	印紙税
	登録免許税
	電源開発促進税
国際観光旅客税	

(注)

- 「間接税等」の中には、直接税と間接税に正確に分類できないものも含まれている。

# 県税ミニ知識

## 税率の種類（1条等）

- (1) 標準税率…地方団体が課税する場合に通常よるべき税率。財政上、特別の必要がある場合には、これと異なる税率を定めることができる。
- (2) 制限税率…地方団体が税率を定める場合に、それを超えることができない税率
- (3) 一定税率…地方団体がそれ以外の税率を定めることができない税率
- (4) 任意税率…地方団体が法定外普通税等で、独自に定めることができる税率

## 納税方法の種類（1条）

- (1) 普通徴収…納税通知書を納税者に交付し、それによって納税する方法
- (2) 申告納付…納税者が課税標準額、税額を申告し、申告した税金を納付する方法
- (3) 特別徴収…徴収について便宜を有する者（特別徴収義務者）が税金を徴収し、その者が納入（申告納入）する方法
- (4) 証紙徴収…納税通知書を交付せずに、地方団体発行の証紙をもって納税する方法

## 不均一課税（6条、7条）

特定の事由がある場合に、一定の範囲に限って、一般の税率と異なる税率で課税するなど不均一に課税する方法

## 納税義務の承継（9条～9条の3）

相続の場合は被相続人分について相続人が、法人の合併の場合は被合併法人分について合併後、存続又は設立された法人が納税義務を承継する。

## 連帯納税義務（10条、10条の2）

共有物、共同使用物、共同事業、共同行為等に対する税金等は、納税者等が連帯して納税の義務を負う。連帯納税義務については、民法「連帯債務」の規定を準用する。

## 第二次納税義務（11条～11条の9、12条の2）

本来の納税者、特別徴収義務者の徴収金につき、その者の財産を滞納処分しても、なお、その徴収すべき額に不足すると認められる場合に限り、その者と特定の関係にある者は納税の義務を負う。

## 徴収金のうち優先順位（14条の5）

地方税（本税）は延滞金、各種加算金に先だって徴収する。

## 徴収猶予（15条、16条）

納税者又は特別徴収義務者等が、次の理由により、一時に納税が困難な場合は、申請に基づき1年の範囲内（やむを得ない理由と認められるときは2年の範囲内）で徴収猶予できる。ただし、原則として担保が必要。

- (1) 震災、風水害、火災等の災害を受けたり盗難にあったとき
- (2) 本人又は生計を一にする親族が病気や負傷したとき
- (3) 事業を休・廃止したとき
- (4) 事業に著しい損失を受けたとき
- (5) (1)～(4)に類する事実があったとき

## 過誤納金の還付（17条～17条の4）

過誤納金がある場合は還付。ただし、他に納付・納入すべき徴収金があるときはそれに充当。還付・充当にあたっては一定の割合の還付加算金がつく。

## 更正・決定等の期間制限（17条の5）

更正・決定は、法定納期限の翌日から5年まで。賦課決定は法定納期限の翌日から3年まで。ただし、課税標準、税額を減額する賦課決定や不動産取得税等に係る賦課決定については5年まで。偽りその他不正の行為による更正・決定等は法定納期限の翌日から起算して7年まで。

## 課税標準額・税額等の端数計算（20条の4の2）

原則として、課税標準額は1,000円未満切り捨て、税額は100円未満切り捨て（ゴルフ場利用税等は1円未満切り捨て）

## 期間計算、期間の特例（20条の5）

期間計算は民法の例による。期間が休日及び土曜日等に該当するときは、原則としてこれらの日の翌日を期限とみなす。

# 県 税

## 県 税

税 目

納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等

県 民 税  
(個人)  
＜総合課税＞

**納税義務者 (24条)**

- (1) 県内に住所を有する個人…均等割額と所得割額の合計額
- (2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、その事務所等を有する市町村内に住所を有しない者…均等割額のみ

**非課税 (24条の5、附則3条の3)**

- (1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の者
- (3) 均等割のみ非課税…前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の者
- (4) 所得割のみ非課税…総所得金額等の合計額が、35万円×(同一生計配偶者及び扶養親族の合計数+1)+10万円+32万円(同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合に加算)以下の者。

**所得割の課税標準 (32条)**

前年の所得について、原則として所得税法その他の所得税に関する法令の規定によって算定した所得金額と同じ金額

〈所得の種類〉

総合課税される所得…92、94、96 ページ参照

分離課税される所得…96、98 ページ参照

〈所得割の課税標準〉

利 子 + 所 得	配 当 所 得	不 動 産 所 得	+ + + + +	事 業 所 得	+ + +	給 与 所 得	+ + +	短 期 譲 渡 所 得	+ +	長 期 譲 渡 所 得	× ½	+ +	一 時 所 得	× ½	+ +	雑 所 得	- -	所 得 控 除	=	課 税 総 所 得 金 額
-----------------------	------------------	-----------------------	-----------------------	------------------	-------------	------------------	-------------	----------------------------	--------	----------------------------	--------	--------	------------------	--------	--------	-------------	--------	------------------	---	---------------------------------

〈注〉分離課税される所得割の課税標準は12～19 ページ参照

税 率 等	納 期 等												
<p><b>所得控除…項目と控除額 (34 条)</b></p> <p>(1) 雑損控除 (①と②のうち多い額)</p> <p>①損失額－総所得金額等×10%</p> <p>②災害関連支出額－5万円</p> <p>(2) 医療費控除 (①と②のうち選択した方の額)</p> <p>①医療費支出額－保険等補填金額－10万円 (総所得金額等が200万円未満の場合はその5%相当額) (限度額200万円)</p> <p>②対象スイッチOTC医薬品の購入金額－保険等補填金額－1万2千円 (限度額8万8千円)</p> <p>(3) 社会保険料控除 ……支払った額</p> <p>(4) 小規模企業共済等掛金控除… 支払った額</p> <p>(5) 生命保険料控除 (注1)</p> <p>平成23年12月31日以前に締結した保険契約の場合</p> <p>①生命保険料 ……最高3万5千円</p> <p>②個人年金保険料 ……最高3万5千円</p> <p>平成24年1月1日以後に締結した保険契約の場合</p> <p>①生命保険料 ……最高2万8千円</p> <p>②個人年金保険料 ……最高2万8千円</p> <p>③介護医療保険料 ……最高2万8千円 (限度額7万円)</p> <p>(6) 地震保険料控除 (注2) ……最高2万5千円</p> <p>(7) 障害者控除 ……26万円 (特別障害者……30万円) (同居特別障害者……53万円)</p> <p>(8) 寡婦控除 ……26万円</p> <p>(9) ひとり親控除 ……30万円</p> <p>(10) 勤労学生控除 ……26万円</p> <p>(11) 配偶者控除 (注3) ……最高33万円 70歳以上の配偶者……最高38万円</p> <p>(12) 配偶者特別控除 (注4) ……最高33万円</p> <p>(13) 扶養控除 16歳未満……控除なし 16歳以上19歳未満 又は23歳以上70歳未満 ……33万円 19歳以上23歳未満の扶養親族……45万円 70歳以上の扶養親族……38万円 70歳以上の同居老親等……45万円</p> <p>(14) 基礎控除 (注5) ……43万円</p>	<p><b>賦課期日 (39 条)</b> ……1月1日</p> <p><b>賦課徴収 (41 条、319 条)</b> 1月1日現在の住所地の市町村が市町村民税と併せて賦課徴収する。</p> <p><b>申告期限 (45 条の2)</b> ……3月15日</p> <p><b>納期</b> 市町村民税と同じ</p> <p>(1) <b>普通徴収(42 条、320 条)</b> (118～119 ページ参照)</p> <p>(2) <b>特別徴収 (42 条、321 条の3、321 条の5、321 条の7の2、321 条の7の4、321 条の7の6、321 条の7の8)</b> 給与所得者の住民税は、給与の支払者(特別徴収義務者)が、6月から翌年の5月までの給与から徴収し、翌月10日までに市町村に納入する。</p> <p><b>●年の途中で退職するとき</b> 給与所得者の住民税は、給与から特別徴収されているが、退職により特別徴収することができなくなった残りの住民税は次のように取り扱う。(42 条、321 条の5)</p> <p>①6月1日～12月31日の退職者 本人の選択により、退職時まで支払われる給与、退職金から一括特別徴収するか、普通徴収により本人が納付する。</p> <p>②1月1日～4月30日の退職者 一括特別徴収</p> <p>③退職金が残税額以下のとき 普通徴収により本人が納付する。</p> <p>また、65歳以上の公的年金受給者の住民税は、年金保険者(特別徴収義務者)が、4月から翌年2月までの年金から徴収し、その徴収した日の属する月の翌月10日までに市町村に納入する。</p>												
<p>(注1) 生命保険料控除 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約に係る控除)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料の区分</th> <th>支払った保険料</th> <th>生命保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般の生命保険料 (個人年金保険料も同じ)</td> <td>15,000円以下の場合</td> <td>支払った保険料</td> </tr> <tr> <td>15,000円を超え 40,000円以下の場合</td> <td>支払った保険料×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円を超え 70,000円以下の場合</td> <td>支払った保険料×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円を超える場合</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一般の生命保険料と個人年金保険料の両方がある場合は、それぞれ算定した控除額を合算する。(7 ページへ続く)</p>		保険料の区分	支払った保険料	生命保険料控除額	一般の生命保険料 (個人年金保険料も同じ)	15,000円以下の場合	支払った保険料	15,000円を超え 40,000円以下の場合	支払った保険料×1/2+7,500円	40,000円を超え 70,000円以下の場合	支払った保険料×1/4+17,500円	70,000円を超える場合	35,000円
保険料の区分	支払った保険料	生命保険料控除額											
一般の生命保険料 (個人年金保険料も同じ)	15,000円以下の場合	支払った保険料											
	15,000円を超え 40,000円以下の場合	支払った保険料×1/2+7,500円											
	40,000円を超え 70,000円以下の場合	支払った保険料×1/4+17,500円											
	70,000円を超える場合	35,000円											

# 県 税

## 県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等																														
<b>県 民 税</b> (個人) <b>&lt;総合課税&gt;</b>	<p style="text-align: center;">〈税額（所得割額）の計算方法〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 65%; padding: 5px;">                     ①課税総所得金額に対する税額                      ②土地等に係る課税事業所得等に対する税額                      ③課税短期譲渡所得に対する税額                      ④課税長期譲渡所得に対する税額                      ⑤上場株式等に係る課税配当所得に対する税額                      ⑥株式等に係る課税譲渡所得等に対する税額                      ⑦商品先物取引に係る課税雑所得等に対する税額                      ⑧課税山林所得に対する税額                      ⑨課税退職所得に対する税額                 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 15%; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">調 整 控 除</td> <td style="text-align: center;">配 当 控 除</td> <td style="text-align: center;">寄 附 金 額 控 除</td> <td style="text-align: center;">外 国 税 額 控 除</td> <td style="text-align: center;">配 当 割 入 金 等 控 除</td> <td style="text-align: center;">住 宅 借 入 金 等 控 除</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="width: 10%; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">所 得 割 額</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p>                     〈注1〉②についての譲渡益に係る課税の特例（分離課税）は、平成10年1月1日から令和8年3月31日までの間に行われた土地の譲渡等については適用されない。（附則33条の3④）                      〈注2〉⑨の退職所得は分離課税に係るものを除く。（50条の2）                 </p> <p><b>税額控除</b></p> <p>(1) 調整控除 (37条)</p> <p>所得税から住民税への税源移譲に伴う調整措置として、所得税と住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、所得割額から次の額を控除する。</p> <p>①合計課税所得金額が200万円以下の者                      アとイのいずれか小さい額の2% (3%)                      ア 人的控除額の差の合計額                      イ 合計課税所得金額</p> <p>②合計課税所得金額が200万円超の者                      {人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)}                      ×2% (3%)                      この額が1,000円(1,500円)未満の場合は1,000円(1,500円)となる。</p> <p>〈注〉( )内は市町村民税の割合等                      合計課税所得金額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額である。</p> <p>(2) 配当控除 (附則5条) (単位：%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">配当の種類</th> <th style="text-align: center;">県民税</th> <th style="text-align: center;">市町村民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利益の配当</td> <td style="text-align: center;">1.2</td> <td style="text-align: center;">1.6</td> </tr> <tr> <td>剰余金の分配・配当</td> <td style="text-align: center;">(0.6)</td> <td style="text-align: center;">(0.8)</td> </tr> <tr> <td>特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>私募証券投資信託の収益の分配</td> <td style="text-align: center;">0.6 (0.3)</td> <td style="text-align: center;">0.8 (0.4)</td> </tr> <tr> <td>一般外貨建等証券投資信託の収益の分配</td> <td style="text-align: center;">0.3 (0.15)</td> <td style="text-align: center;">0.4 (0.2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈注〉( )内の数字は課税総所得金額等が1,000万円を超える部分に含まれる配当所得の金額</p>	①課税総所得金額に対する税額 ②土地等に係る課税事業所得等に対する税額 ③課税短期譲渡所得に対する税額 ④課税長期譲渡所得に対する税額 ⑤上場株式等に係る課税配当所得に対する税額 ⑥株式等に係る課税譲渡所得等に対する税額 ⑦商品先物取引に係る課税雑所得等に対する税額 ⑧課税山林所得に対する税額 ⑨課税退職所得に対する税額	-	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">調 整 控 除</td> <td style="text-align: center;">配 当 控 除</td> <td style="text-align: center;">寄 附 金 額 控 除</td> <td style="text-align: center;">外 国 税 額 控 除</td> <td style="text-align: center;">配 当 割 入 金 等 控 除</td> <td style="text-align: center;">住 宅 借 入 金 等 控 除</td> </tr> </table>	調 整 控 除	配 当 控 除	寄 附 金 額 控 除	外 国 税 額 控 除	配 当 割 入 金 等 控 除	住 宅 借 入 金 等 控 除	=	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">所 得 割 額</td> </tr> </table>	所 得 割 額	配当の種類	県民税	市町村民税	利益の配当	1.2	1.6	剰余金の分配・配当	(0.6)	(0.8)	特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配			私募証券投資信託の収益の分配	0.6 (0.3)	0.8 (0.4)	一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	0.3 (0.15)	0.4 (0.2)
①課税総所得金額に対する税額 ②土地等に係る課税事業所得等に対する税額 ③課税短期譲渡所得に対する税額 ④課税長期譲渡所得に対する税額 ⑤上場株式等に係る課税配当所得に対する税額 ⑥株式等に係る課税譲渡所得等に対する税額 ⑦商品先物取引に係る課税雑所得等に対する税額 ⑧課税山林所得に対する税額 ⑨課税退職所得に対する税額	-	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">調 整 控 除</td> <td style="text-align: center;">配 当 控 除</td> <td style="text-align: center;">寄 附 金 額 控 除</td> <td style="text-align: center;">外 国 税 額 控 除</td> <td style="text-align: center;">配 当 割 入 金 等 控 除</td> <td style="text-align: center;">住 宅 借 入 金 等 控 除</td> </tr> </table>	調 整 控 除	配 当 控 除	寄 附 金 額 控 除	外 国 税 額 控 除	配 当 割 入 金 等 控 除	住 宅 借 入 金 等 控 除	=	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">所 得 割 額</td> </tr> </table>	所 得 割 額																				
調 整 控 除	配 当 控 除	寄 附 金 額 控 除	外 国 税 額 控 除	配 当 割 入 金 等 控 除	住 宅 借 入 金 等 控 除																										
所 得 割 額																															
配当の種類	県民税	市町村民税																													
利益の配当	1.2	1.6																													
剰余金の分配・配当	(0.6)	(0.8)																													
特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配																															
私募証券投資信託の収益の分配	0.6 (0.3)	0.8 (0.4)																													
一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	0.3 (0.15)	0.4 (0.2)																													

税 率 等	納 期 等
-------	-------

〈注1〉生命保険料控除（平成24年1月1日以後に締結した保険契約に係る控除）

保険料の区分	支払った保険料	生命保険料控除額
	12,000円以下の場合	支払った保険料
一般の生命保険料 （個人年金保険料 と介護医療保険料 も同じ）	12,000円を超え 32,000円以下の場合	支払った保険料×1/2+6,000円
	32,000円を超え 56,000円以下の場合	支払った保険料×1/4+14,000円
	56,000円を超える場合	28,000円

※一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の全てがある場合は、それぞれ算定した控除額を合算する。（限度額7万円）

〈注2〉地震保険料控除

保険料の区分	支払った保険料	地震保険料控除額
①地震保険契約のみ		支払った保険料×1/2 （限度額25,000円）
②長期損害保険契約のみ （平成18年12月31日まで に契約締結したもの）	5,000円以下の場合	支払った保険料
	5,000円を超え 15,000円以下の場合	支払った保険料×1/2+2,500円
	15,000円を超える場合	10,000円
③ ①と②の両方		①により求められた金額+②により求められた金額 （限度額25,000円）

〈注3〉配偶者控除

配偶者の 合計所得金額	納税義務者の合計所得金額						
	900万円 以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円 超			
48万円 以下	70歳未満 33万円	70歳以上 38万円	22万円	26万円	11万円	13万円	対象外

# 県 税

## 県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
<p><b>県 民 税</b> (個人) <b>&lt;総合課税&gt;</b></p>	<p>(3) 寄附金税額控除 (37 条の 2)            (県民税控除対象寄附金の合計額－2,000 円) × 4% + 特例控除額の 5 分の 2            (市町村民税の場合… (市町村民税控除対象寄附金の合計額－2,000 円) × 6% + 特例控除額の 5 分の 3)            ※令和元年 6 月 1 日以降、特例控除額が加算される地方公共団体への寄附 (ふるさと納税) については、総務大臣が指定した団体のみが対象。            ※特例控除額の計算方法            (地方公共団体に対する寄附金－2,000 円) × (90%－所得税の限界税率) = 特例控除額 (所得割額の 2 割を限度)            なお、平成 25 年から復興特別所得税が課税されたことに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合は、所得税の限界税率に 1.021 を乗じて特例控除額を算定する。            ※控除対象寄附金の限度額は、総所得金額等の 30%            ※ふるさと納税ワンストップ特例制度 (附則 7 条)            平成 27 年 4 月 1 日以後に行われる地方公共団体に対する寄付金 (ふるさと納税) について、一定の条件 (ふるさと納税の寄付金控除を受ける目的以外で所得税や住民税の申告を行う必要のない者、その年にふるさと納税する自治体の数が 5 以下である者等) に該当する場合、控除に必要な確定申告が不要とされた。この特例適用時、寄付金が 2,000 円を超える場合、その超える部分について、個人住民税所得割額の概ね 2 割を限度として個人住民税から全額が控除される。</p> <p>(4) 外国税額控除 (37 条の 3)</p> <div style="text-align: center;"> <pre>           graph LR             A[外国税額] -- "引ききれなければ" --&gt; B[所得税から控除]             B -- "引ききれなければ" --&gt; C[県民税で控除]             C -- "引ききれなければ" --&gt; D[市町村民税で控除]           </pre> </div> <p>控除限度額 (a)  <math display="block">\frac{\text{その年分の所得税額}}{\text{その年分の所得総額}} \times \frac{\text{その年分の国外所得総額}}{\text{その年分の所得総額}}</math></p> <p>控除限度額 (a) × 12%</p> <p>控除限度額 (a) × 18%</p> <p>〈注〉住民税の外国税額控除は、所得税で控除しきれない場合に行われます。その際、県民税から先に控除されます。</p> <p>(5) 配当割額株式等譲渡所得割額の控除 (37 条の 4)            配当割・株式等譲渡所得割の 18、19 ページ参照</p> <p>(6) 住宅借入金等特別税額控除 (附則 5 条の 4 の 2)            所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者 (平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から令和 7 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合に限る。) のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除から当該年分の所得税の額 (住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の額) を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人県民税において、次のいずれか小さい額を所得割の額から控除する。</p>

税 率 等

納 期 等

〈注4〉配偶者特別控除

配偶者の 合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			1,000万円 超
	900万円 以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	対象外
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	
133万円超	対象外			

※配偶者特別控除は、生計を一にする控除対象配偶者以外の配偶者(他の納税義務者の扶養親族又は事業専従者を除く)で前年の合計所得金額が48万円超133万円以下であるものを有する納税義務者で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の者に限り適用される。

〈注5〉基礎控除

合計所得金額			
2,400万円 以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円 超
43万円	29万円	15万円	対象外

# 県 税

## 県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等												
<p><b>県 民 税</b> (個人) <b>&lt;総合課税&gt;</b></p>	<p>&lt;居住年が平成 26 年 3 月 31 日以前の場合&gt;            ①所得税において控除しきれなかった額×5分の2 (5分の3)            ②所得税の課税総所得金額等の合計額×100分の2 (100分の3)            ※②が 39,000 円 (58,500 円) を超える場合には、39,000 円 (58,500 円) を限度とする。</p> <p>&lt;居住年が平成 26 年 4 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日の場合&gt;            ※一定の要件を満たした場合には、令和 4 年 12 月 31 日まで            ①所得税において控除しきれなかった額×5分の2 (5分の3)            ②所得税の課税総所得金額等の合計額×100分の2.8 (100分の4.2)            ※②が 54,600 円 (81,900 円) を超える場合には、54,600 円 (81,900 円) を限度とする。            ※②については、平成 26 年 4 月の消費税率の引上げ後に住宅を取得した場合に限る。消費税率の引上げ前に住宅を取得した場合は、&lt;居住年が平成 26 年 3 月 31 日以前の場合&gt;の②が適用される。            ※令和元年 10 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの間に入居した者は、控除期間は 13 年とし、11 年目以降の 3 年間は建物購入価額の 2% の範囲で翌年度の個人住民税から控除される。</p> <p>&lt;居住年が令和 4 年 1 月 1 日以後の場合&gt;            ①所得税において控除しきれなかった額×5分の2 (5分の3)            ②所得税の課税総所得金額等の合計額×100分の2 (100分の3)            ※②が 39,000 円 (58,500 円) を超える場合には、39,000 円 (58,500 円) を限度とする。            ( ) 内は、市町村民税の割合            ※控除期間</p> <table border="1" data-bbox="356 842 1053 946"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 4 年・5 年入居</th> <th>令和 6 年・7 年入居</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新築 (認定住宅等)</td> <td>13 年</td> <td>13 年</td> </tr> <tr> <td>新築 (その他の住宅)</td> <td>13 年</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>既存住宅</td> <td>10 年</td> <td>10 年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注 1) 認定住宅等は、認定長期優良住宅・認定低炭素住宅、ZEH 水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅のことを指す。            (注 2) その他の住宅は、省エネ基準を満たさない住宅のことを指す。            (注 3) 新築 (その他の住宅) に令和 6 年・7 年入居の場合、建築確認等の時期によっては控除対象となる場合がある。</p> <p>(6) 特別税額控除 (定額減税) (附則 5 条の 8)            令和 6 年度に限り、個人住民税所得割の額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族一人につき 1 万円が控除される。            ※納税者の合計所得金額が 1,805 万円 (給与収入 2,000 万円) 以下である場合に限る            ※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者分については、令和 7 年度分の個人住民税所得割の額から控除される。</p>		令和 4 年・5 年入居	令和 6 年・7 年入居	新築 (認定住宅等)	13 年	13 年	新築 (その他の住宅)	13 年	—	既存住宅	10 年	10 年
	令和 4 年・5 年入居	令和 6 年・7 年入居											
新築 (認定住宅等)	13 年	13 年											
新築 (その他の住宅)	13 年	—											
既存住宅	10 年	10 年											

税 率 等	納 期 等
<p><b>税 率</b>  <b>均等割 1,500 円 (38 条) (超過課税を含む)</b>            &lt;注&gt; 「森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例 (大分県森林環境税)」の施行に伴い、平成 18 年度から令和 7 年度までは、500 円が加算されている。</p> <p>&lt;注&gt; 「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行に伴い、平成 26 年度から令和 5 年度までは 500 円が加算されていた。</p> <p><b>所得割 4% (35 条、50 条の 4)</b></p>	

# 県 税

## 県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等												
<p><b>県 民 税</b> (個人) <b>&lt;分離課税&gt;</b></p>	<p><b>土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例（附則 33 条の 3）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>A 土地等に係る課税事業所得等 = 収入金額 - 取得費・改良費・販売費等</p> </div> <p>譲渡した年の 1 月 1 日現在で、所有期間が 5 年以下の土地等で事業所得又は雑所得の基因となるものを譲渡したことによる所得。 この譲渡益に係る課税の特例は、平成 10 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に行われた土地の譲渡等については、適用されない（附則 33 条の 3④）。</p> <hr/> <p><b>土地建物等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例（附則 34 条、35 条）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>B 課税長期（短期）譲渡所得 = 譲渡価額 - 取得費 - 譲渡費用</p> </div> <p>(1) <b>長期譲渡所得</b>（譲渡した年の 1 月 1 日現在で、5 年を超えて所有している土地・建物等を譲渡したとき）        ア 一般の長期譲渡所得（一般所得分）（附則 34 条）        イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の特例（附則 34 条の 2）        ウ 居住用財産を譲渡した場合の特例（附則 34 条の 3）        所有期間が 10 年を超える居住用家屋及びその敷地を譲渡した場合に軽減税率を適用</p> <p>(2) <b>短期譲渡所得</b>（譲渡した年の 1 月 1 日現在で、所有期間が 5 年以下の土地・建物等を譲渡したとき）        ア 一般の短期譲渡所得（一般所得分）（附則 35 条 1 項）        イ 国又は地方公共団体等への譲渡又は収用交換等による場合の特例（附則 35 条 3 項）        〈注〉長期譲渡所得（居住用財産の買換え等を除く）及び短期譲渡所得の損失の金額は、平成 16 年 1 月 1 日以後損益通算及び繰越控除ができない。（附則 34 条 1 項、35 条 1 項）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>■特別控除</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">(1) 収用等（措 33 条の 4）</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">5,000 万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(2) 特定土地区画整理等（措 34 条）</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">2,000 万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(3) 特定住宅地造成等（措 34 条の 2）</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">1,500 万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(4) 農地保有の合理化等（措 34 条の 3）</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">800 万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(5) 居住用財産（措 35 条）</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">3,000 万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(6) 特定土地等（措 35 条の 2）</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">1,000 万円</td> </tr> </table> <p style="padding: 2px;">〈注〉重複して適用する場合は 5,000 万円が限度</p> </div>	(1) 収用等（措 33 条の 4）	5,000 万円	(2) 特定土地区画整理等（措 34 条）	2,000 万円	(3) 特定住宅地造成等（措 34 条の 2）	1,500 万円	(4) 農地保有の合理化等（措 34 条の 3）	800 万円	(5) 居住用財産（措 35 条）	3,000 万円	(6) 特定土地等（措 35 条の 2）	1,000 万円
(1) 収用等（措 33 条の 4）	5,000 万円												
(2) 特定土地区画整理等（措 34 条）	2,000 万円												
(3) 特定住宅地造成等（措 34 条の 2）	1,500 万円												
(4) 農地保有の合理化等（措 34 条の 3）	800 万円												
(5) 居住用財産（措 35 条）	3,000 万円												
(6) 特定土地等（措 35 条の 2）	1,000 万円												

税 率 等	納 期 等																		
<p>①か②のいずれか多い金額            ① <math>A \times 4.8\%</math> (7.2%) ② <math>\{(A + \text{課税総所得金額}) \times \text{通常税率}^* - \text{課税総所得金額} \times \text{通常税率}^*\} \times 110\%</math>            (注) ( )内は、市町村民税の税率、通常税率<sup>*</sup>は11、71ページの所得割税率</p>																			
<p>(1) 長期譲渡所得 ※は所得税の税率</p> <p>ア 一般の長期譲渡所得</p> <table border="1"> <tr> <td>(平成18年1月1日以後の譲渡)(附則34①④)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><math>B \times 2\%</math> (3%)</td> <td>※所 15%</td> </tr> </table> <p>イ 優良住宅地の造成等に係る長期譲渡所得</p> <table border="1"> <tr> <td>(平成18年1月1日～令和4年12月31日までの譲渡)(附則34の2D④)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>① Bが2,000万円以下の場合 <math>B \times 1.6\%</math> (2.4%)</td> <td>※所 10%</td> </tr> <tr> <td>② Bが2,000万円超の場合 32(48)万円 + (B - 2,000万円) <math>\times 2\%</math> (3%)</td> <td>※所 15%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(注) 特別控除及びその他の特例制度との併用はできない(附則34の2③)。</td> </tr> </table> <p>ウ 居住用財産に係る長期譲渡所得</p> <table border="1"> <tr> <td>(平成18年1月1日以後の譲渡)(附則34条の3①③)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>① Bが6,000万円以下の場合 <math>B \times 1.6\%</math> (2.4%)</td> <td>※所 10%</td> </tr> <tr> <td>② Bが6,000万円超の場合 96(144)万円 + (B - 6,000万円) <math>\times 2\%</math> (3%)</td> <td>※所 15%</td> </tr> </table>	(平成18年1月1日以後の譲渡)(附則34①④)		$B \times 2\%$ (3%)	※所 15%	(平成18年1月1日～令和4年12月31日までの譲渡)(附則34の2D④)		① Bが2,000万円以下の場合 $B \times 1.6\%$ (2.4%)	※所 10%	② Bが2,000万円超の場合 32(48)万円 + (B - 2,000万円) $\times 2\%$ (3%)	※所 15%	(注) 特別控除及びその他の特例制度との併用はできない(附則34の2③)。		(平成18年1月1日以後の譲渡)(附則34条の3①③)		① Bが6,000万円以下の場合 $B \times 1.6\%$ (2.4%)	※所 10%	② Bが6,000万円超の場合 96(144)万円 + (B - 6,000万円) $\times 2\%$ (3%)	※所 15%	<p><b>譲渡所得の特例</b></p> <p>(1) 特定の居住用財産の買換(措36条の2)        10年を超えて所有し、令和7年12月31日までの譲渡で次の条件を満たす場合、買換資産の価格が譲渡資産の価格以上のときは課税されない。        下回るときはその差額部分だけ課税される。        ア 譲渡する日現在で居住期間10年以上        イ 購入する家屋の床面積は50㎡以上        ウ 購入する土地は500㎡以下        エ 購入する住宅が既存住宅で耐火建築物である場合は、新築後経過年数が25年以内        オ 譲渡した年の前年から翌年までの3年間に買換える住宅を購入すること</p> <p>(2) 居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除(措41条の5)        居住用財産の買換えで生じた譲渡損失の金額のうち損益通算で控除しきれない部分の金額を、一定の条件の下で、譲渡した年の翌年以降3年内の各年分の総所得金額から控除できる。        主な条件は次のとおり        ア 譲渡資産が譲渡する年の1月1日現在で所有期間が5年を超える個人の居住用資産であること。        イ 買換資産の取得に当たって住宅ローンを利用していること。        ウ 令和7年12月31日までに居住用財産を譲渡し、その譲渡した年の前年1月1日から翌年12月31日までに、新たに居住用財産を取得のうえ、当該取得の年の翌年12月31日までの間に納税義務者の居住の用に供し又は供する見込であること。        エ 合計所得金額が3,000万円以下であること。        オ 譲渡先が親族等ではないこと。</p>
(平成18年1月1日以後の譲渡)(附則34①④)																			
$B \times 2\%$ (3%)	※所 15%																		
(平成18年1月1日～令和4年12月31日までの譲渡)(附則34の2D④)																			
① Bが2,000万円以下の場合 $B \times 1.6\%$ (2.4%)	※所 10%																		
② Bが2,000万円超の場合 32(48)万円 + (B - 2,000万円) $\times 2\%$ (3%)	※所 15%																		
(注) 特別控除及びその他の特例制度との併用はできない(附則34の2③)。																			
(平成18年1月1日以後の譲渡)(附則34条の3①③)																			
① Bが6,000万円以下の場合 $B \times 1.6\%$ (2.4%)	※所 10%																		
② Bが6,000万円超の場合 96(144)万円 + (B - 6,000万円) $\times 2\%$ (3%)	※所 15%																		

# 県 税

## 県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
<p>県 民 税 (個人) &lt;分離課税&gt;</p>	
	<p><b>株式等の譲渡所得等（附則 35 条の 2）</b> ○株式等を譲渡したことによる所得 上場株式等 ① 軽減税率 ② 譲渡損失の繰越控除制度（翌年以降 3 年間）（附則 35 条の 2 の 6）</p> <p>非上場株式等 申告分離課税 〈注〉 「特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除（翌年以降 3 年間）及び譲渡所得等（2 分の 1）の課税の特例」（附則 35 の 3）</p>

税 率 等	納 期 等						
<p>(2) 短期譲渡所得 ※は所得税の税率 ア 一般の短期譲渡所得</p> <table border="1" data-bbox="95 263 546 319"> <tr> <td>(平成18年1月1日以後の譲渡)(附則35①⑤)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B×3.6%(5.4%)</td> <td>※所 30%</td> </tr> </table> <p>イ 国又は地方公共団体等に係る短期譲渡所得 (平成18年1月1日以後の譲渡)(附則35③⑦)</p> <table border="1" data-bbox="95 363 546 419"> <tr> <td>B×2%(3%)</td> <td>※所 15%</td> </tr> </table>	(平成18年1月1日以後の譲渡)(附則35①⑤)		B×3.6%(5.4%)	※所 30%	B×2%(3%)	※所 15%	<p>(3) 特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除(措41条の5の2)</p> <p>居住用財産を譲渡し、買換えを前提としない場合の譲渡損失の金額を、一定の条件の下で譲渡資産に係る一定の借入金等の金額からその資産の譲渡価格を控除した残額を限度として、翌年以後3年以内の各年分の総所得金額等(合計所得金額が3,000万円以下である年分に限る。)から控除できる。</p> <p>ア 譲渡資産が譲渡する年の1月1日現在で所有期間が5年を超える個人の居住用財産であること。</p> <p>イ 譲渡契約締結日の前日にその資産に係る一定の住宅借入金を有すること。</p> <p>ウ 令和7年12月31日までに居住用財産を譲渡したものであること。</p> <p>エ 親族等に対する譲渡ではないこと。</p>
(平成18年1月1日以後の譲渡)(附則35①⑤)							
B×3.6%(5.4%)	※所 30%						
B×2%(3%)	※所 15%						
<p>税率</p> <p><b>上場株式等</b> 申告分離課税(附則35条の2の2)</p> <p>平成18年1月1日以後 平成25年12月31日まで 1.2%(1.8%) 平成26年1月1日以後 2%(3%)</p> <p><b>非上場株式等</b> 申告分離課税(附則35条の2)</p> <p>平成18年1月1日以後 2%(3%)</p>							

# 県 税

県  
税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
<p><b>県 民 税</b> (個人) <b>&lt;分離課税&gt;</b></p>	<p><b>先物取引に係る雑所得等 (附則 35 条の 4)</b>            ●商品先物取引等による所得で一定のもの            ●繰越控除 (附則 35 条の 4 の 2)            商品先物取引等に係る差金等決済により生じた損失は、3 年間繰越控除できる。</p> <hr/> <p><b>退職所得 (50 条の 2~50 条の 10)</b>  <math display="block">\text{課税退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2</math>           退職所得控除額 (所 30 条)            ①勤続年数が 20 年以下の場合 40 万円×勤続年数(最低 80 万円)            ②勤続年数が 20 年を超える場合            ……………70 万円×(勤続年数-20 年)+800 万円            ③障害者になったことに直接起因して退職した場合            ……………①又は②の額に 100 万円加算</p>
<p><b>県 民 税</b> (利子割) <b>&lt;分離課税&gt;</b></p>	<p><b>納税義務者 (24 条)</b>            県内の金融機関等から利子等の支払を受ける個人。平成 28 年 1 月 1 日以降、法人に対して支払われた利子等については、利子割課税の対象外。</p> <p><b>課税標準 (71 条の 5)</b>            支払を受けるべき利子等の額            利子等の額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によって算定されたもの</p> <p><b>非課税</b>            ●身体障害者等が支払を受ける少額預金、少額公債の各元本 350 万円までの利子等            ●財産形成住宅貯蓄、財産形成年金貯蓄の元本合計 550 万円までの利子等            ●非居住者が支払を受ける利子等            ●その他、所得税の取扱上非課税とされる利子等</p> <p><b>法人税割からの税額控除等 (53 条)</b>            法人が課された利子割については、本店所在地の都道府県に申告する道府県民税法人税割から税額控除し、控除しきれない金額は還付又は未納の税等に充当する。            平成 28 年 1 月 1 日以降、法人に係る利子割が廃止されることに伴い、法人税割との調整は廃止。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>利子割交付金</b>              県は、納入された利子割額に相当する額から控除又は還付若しくは充当した額を減額し、都道府県間の精算により支払を受けた金額に相当する額を加算し、支払をした金額に相当する額を減額した額の 59.4/100 に相当する額を、個人県民税全体に占める当該市町村の割合の 3 年平均であん分し、県内の市町村に交付する。              (71 条の 26、令 9 条の 14)</p> </div>



# 県 税

## 県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
<p><b>県 民 税</b> (配当割) <b>&lt;分離課税&gt;</b></p>	<p><b>納税義務者 (24条)</b> 特定配当等（一定の上場株式等の配当割）の支払を受ける個人で、県内に住所を有するもの</p> <p><b>課税標準 (71条の 27)</b> 支払を受けるべき特定配当等の額 特定配当等の額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によって算定されたもの *平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき特定公社債（国債・地方債・公募公社債等）の利子等及び特定口座外の割引債の償還差益が課税対象に加えられた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>配当割交付金</b> 県は、納入された配当割の 59.4/100 に相当する額を、個人県民税全体に占める当該市町村の割合の 3 年平均であん分し、県内の市町村に交付する。 (71 条の 47、令 9 条の 18)</p> </div>
<p><b>県 民 税</b> (株式等譲渡所得割) <b>&lt;分離課税&gt;</b></p>	<p><b>納税義務者 (24条)</b> 所得税において源泉徴収を選択した特定口座（源泉徴収口座）における株式等の譲渡の対価又は源泉徴収口座における信用取引の差金決済の差益の支払を受ける個人で、支払を受けるべき日の属する年の 1 月 1 日現在において県内に住所を有するもの</p> <p><b>課税標準 (71条の 48)</b> 特定株式等譲渡所得金額 特定株式等譲渡所得金額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によって算定されたもの *平成 28 年 1 月 1 日以降、特定口座内における特定公社債等の譲渡所得及び割引債の償還差益が課税対象に加えられた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>株式等譲渡所得割交付金</b> 県は、納入された株式等譲渡所得割の 59.4/100 に相当する額を、個人県民税全体に占める当該市町村の割合の 3 年平均であん分し、県内の市町村に交付する。(71 条の 67、令 9 条の 22)</p> </div>

<p style="text-align: center;"><b>税 率 等</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>納 期 等</b></p>
<p><b>税率 (71 条の 28)</b>            .....5%</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>総合課税・申告分離課税の選択ができる</b>              個人住民税の申告は不要だが、申告することにより総合課税、申告分離課税のどちらかを選択できるようになり、申告分離課税を選択した場合には、配当控除は適用されないが、上場株式等の譲渡損失との間で損益通算を行うことができる。              ＊平成 28 年 1 月 1 日以降、上記損益通算の対象に、特定公社債等の利子等及び譲渡所得を含む。</p> </div>	<p><b>特別徴収 (71 条の 30)</b>            特定配当等の支払時に特定配当等の支払をする者が特別徴収する。</p> <p><b>申告納入 (71 条の 31)</b>            特定配当等の支払をする特別徴収義務者は、徴収の日の属する月の翌月 10 日までに申告納入する。</p>
<p><b>税率 (71 条の 49)</b>            .....5%</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>申告分離課税の選択ができる</b>              納税義務者が確定申告をした場合には、所得割額から株式等譲渡所得割相当額を控除する。              (32 条、37 条の 4、313 条、314 条の 9)</p> </div>	<p><b>特別徴収 (71 条の 50)</b>            源泉徴収口座における株式等の譲渡の対価等の支払をする者が特別徴収する。</p> <p><b>申告納入 (71 条の 51)</b>            特別徴収義務者は、徴収の日の属する年の翌年 1 月 10 日までに申告納入する。</p>

# 県 税

## 県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
森 林 環 境 税 (国税)	<p>納税義務者（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律3条） 国内に住所を有する個人</p> <p>非課税（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律4条、 施行令1条）</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 生活保護法の規定による生活扶助その他これに準ずるものとして政令で定める扶助を受けている者</li><li>(2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の者</li><li>(3) 前年の合計所得金額が政令で定める金額以下である者</li></ol>

税 率 等	納 期 等
<p><b>税 率</b> (森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 5 条) 1,000 円</p> <p><b>賦課徴収</b> (森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 7 条) 個人の市町村民税の均等割の賦課徴収の例により、県市町村民税の均等割の賦課徴収と併せて行う。</p>	

# 県 税

## 県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
<p><b>県 民 税</b> (法人)</p>	<p><b>納税義務者 (24 条)</b>            (1) 県内に事務所又は事業所を有する法人            …………… <b>均等割額と法人税割額の合算額</b>            (2) 県内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する施設を有する法人で、県内に事務所、事業所を有しないもの            …………… <b>均等割額</b>            (3) 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所又は事業所を有するもの            …………… <b>法人税割額</b>            〈注 1〉 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなされる。            〈注 2〉 公益社団法人及び公益財団法人、地方自治法第 260 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体、特定非営利活動法人は、収益事業を行うものを除き、申請により、県民税の均等割の免除を受けることができる場合がある。(条例 34 条の 2)</p> <p><b>課税標準 (23 条)</b> …………… <b>法人税割額</b>            法人税割の課税標準は、法人税法その他の法人税に関する法令の規定によって計算した法人税額で、「所得税額」「外国税額」「仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除」「一般試験研究費に係る法人税額の特別控除(措 42 条の 4 第 4 項に規定する中小企業者等を除く)」「特別試験研究費に係る法人税額の特別控除(措 42 条の 12 の 5 第 2 項に規定する中小企業者等を除く)」等の諸控除の控除前のものをいい、法人税に係る延滞税等の額は含まない。</p> <p><b>課税標準の分割 (57 条)</b> …………… <b>法人税割額</b>            二以上の都道府県に事務所等を有する法人は、課税標準を従業者数であん分する。(予定申告を除く)</p> <p><b>非課税 (25 条)</b>            (1) 国、非課税独立行政法人、地方公共団体、土地改良区等            (2) 収益事業を行う場合を除いて…日本赤十字社、社会福祉法人、宗教法人、学校法人、労働組合、漁船保険組合、信用保証協会、農業共済組合、都道府県農業会議、中小企業団体中央会、国民健康保険組合、公務員共済組合等</p> <p><b>均等割の課税区分の基準 (23 条、52 条)</b> …………… <b>資本金等の額</b>            (1) 資本金等の額とは次のものをいう。            ① 保険業法に規定する相互会社…地方税法施行令に基づき算定した純資産額            ② 上記①以外の法人…法人税法に規定する資本金等の額から無償減資・資本準備金の取崩し額(欠損填補等)を控除するとともに、無償増資の額を加算した額            (2) 算定期間の末日において「資本金等の額」(A)が「資本金の額と資本準備金の額の合計額」(B)を下回る場合は、(B)が税率区分の基準となる。</p>

税 率 等	納 期 等												
<p><b>法人税割 (51 条、条例附則 17 条、条例附則 18 条) ※令和元年 9 月 30 日以前に開始する事業年度についてはカッコ書きの税率を適用</b></p> <p>法人税額の <b>1.8%</b>(4.0%)            ただし、法人税割の課税標準となる法人税額が年 1 千万円以下の次のものについては、<b>1.0%</b>(3.2%)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)</li> <li>・法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人</li> <li>・法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うもの</li> </ul> <p>(注) 事業年度が 1 年未満の場合は、月割りで算定する。月数は暦に従い計算し、1 月に満たない端数が生じたときは、1 月とする。</p>	<p><b>確定申告納付 (53 条)</b>            事業年度終了の日の翌日から 2 か月以内</p> <p><b>中間申告納付 (53 条)</b>            事業年度が 6 か月を超える法人は当該事業年度開始の日以後 6 か月を経過した日から 2 か月以内。            ただし、前事業年度の法人税の額の 6 か月相当分の額が、10 万円以下の場合等は中間申告を要しない。</p> <p><b>清算中の法人 (旧法 53 条)</b>            (1) 事業年度終了の日の翌日から 2 か月以内            (2) 残余財産の一部分配の日の前日まで            (3) 残余財産確定の日の翌日から 1 か月以内            〈注 1〉 清算所得に対する法人税額に係る法人税割の税率は 5.8%            〈注 2〉 平成 22 年 10 月 1 日以後に解散する法人については、清算所得課税を廃止し、通常の所得課税に移行</p>												
<p><b>均等割 (52 条、森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例 3 条)</b></p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="63 705 425 734">法人の区分</th> <th data-bbox="425 705 551 734">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="63 734 425 1125">           次に掲げる法人            イ 公共法人及び公益法人等のうち、均等割が課されないもの以外のもの(法人税別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く)            ロ 人格のない社団等            ハ 一般社団法人(非営利型法人を除く)及び一般財団法人(非営利型法人を除く)            ニ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの            ホ 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が 1 千万円以下の法人         </td> <td data-bbox="425 734 551 1125">           年額            21,000 円            (20,000 円)         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="63 1125 425 1197">           資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人         </td> <td data-bbox="425 1125 551 1197">           年額            52,500 円            (50,000 円)         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="63 1197 425 1268">           資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人         </td> <td data-bbox="425 1197 551 1268">           年額            136,500 円            (130,000 円)         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="63 1268 425 1340">           資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人         </td> <td data-bbox="425 1268 551 1340">           年額            567,000 円            (540,000 円)         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="63 1340 425 1465">           資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 50 億円を超える法人         </td> <td data-bbox="425 1340 551 1465">           年額            840,000 円            (800,000 円)         </td> </tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	次に掲げる法人 イ 公共法人及び公益法人等のうち、均等割が課されないもの以外のもの(法人税別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く) ロ 人格のない社団等 ハ 一般社団法人(非営利型法人を除く)及び一般財団法人(非営利型法人を除く) ニ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ホ 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が 1 千万円以下の法人	年額 21,000 円 (20,000 円)	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人	年額 52,500 円 (50,000 円)	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人	年額 136,500 円 (130,000 円)	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人	年額 567,000 円 (540,000 円)	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 50 億円を超える法人	年額 840,000 円 (800,000 円)	<p><b>公共法人等で均等割のみが課されるもの (53 条)</b>            毎年 4 月 30 日までに申告納付</p> <p>〈注〉 定款等の定めにより、各事業年度終了の日から 2 月以内に定時総会が招集されない常況にある場合等は、法人税(国税)の申告期限の延長の承認を受け、提出期限が 1 か月(通算法人の場合は 2 か月、会計監査人を置いている一定の場合は最大 4 か月)延長された場合は、法人県民税の申告についても同様に取り扱われる。            なお、この場合には、法人税の申告期限の延長がされた旨を届け出なければならない。(53 条)</p>
法人の区分	税率												
次に掲げる法人 イ 公共法人及び公益法人等のうち、均等割が課されないもの以外のもの(法人税別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く) ロ 人格のない社団等 ハ 一般社団法人(非営利型法人を除く)及び一般財団法人(非営利型法人を除く) ニ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ホ 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が 1 千万円以下の法人	年額 21,000 円 (20,000 円)												
資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人	年額 52,500 円 (50,000 円)												
資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人	年額 136,500 円 (130,000 円)												
資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人	年額 567,000 円 (540,000 円)												
資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 50 億円を超える法人	年額 840,000 円 (800,000 円)												

# 県 税

## 県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
県 民 税 (法人)	<p><b>グループ通算制度を適用する法人</b> 令和4年4月1日以後開始する事業年度から、連結納税制度はグループ通算制度に移行。 グループ通算制度では、これまでの連結法人を通算法人、連結親法人を通算親法人、連結子法人を通算子法人、連結完全支配関係を通算完全支配関係とする。連結納税制度の承認を受けていた法人は、グループ通算制度に移行しない旨の届出書を提出しなければ、自動的にグループ通算制度の適用を受ける。</p> <p><b>課税標準 (23条①四イ、53条)</b> 法人税割の課税標準額＝法人税額＋加算調整額－減算調整額</p>

税 率 等	納 期 等
<p>〈注 1〉 税率は森林環境税相当額分を含む。平成 18 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度についてはカッコ書きの税率を適用する。            ※森林環境税（森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例）：森林環境を保全するなどの施策に充てる財源を確保するため、県内に事務所等を有し、均等割の納税義務がある法人は、平成 18 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、均等割額の 5 %相当額が加算される。</p> <p>〈注 2〉 均等割額は、その算定期間中において事務所・事業所又は寮等を有していた月数に応じ、月割りで算定する。月数は暦に従い計算し、1 月に満たないときは 1 月とし、1 月に満たない端数が生じたときは切り捨てる。</p> <p><b>税率（51 条・52 条）</b>            法人税割・均等割ともグループ通算制度を適用しない法人に同じ</p>	<p><b>確定申告納付（53 条①）</b>            通算法人は、通算法人以外の法人と同様、確定申告納付を行う。申告納付期限は通算親法人の法人税（国税）の申告納付期限と同じ。</p> <p><b>中間申告納付（53 条①②）</b>            通算法人は、通算親法人事業年度の期間を基準にして、通算法人以外の法人と同様、中間申告納付を行う。</p>

# 県 税

## 県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
<p><b>事 業 税</b> (個人)</p>	<p><b>納税義務者 (72条の2)</b> 県内に事務所、事業所を設けて第1種～第3種の事業(法定業種という)を行う個人</p> <p><b>非課税事業等 (72条の4等)</b> 下欄の法人の事業税を参照</p> <p><b>課税標準 (72条の49の11)</b> 前年中の法定業種による事業所得・不動産所得(年の途中で事業を廃止した場合は、1月1日から廃止した日までの分)</p> <p><b>課税標準の計算 (72条の49の12、72条の49の14)</b></p> $  \boxed{\text{課}} = \boxed{\text{総}} - \boxed{\text{必}} - \boxed{\text{繰}} - \boxed{\text{事}}  $ <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">=</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">収</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">-</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">要</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">-</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">越</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">-</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">業</span> </p> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">標</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">入</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">経</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">控</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">主</span> </p> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">準</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">金</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">費</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">除</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">控</span> </p> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">額</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">等</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">除</span> </p>

税 率 等	納 期 等
<p><b>法定業種と税率 (72 条の 2、72 条の 49 の 17)</b></p> <p><b>〈第 1 種事業〉</b> .....5%</p> <p>物品販売業、保険業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、運送業、倉庫業、駐車場業、請負業、印刷業、出版業、写真業、旅館業、料理店業、飲食店業、周旋業、代理業、公衆浴場業(温泉・サウナ等)、演劇興行業、不動産売買業、広告業等</p> <p><b>〈第 2 種事業〉</b> .....4%</p> <p>畜産業、水産業、薪炭製造業(主として自家労力を用いて行うものは除く。)</p> <p><b>〈第 3 種事業〉</b></p> <p>医業、薬剤師業、獣医業、弁護士業、司法書士業、弁理士業、税理士業、公認会計士業、社会保険労務士業、不動産鑑定業、デザイン業、諸芸師匠業、理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業(銭湯)等 .....5%</p> <p>あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう業等..... 3%</p>	<p><b>申告期間 (72 条の 55)</b></p> <p>3 月 15 日まで(年の中で事業を廃止した場合は、事業廃止の日から 1 か月以内。ただし、死亡による廃止の場合は 4 か月以内。)</p> <p><b>納期 (72 条の 51、条例 35 条の 7)</b></p> <p>(1) 第 1 期 8 月 16 日～ 8 月 31 日 第 2 期 11 月 1 日～11 月 15 日 ※年税額が 1 万円以下の場合は 8 月のみ</p> <p>(2) 年の中で事業を廃止した場合等 .....納税通知書に定める納期</p> <p><b>減免 (72 条の 62)</b> .....災害等の場合</p> <p><b>■個人事業税の申告は、所得税・住民税の申告をすれば不要</b></p> <p>事業専従者控除や事業用資産の譲渡損失控除など個人事業税に特有なものは、所得税又は住民税申告書の「事業税に関する事項」欄に記載することが必要。 ただし、年の中で事業を廃止した場合は、個人事業税の申告が必要となる。</p>

# 県 税

## 県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
<p><b>事 業 税</b> (法人)</p>	<p><b>納税義務者 (72条の2)</b> 県内に事務所又は事業所を設けて事業を行っている法人 ※法人課税信託の引受けを行う個人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなされる。</p> <p><b>非課税事業等 (72条の4等)</b> (1) 林業、鉱物掘採業、一定の農事組合法人が行う農業 (72条の4) (2) 医療法人等の社会保険診療等に係る所得 (72条の23) (3) 非課税法人等 (72条の4、72条の5) ①国、地方公共団体等 ②収益事業を行う場合を除いて …日本赤十字社、社会福祉法人等</p> <p><b>課税標準 (72条の2 72条の12)</b> (1) 下記以外の法人 原則として法人税と同じ方法により計算した「所得」又は「清算所得」〈注〉 なお、<b>外形標準課税対象法人</b>は32ページ参照 (2) 電気供給業(下記(3)を除く)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人 …収入金額 (3) 電気供給業のうち、小売電気事業、発電事業及び特定卸供給事業を行う法人 …収入金額、所得 〈注〉平成22年10月1日以後に解散する法人については、清算所得課税を廃止し、通常の所得課税に移行</p> <p><b>欠損金の繰越控除</b> (1) 控除期間 損金として7年間(平成20年4月1日以後に終了する事業年度において生じた欠損金については9年間、平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金については10年間)繰越控除できる。 (2) 控除限度額 繰越控除前の所得金額の100分の65 (平成28年4月1日以後に開始する事業年度については100分の60、平成29年4月1日以後に開始する事業年度については100分の55、平成30年4月1日以後に開始する事業年度については100分の50)相当額 (中小法人等については、100分の100)</p>

税 率 等		納 期 等	
<b>標準税率 (72条 24 の 7)</b> (1) 下記(2)(3)以外の法人		<b>確定申告納付 (72条の 25、72条の 28)</b> (1) 事業年度終了の日から2か月以内 (2) 災害その他やむを得ない理由により決算が確定しない場合は、申請により、指定された日まで (3) 会計監査人による監査のため、決算が確定せず期限までに提出できない常況にある場合等は、申請により、事業年度終了の日から原則として3か月以内(通算申告法人の場合は4か月以内)	
①資本金又は出資金の額が1億円超の法人 (下記②③を除く)			
事業税の区分		R4. 4. 1以後開始する事業年度	R元. 10. 1以後開始する事業年度
付加価値割		1. 2%	
資本割		0. 5%	
所得割	年400万円以下の所得	1%	0. 4%
	年400万円を超え年800万円以下の所得		0. 7%
	年800万円を超える所得		1%
	軽減税率不適用法人 ※注1		1%
②公益法人等、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人、一般財団法人、これら以外の法人(下記③を除く)で、 資本金又は出資金の額が1億円以下のもの			
事業税の区分		R元. 10. 1以後開始する事業年度	
所得割	年400万円以下の所得	3. 5%	
	年400万円を超え年800万円以下の所得	5. 3%	
	年800万円を超える所得	7%	
	軽減税率不適用法人 ※注1	7%	
(注1)「軽減税率不適用法人」とは、3以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人で、資本金又は出資金の額が1千万円以上のものをいう。			
		<b>中間申告納付 (72条の 26)</b> 事業年度が6か月を超える法人について、事業年度開始の日から6か月経過した日から2か月以内 ただし、所得割のみが課される法人で法人税の中間申告を要しない場合及び特別法人等は、中間申告を要しない。	
		<b>清算中の法人 (72条の 29、旧法 72条の 29)</b> (1) 事業年度終了の日から2か月以内 (2) 残余財産の一部分配の日の前日まで (3) 残余財産確定の日から1か月以内 (注) 平成22年10月1日前に解散した法人に限る。	

# 県 税

## 県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
<p><b>事業税</b> (法人)</p>	<p><b>課税標準の分割 (72条の48)</b>            二以上の都道府県に事務所又は事業所(以下、事業所等)がある場合は、事業の種類により、次の方法で課税標準を分割する。</p> <p>(1) 下記(2)～(5)以外の事業            課税標準の1/2:事業所等の数            課税標準の1/2:従業者数 であん分</p> <p>(2) 電気供給業            ①小売電気事業            課税標準の1/2:事業所等の数            課税標準の1/2:従業者数 であん分            ②一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業            課税標準の3/4:発電所に接続する電線路の電力容量            課税標準の1/4:事業所等の固定資産の価額            (発電所に接続する電線路がない場合:事業所等の固定資産の価額) であん分            ③発電事業、特定卸供給事業            課税標準の3/4:発電所の用に供する固定資産の価額            課税標準の1/4:事業所等の固定資産の価額            (発電所の用に供する固定資産を有しない場合:事業所等の固定資産の価額) であん分</p> <p>(3) ガス供給業、倉庫業            事務所等の固定資産の価額であん分</p> <p>(4) 鉄道事業、軌道事業            事業所等の所在する都道府県内の軌道の延長キロメートル数であん分</p> <p>(5) 製造業            従業者数であん分</p> <p>〈注〉ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場の従業者数は1.5倍で計算</p>
<p><b>法人事業税交付金</b>            県は納入された法人事業税から還付額等を減額した額の7.7/100(令和2年度は3.4/100)に相当する額を県内の市町村に交付する。交付基準は各市町村の従業者数。</p>	

税 率 等		納 期 等	
③特別法人※2			
事業税の区分		R元. 10.1 以後 開始する事業年度	
所得 割	年 400 万円以下の所得	<b>3.5%</b>	
	年 400 万円を超える 所得	<b>4.9%</b>	
	軽減税率不適用法人 ※注 1	<b>4.9%</b>	
<p>〈注 2〉「特別法人」とは、72 条の 24 の 7 第 7 項に掲げる法人（農業協同組合、漁業協同組合、信用金庫、労働金庫、医療法人等）をいう。</p>			
(2) 電気供給業（下記 (3) を除く）、導管ガス供給業※3、保険業及び貿易保険業を行う法人			
事業税の区分		R元. 10.1 以後開始する事業年度	
収入割		<b>1%</b>	
<p>〈注 3〉ガス供給業のうち、一般ガス供給業を行う法人については、令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から上記 (1) ①②又は③を適用。</p>			
(3) 電気供給業のうち小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業※4 を行う法人			
①上記 (1) ①に掲げる法人			
事業税の区分	R2. 4. 1 以後開始する事業年度	R元. 10. 1 以後開始する事業年度	
収入割	<b>0.75%</b>	<b>1%</b>	
付加価値割	<b>0.37%</b>	—	
資本割	<b>0.15%</b>	—	
②上記 (1) ②③に掲げる法人			
事業税の区分	R2. 4. 1 以後開始する事業年度	R元. 10. 1 以後開始する事業年度	
収入割	<b>0.75%</b>	<b>1%</b>	
所得割	<b>1.85%</b>	—	
<p>〈注 4〉特定卸供給事業に係る税率は令和 4 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度から適用</p>			

# 県 税

## 県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
<p><b>事 業 税</b> (法人)</p>	<p><b>外形標準課税</b> 納税義務者 (72 条の 2) 資本金の額又は出資金の額が 1 億円超の法人 (公共法人・公益法人等・収入金課税法人・特別法人その他一定の法人を除く。) 税額＝付加価値割額＋資本割額＋所得割額</p> <p><b>課税標準 (72 条の 12)</b> (1) 付加価値割 各事業年度の付加価値額 付加価値額＝収益配分額 (報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料) ± 単年度損益 ※報酬給与額のうち収益配分額の 7 割を超える部分については、課税標準から控除 (雇用安定控除)</p> <p>(2) 資本割 各事業年度の資本金等の額 ※無償減資等の金額は課税標準から控除し、無償増資等の金額は課税標準に加算する。 ※一定の持株会社については、総資産に占める子会社株式の帳簿価格の割合に相当する額を課税標準から控除 ※資本金等の額のうち 1 千億円を超える部分については、割落とし、1 兆円を超える部分は課税標準に算入しない。 (注) 平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について、資本金等の額 (無償減資及び無償増資等を行った場合は、その調整後の金額) が資本金の額と資本準備金の額の合計額を下回る場合は、当該合計額を課税標準とする。</p> <p>(3) 所得割 各事業年度の所得及び清算所得 (注) で、原則として法人税の計算の例による。 (注) 清算所得課税廃止については 28 ページ参照</p> <p>適用期日:平成 16 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用</p> <p><b>確定申告及び中間申告納付 29 ページ参照</b> なお、中間申告納付について、事業年度開始の日から 6 か月の期間の末日において、外形標準課税を適用する法人は、法人税の中間申告を要しない場合であっても中間申告を要する。(72 条の 26⑧)</p>

税 率 等	納 期 等
<p>令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、ガス供給業を行う法人のうち、特定ガス供給業を行う法人については、収入割0.48%、付加価値割0.77%、資本金割0.32%となる。</p>	<p>(賃上げ促進税制に係る経過措置等)</p> <p>(1)賃上げの促進に係る課税標準の特例 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、継続雇用者の給与総額が前年度比3%以上増加した場合、雇用者全体の給与増加額※を付加価値額の課税標準から控除する。 ※雇用安定控除との重複控除の調整措置あり</p>
<p><b>外形標準課税の適用対象法人の見直しについて</b> (令和6年度税制改正)</p> <p>○減資への対応 外形標準課税の対象法人について、現行基準(資本金1億円超)を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。 ※令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用 ※令和6年3月30日前に外形標準課税の対象であった法人が、「駆け込み」で減資を行った場合で、上記基準に該当するときは、外形標準課税の対象とする等の所要の措置が講じられている。</p> <p>○100%子法人等への対応 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。 ※令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用</p>	

# 県 税

## 県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
<p><b>特別法人事業税</b> (国税) (法人)</p> <p>(令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から適用)</p>	<p><b>納税義務者</b> (特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第4条等) 県内に事務所又は事業所を設けて事業を行っている法人 ※法人課税信託の引受けを行う個人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなされる。</p> <p><b>課税標準</b> (特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第6条) (1) 基準法人所得割額 ※地方税法の規定(課税免除及び不均一課税等に関する規定を除き、税率については標準税率による)によって計算した所得割額 (2) 基準法人収入割額 ※地方税法の規定(基準法人所得割額と同じ)によって計算した収入割額</p>
<p><b>地方法人特別税</b> (国税) (法人)</p> <p>(平成20年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度について適用)</p>	<p><b>納税義務者(旧暫定法5条等)</b> 県内に事務所又は事業所を設けて事業を行っている法人 ※法人課税信託の引受けを行う個人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなされる。</p> <p><b>課税標準(旧暫定法8条等)</b> (1) 基準法人所得割額 ※地方税法の規定(課税免除及び不均一課税等に関する規定を除き、税率については標準税率による)によって計算した所得割額 (2) 基準法人収入割額 ※地方税法の規定(基準法人所得割額と同じ)によって計算した収入割額</p>

税 率 等		納 期 等	
<b>税率</b> <b>(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第7条)</b>		<b>賦課徴収</b> <b>(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条)</b> 都道府県が、法人事業税の賦課徴収の例により、法人事業税の賦課徴収と併せて行う。	
法人の区分	税率	<b>申告納付</b> <b>(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第9～10条)</b> 法人事業税と併せて申告納付。	
所得割額により法人事業税を課される <b>普通法人</b> (外形準課税対象法人を除く。)	基準法人 所得割額 37.0%		
所得割額により法人事業税を課される <b>特別法人</b> (外形準課税対象法人を除く。)	基準法人 所得割額 34.5%		
収入割額により法人事業税を課される法人(電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う法人を除く)	基準法人 収入割額 30.0%		
収入割額により法人事業税を課される法人(電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う法人)	基準法人 収入割額 40.0%		
所得割額により法人事業税を課される法人 (外形標準課税対象法人)	基準法人 所得割額 260.0%		
※令和2年4月1日以後に開始する事業年度の税率を記載 〈注〉特定卸供給事業に係る税率は令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用 〈注〉特定ガス供給業に係る税率は令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用、基準法人収入割額の62.5%			
<b>税率(旧暫定法9条)</b>		<b>賦課徴収(旧暫定法10条)</b> 都道府県が、法人事業税の賦課徴収の例により、法人事業税の賦課徴収と併せて行う。	
法人の区分	税率	<b>申告納付(旧暫定法11～12条)</b> 法人事業税と併せて申告納付。	
所得割額により法人事業税を課される <b>普通法人</b> (外形準課税対象法人を除く。)	基準法人 所得割額 43.2%		
所得割額により法人事業税を課される <b>特別法人</b> (外形準課税対象法人を除く。)	基準法人 所得割額 43.2%		
収入割額によって法人事業税を課される法人	基準法人 収入割額 43.2%		
所得割額によって法人事業税を課される法人 (外形準課税対象法人)	基準法人 所得割額 414.2%		
※平成28年4月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度の税率を記載			

# 県 税

## 県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
<p><b>地 方 消 費 税</b></p>	<p><b>納税義務者（72条の78、条例35条の11）</b>            (1) 国内取引において、課税資産の譲渡等を行った事業者            (2) 輸入取引において、課税貨物を保税地域から引き取る者</p> <p><b>課税標準（72条の77、条例35条の11）</b>            消費税額</p> <p><b>清算（72条の114）</b>            最終的に消費された都道府県の収入になるよう「消費に関連する指標」に基づき都道府県間で清算            ※清算に使われる「消費に関連する指標」            ・小売年間販売額（経済センサス活動調査）            ・サービス業対個人事業収入額（経済センサス活動調査）            ・人口（国勢調査）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>地方消費税交付金</b>              県は、都道府県間で清算された額の1/2に相当する額を、市町村に対し、人口・従業員数によりあん分して交付する。              なお、引上げ分の地方消費税に係る地方消費税交付金は全額人口によりあん分して交付する（72条の115）</p> </div>

税 率 等	納 期 等
<p><b>税率（72条の83、条例35条の12）</b>            令和元年10月から、消費税額の22/78            （消費税率7.8%に換算すると2.2%）</p> <p>なお、税率引上げ分の税収（市町村交付金を含む。）については、全て社会保障経費（年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対応するための施策に要する経費等）に充てることとされた。</p>	<p><b>申告納付等</b>            国内取引については、当分の間は税務署に、消費税と併せて申告納付。            輸入取引については、税関に消費税と併せて申告納付。</p>

# 県 税

## 県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
<p><b>不動産取得税</b></p>	<p><b>納税義務者</b>（73条の2） 土地や家屋を取得（購入、建築、贈与、交換等）した者</p> <p><b>非課税</b>（73条の3～73条の7）            (1) 国、都道府県等による不動産の取得            (2) 宗教法人、学校法人等が本来の用に供するための不動産の取得            (3) 相続、法人の合併など形式的な所有権の移転等による不動産の取得            (4) 土地改良事業の施行に伴う換地の取得等</p> <p><b>課税標準</b>（73条の13、73条の21、附則11条の5）            取得時の不動産（土地及び家屋）の価格。実際の取得価額や流通時価でなく、適正な時価をいうが、具体的には固定資産評価基準によって評価、決定した価格（新增築家屋等を除き、原則として固定資産課税台帳の登録価格）となる。            なお、宅地評価土地の取得に係る課税標準は、その取得が平成18年1月1日～令和9年3月31日の間に行われた場合は価格の1/2。</p> <p><b>住宅の軽減</b>（73条の14、令37条の16、令37条の18、73条の27の2）            次の(1)～(2)に該当する住宅を取得した場合は、価格から一定額を控除、(3)に該当する場合は、税額から一定額を減額する。</p> <p><b>(1) 新築住宅（特例適用住宅）</b>            床面積が50㎡以上（共同住宅等で貸家の用に供されるものは40㎡以上）240㎡以下</p> <p>[控除額] 1戸につき1,200万円            ※「認定長期優良住宅」を令和8年3月31日までに取得した場合には、1,300万円（「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行日（平成21年6月4日）から適用）</p> <p><b>(2) 中古住宅（耐震基準適合既存住宅）</b>            新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅で、次の3つの条件を満たす住宅</p> <p>①自己の居住の用に供する            ②床面積が50㎡以上240㎡以下            ③次のいずれかの要件に該当していること            ア 昭和57年1月1日以後に新築されたもの            イ 上記アに該当しない住宅で、建築士等が行う耐震診断によって新耐震基準に適合していることの証明がなされたもの（ただし、取得の前日2年以内に証明に係る調査が終了したものに限る。）</p> <p>[控除額] 新築された日により異なる</p>

税 率 等	納 期 等
<p><b>税率 (73 条の 15)</b> .....4%</p> <p>ただし、平成 20 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日の間の取得に係る税率は以下のとおり。(附則 11 条の 2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地.....3%</li> <li>・家屋 (住宅) .....3%</li> <li>・家屋 (住宅以外) .....4%</li> </ul> <p><b>免税点 (73 条の 15 の 2)</b></p> <p>(1) 土地 10 万円未満</p> <p>(2) 家屋の建築の場合 1 戸につき 23 万円未満</p> <p>(3) その他の家屋の場合 1 戸につき 12 万円未満</p> <p><b>不動産の取得日</b></p> <p>契約内容その他から総合的に判断して現実に所有権を取得したと認められる日が取得日となり、所有権の取得に関する登記の有無は問わない。</p>	<p><b>取得の申告 (73 条の 18、条例 36 条の 6)</b></p> <p>不動産を取得した日から 60 日以内に申告が必要</p> <p>ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合、この限りでない。</p> <p><b>軽減の申告 (73 条の 18、条例 36 条の 9 の 2 等)</b></p> <p>住宅、土地の軽減を受けるには、取得日から原則として 60 日以内に申告が必要</p> <p><b>納期 (73 条の 16、条例 36 条の 4)</b></p> <p>納税通知書に定める納期</p>

# 県 税

## 県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等																		
<b>不動産取得税</b>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>新築された日</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 9. 4. 1 以降</td> <td>1, 200 万円</td> </tr> <tr> <td>平成元. 4. 1～平成 9. 3. 31</td> <td>1, 000 万円</td> </tr> <tr> <td>昭和 60. 7. 1～平成元. 3. 31</td> <td>450 万円</td> </tr> <tr> <td>昭和 56. 7. 1～昭和 60. 6. 30</td> <td>420 万円</td> </tr> <tr> <td>昭和 51. 1. 1～昭和 56. 6. 30</td> <td>350 万円</td> </tr> <tr> <td>昭和 48. 1. 1～昭和 50. 12. 31</td> <td>230 万円</td> </tr> <tr> <td>昭和 39. 1. 1～昭和 47. 12. 31</td> <td>150 万円</td> </tr> <tr> <td>昭和 29. 7. 1～昭和 38. 12. 31</td> <td>100 万円</td> </tr> </tbody> </table>	新築された日	控除額	平成 9. 4. 1 以降	1, 200 万円	平成元. 4. 1～平成 9. 3. 31	1, 000 万円	昭和 60. 7. 1～平成元. 3. 31	450 万円	昭和 56. 7. 1～昭和 60. 6. 30	420 万円	昭和 51. 1. 1～昭和 56. 6. 30	350 万円	昭和 48. 1. 1～昭和 50. 12. 31	230 万円	昭和 39. 1. 1～昭和 47. 12. 31	150 万円	昭和 29. 7. 1～昭和 38. 12. 31	100 万円
	新築された日	控除額																	
	平成 9. 4. 1 以降	1, 200 万円																	
	平成元. 4. 1～平成 9. 3. 31	1, 000 万円																	
	昭和 60. 7. 1～平成元. 3. 31	450 万円																	
	昭和 56. 7. 1～昭和 60. 6. 30	420 万円																	
	昭和 51. 1. 1～昭和 56. 6. 30	350 万円																	
	昭和 48. 1. 1～昭和 50. 12. 31	230 万円																	
	昭和 39. 1. 1～昭和 47. 12. 31	150 万円																	
	昭和 29. 7. 1～昭和 38. 12. 31	100 万円																	
<p><b>(3) 中古住宅（耐震基準不適合既存住宅）</b>            平成 26 年 4 月 1 日以後、耐震基準に適合しない中古住宅を取得した場合で、以下の要件を満たす住宅</p> <p>①個人の取得であること            ②床面積が 50 ㎡以上 240 ㎡以下であること            ③取得した日から 6 月以内に次の全ての条件を満たすこと            ア 当該住宅に耐震改修工事を行うこと            イ 耐震改修工事後に、耐震診断によって耐震基準に適合していることの証明がなされていること            ウ 耐震改修工事後、取得者が当該住宅に居住すること</p>																			
<p>[減額額] 新築された日により異なる</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>新築された日</th> <th>減額額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和 56. 7. 1～昭和 56. 12. 31</td> <td>126, 000 円</td> </tr> <tr> <td>昭和 51. 1. 1～昭和 56. 6. 30</td> <td>105, 000 円</td> </tr> <tr> <td>昭和 48. 1. 1～昭和 50. 12. 31</td> <td>69, 000 円</td> </tr> <tr> <td>昭和 39. 1. 1～昭和 47. 12. 31</td> <td>45, 000 円</td> </tr> <tr> <td>昭和 29. 7. 1～昭和 38. 12. 31</td> <td>30, 000 円</td> </tr> </tbody> </table>	新築された日	減額額	昭和 56. 7. 1～昭和 56. 12. 31	126, 000 円	昭和 51. 1. 1～昭和 56. 6. 30	105, 000 円	昭和 48. 1. 1～昭和 50. 12. 31	69, 000 円	昭和 39. 1. 1～昭和 47. 12. 31	45, 000 円	昭和 29. 7. 1～昭和 38. 12. 31	30, 000 円							
新築された日	減額額																		
昭和 56. 7. 1～昭和 56. 12. 31	126, 000 円																		
昭和 51. 1. 1～昭和 56. 6. 30	105, 000 円																		
昭和 48. 1. 1～昭和 50. 12. 31	69, 000 円																		
昭和 39. 1. 1～昭和 47. 12. 31	45, 000 円																		
昭和 29. 7. 1～昭和 38. 12. 31	30, 000 円																		

税 率 等	納 期 等
	<p><b>徴収猶予（73条の25等）</b></p> <p>(1) 土地の軽減措置(1)、(4)に該当する予定がある場合、その期間を限度として、土地の不動産取得税を徴収猶予する。この場合、次の書類の提出が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 建築基準法に規定する確認の申請書の写し又は工事届出書の写</li> <li>② 建築請負契約書の写</li> <li>③ 住宅を新築することを証明する権威ある書類</li> <li>④ 上記①～③の書類がない場合は、住宅新築計画書</li> <li>⑤ 耐震基準適合既存住宅等を取得することが確認できる書類</li> </ul> <p>(2) 土地の軽減措置(6)に該当する予定がある場合、1年6月、(7)に該当する予定がある場合（土地の取得が、住宅の軽減措置(3)の規定に該当することとなった日前行われたものに限る）、6月を限度として、土地の不動産取得税を徴収猶予する。この場合、申告が必要。</p> <p>(3) 住宅の軽減措置(3)に該当する予定がある場合、6月を限度として、当該住宅の不動産取得税を徴収猶予する。この場合、申告が必要。</p> <p>(4) 農地等の一括贈与による取得に係るもの（附則12条）          農業経営を継続するために、推定相続人の1人がすべての農地等を贈与により取得した場合、贈与者の死亡の日まで徴収猶予する。          この場合、当該取得の日の翌年3月15日（既に不動産取得税の納税通知書が交付されているときは、納税通知書に記載された納期限）までに、徴収猶予申請書を提出。</p>

# 県 税

## 県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等					
<p><b>不動産取得税</b></p>	<p><b>土地の軽減 (73 条の 24 等)</b>            次の(1)～(7)に該当する場合は、その土地の取得に係る税額から①又は②のいずれか多い額を減額する。</p> <p>① 45,000 円</p> <p>② <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 5px;">1㎡当たりの 土地の価格※</td> <td style="padding: 5px;">×</td> <td style="padding: 5px;">住宅の延床 面積の2倍 (200㎡が上限)</td> <td style="padding: 5px;">×</td> <td style="padding: 5px;">3%</td> </tr> </table></p> <p>※ 当該宅地評価土地の取得が平成 18 年 1 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日の間に行われた場合は「1㎡当たりの土地の価格×1/2」とする。</p> <p>(1) 土地を取得して 2 年(平成 11 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日までの取得は 3 年※注 1)以内に「特例適用住宅」が新築されたとき(土地を取得した者が当該土地を「特例適用住宅」の新築の時まで引き続き所有している場合、又は「特例適用住宅」の新築が当該土地取得者から土地を取得した者により行われた場合に限る)</p> <p>(2) 土地を取得した者が、その取得の前日 1 年以内に「特例適用住宅」を新築していたとき</p> <p>(3) 新築後 1 年以内に未使用の「特例適用住宅」と土地を取得したとき</p> <p>(4) 土地を取得して 1 年以内に自己居住の「耐震基準適合既存住宅等※注 2」を取得したとき</p> <p>(5) 自己居住の「耐震基準適合既存住宅等」を取得して 1 年以内に土地を取得したとき</p> <p>(6) 土地を取得して 1 年以内に自己居住の「耐震基準不適合既存住宅」を取得したとき(平成 30 年 4 月 1 日以降の取得に限る)</p> <p>(7) 自己居住の「耐震基準不適合既存住宅」を取得して 1 年以内に土地を取得したとき(平成 30 年 4 月 1 日以降の取得に限る)</p> <p>注 1 平成 16 年 4 月 1 日以後の取得で 1 棟につき 100 戸以上の共同住宅用土地の場合は 4 年</p> <p>注 2 「耐震基準適合既存住宅等」とは耐震基準適合既存住宅及び新築後 1 年超の未使用の特例適用住宅をいう</p>	1㎡当たりの 土地の価格※	×	住宅の延床 面積の2倍 (200㎡が上限)	×	3%
1㎡当たりの 土地の価格※	×	住宅の延床 面積の2倍 (200㎡が上限)	×	3%		

税 率 等	納 期 等

# 県 税

## 県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等								
<p><b>県たばこ税</b></p>	<p><b>納税義務者（74条の2）</b>            (1) 日本たばこ産業株式会社            (2) 特定販売業者…外国たばこの輸入業者            (3) 卸売販売業者…日本たばこ産業株式会社、特定販売業者からたばこを買って小売業者に販売する業者</p> <p><b>課税標準（74条の4）</b>            卸売販売業者等が売り渡した製造たばこの本数</p> <p>(1) 製造たばこの本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、下表の各区分における本数はその重量をもって紙巻たばこ1本に換算する。</p> <table border="1" data-bbox="502 536 906 804"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>重 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ イ パイプたばこ ロ 葉巻たばこ ハ 刻みたばこ</td> <td>1グラム 1グラム 2グラム</td> </tr> <tr> <td>2 かみ用の製造たばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>3 かぎ用の製造たばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 加熱式たばこは、重量及び小売定価を基に、紙巻たばこの本数に換算する方式とする（平成30年10月から令和4年10月までの5年間で段階的に課税方法の見直しを実施している）。</p>	区 分	重 量	1 喫煙用の製造たばこ イ パイプたばこ ロ 葉巻たばこ ハ 刻みたばこ	1グラム 1グラム 2グラム	2 かみ用の製造たばこ	2グラム	3 かぎ用の製造たばこ	2グラム
区 分	重 量								
1 喫煙用の製造たばこ イ パイプたばこ ロ 葉巻たばこ ハ 刻みたばこ	1グラム 1グラム 2グラム								
2 かみ用の製造たばこ	2グラム								
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム								

税 率 等		納 期 等
<p><b>税率(74条の5)</b>            平成30年度税制改正により、国、県及び市町村たばこ税の税率の引上げが講じられ、平成30年10月1日から3段階に分けて実施される。</p>		<p><b>申告納付(74条の10)</b>            前月分を毎月末日まで</p>
期間	県たばこ税税率 (1,000本当たり)	
平成30年10月1日から 令和2年9月30日まで	930円	
令和2年10月1日から 令和3年9月30日まで	1,000円	
令和3年10月1日から	1,070円	

# 県 税

## 県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
<p><b>ゴルフ場利用税</b></p>	<p><b>納税義務者 (75 条)</b> ゴルフ場の利用者</p> <p><b>非課税 (75 条の 2、75 条の 3)</b>            (1) 年齢 18 歳未満の者、年齢 70 歳以上の者及び障がいのある方のゴルフ場の利用            (2) 国民スポーツ大会のゴルフ競技に参加する選手が当該ゴルフ競技又はその公式練習として行うゴルフ場の利用            (3) 学生、生徒若しくは児童又はこれらの者を引率する教員が学校の教育活動として行うゴルフ場の利用            (4) 国際競技大会のゴルフ競技に参加する選手が当該ゴルフ競技又はその公式練習として行うゴルフ場の利用</p> <p><b>不均一の課税 (条例 38 条の 3)</b> 次の利用の場合は、税率を 2 分の 1 とする。</p> <p>(1) 早朝利用等でその利用する時間又はホール数に制約があるゴルフ場の利用で、利用料金を 5 割以上軽減した場合            (2) (公財)日本ゴルフ協会又は同協会に加盟する地区連盟が主催する競技会に参加するプロゴルファー以外の選手の利用で、利用料金を 2 割以上軽減した場合</p> <p><b>ゴルフ場利用税交付金 (103 条、条例 38 条の 12)</b> 県は、納入されたゴルフ場利用税の 7/10 に相当する額を市町村に対して交付する。</p>

税 率 等

納 期 等

税率 (76 条、条例 38 条の 4)

ゴルフ場の区分	利用料金の額 (1 人/1 日)	税率
18 ホール 未満	2,500 円未満	400 円
	2,500 円以上	500 円
18 ホール 以上	2,500 円未満	500 円
	2,500～ 3,000 円未満	600 円
	3,000～ 4,000 円未満	700 円
	4,000～ 5,000 円未満	800 円
	5,000～ 6,000 円未満	900 円
	6,000～ 7,000 円未満	1,000 円
	7,000～ 10,000 円未満	1,100 円
	10,000 円以上	1,200 円

申告納入 (83 条、条例 38 条の 8)

特別徴収義務者であるゴルフ場の経営者等が前月分を毎月 15 日まで

- 利用料金とは、利用者の意思にかかわらず徴収される平日の非会員の料金をいう。
- 新設又は増設に係るゴルフ場の税率は、当該新設又は増設に係るゴルフ場の利用を開始した日以後 1 年間に限り、100 円を減じた金額とする。
- パブリックコースのゴルフ場及びセルフプレー以外のプレーを認めていないメンバーコースのゴルフ場については、100 円を減じた金額とする。

# 県 税

## 県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
<p><b>軽油引取税</b></p>	<p><b>納税義務者 (144条の2)</b>            特約業者又は元売業者から軽油を現実に引き取る者等</p> <p><b>課税標準 (144条の2、144条の3)</b></p> <p>(1) 特約業者又は元売業者から引き取る軽油の数量 (特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く)</p> <p>(2) 特約業者又は元売業者が自動車燃料として販売した燃料炭化水素油の販売量 (課税済軽油、揮発油を除く)</p> <p>(3) 特約業者又は元売業者以外の石油製品販売業者が販売した混和軽油又は自動車燃料として販売した燃料炭化水素油の販売量 (課税済軽油、揮発油を除く)</p> <p>(4) 自動車の所有者が自動車燃料として消費した炭化水素油の消費量 (課税済軽油、揮発油を除く)</p> <p>(5) 特別徴収の義務が消滅した時に所有している軽油の数量 (課税済軽油を除く)</p> <p>(6) 特約業者又は元売業者が自己消費する場合等の軽油の数量 (重油等を製造する場合に使用する軽油を除く)</p> <p>(7) 免税軽油を譲渡する場合の譲渡数量</p> <p>(8) 免税軽油の用途外消費数量</p> <p>(9) 特約業者又は元売業者以外の者が軽油の製造をして、消費・譲渡する数量</p> <p>(10) 特約業者又は元売業者以外の者が軽油を輸入する場合の輸入数量</p> <p><b>課税免除 (144条の5、144条の6、附則12条の2の7、令43条の6、令附則10条の2の2)</b></p> <p>(1) 輸出及び課税済軽油の引取り</p> <p>(2) 免税軽油の引取り</p> <p>ア 石油化学製品製造業でエチレン等を製造するための原料等として使用する場合</p> <p>イ 船舶・鉄道・軌道用車両の動力源に使用する場合</p> <p>ウ 自衛隊の通信用機械等の電源又は動力源に使用する場合</p> <p>エ 農林業用機械の動力源等に使用する場合</p> <p>オ セメント製品製造業・生コンクリート製造業・鉱物掘採事業・とび土工工業・鋳さいバラス製造業・港湾運送業・倉庫業・鉄道貨物利用運送事業等・航空運送サービス業・廃棄物処理事業・木材加工業・木材市場業・たい肥製造業・索道事業で使用する機械、装置の動力源等に使用する場合</p>

税 率 等	納 期 等								
<p><b>税率（144条の10、附則12条の2の8）</b>            軽油 1 kℓにつき……………32, 100 円</p> <p><b>免税の手続き（144条の21、144条の27）</b>            都道府県知事に使用者証、免税証を申請し、交付を受け、免税証に記載された販売業者に提出して免税軽油を引き取る。            免税軽油の引取り及び使用については報告書の提出が必要</p> <p><b>■軽油とは（144条、令43条）</b>            次に掲げる規格を有する炭化水素油をいう。</p> <table border="1" data-bbox="58 630 530 805"> <tbody> <tr> <td>比重（温度15度）</td> <td>0.8017超0.8762以下</td> </tr> <tr> <td>分留性状90%留出温度</td> <td>267度超400度以下</td> </tr> <tr> <td>残留炭素分</td> <td>0.2%以下</td> </tr> <tr> <td>引火点</td> <td>130度以下</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>■元売業者とは（144条、144条の7）</b>            軽油を製造、輸入又は販売することを業とする者で、総務大臣の指定を受けた者</p> <p><b>■特約業者とは（144条、144条の8、144条の9）</b>            元売業者と契約して軽油の供給を受け、販売することを業とする者で、都道府県知事の指定を受けた者</p>	比重（温度15度）	0.8017超0.8762以下	分留性状90%留出温度	267度超400度以下	残留炭素分	0.2%以下	引火点	130度以下	<p><b>特別徴収（144条の13、144条の14）</b>            元売業者又は特約業者等が特別徴収する（申告納付分等を除く）</p> <p><b>申告納入・納付（144条の13、144条の14、144条の18）</b>            前月分を毎月末日までに申告納入又は申告納付            特約業者又は元売業者以外の者が軽油を輸入する場合には、輸入の時（輸入許可の時）までに申告納付            免税軽油使用者が免税軽油を免税用途以外に消費し、又は譲渡した場合には、その日から30日以内に申告納付</p>
比重（温度15度）	0.8017超0.8762以下								
分留性状90%留出温度	267度超400度以下								
残留炭素分	0.2%以下								
引火点	130度以下								

# 県 税

## 県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
<p><b>自 動 車 税</b> (環境性能割)</p>	<p><b>納税義務者 (146 条、条例 53 条)</b> 自動車(軽自動車、特殊自動車及び二輪の自動車を除く。)の取得者</p> <p><b>非課税 (148 条、150 条、条例 55 条)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国、都道府県、市町村等による自動車の取得</li> <li>(2) 日本赤十字社の所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するものの取得</li> <li>(3) 相続による自動車の取得</li> <li>(4) 法人の合併または政令で定める分割による自動車の取得</li> <li>(5) 法人が新たに法人を設立するために現物出資を行う場合における自動車の取得</li> <li>(6) 会社更生法による更生計画において、会社から新会社に自動車を移転した場合における自動車の取得</li> <li>(7) 委託者から受託者(受託者から委託者)に信託財産を移す場合における自動車の取得</li> <li>(8) 委託者のみが信託財産の元本の受益者である信託により受託者から元本の受益者に信託財産を移す場合における自動車の取得</li> <li>(9) 信託の受託者の変更があった場合における新たな受託者による自動車の取得</li> <li>(10) 保険業法の規定により保険会社がその保険契約の全部を他の保険会社に移転した場合における当該他の保険会社の自動車の取得</li> <li>(11) 譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産設定の日から 6 ヶ月以内に譲渡担保財産の権利者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転する場合における設定者の自動車の取得</li> </ol> <p><b>課税標準 (156 条、条例 56 条)</b> 自動車の取得価額。無償取得の場合等は、同車種の通常の取引価額を取得価額とみなす。</p> <p><b>免税点 (158 条、条例 58 条)</b> 50 万円以下</p> <p><b>減免 (167 条、条例 60 条の 5)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 身体障がい者等が所有し、もっぱら身体障がい者等のために使用する自動車の取得(54、56、58、60 ページ参照)</li> <li>(2) 公益のため直接専用する自動車の取得</li> <li>(3) 医療法第 31 条の公的医療機関の救急自動車等の取得 (注) 申告の時に必要書類を添付した減免申請書の提出が必要</li> </ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>環境性能割税交付金(177 条の 6)</p> <p>県は、納付された自動車税環境性能割の 40.85/100 に相当する額を市町村に対して、市町村が管理する市町村道の延長及び面積によりあん分して交付する。</p> </div>

税 率 等	納 期 等
<b>税率 (157条、条例57条)</b> 自家用自動車：0～3% 営業用自動車：0～2% ※詳細は下表のとおり  (令和7年4月1日現在)	<b>申告納付 (160条、条例60条)</b> 新規登録や移転登録のとき等に大分 県税事務所(自動車税管理室)に申告納 付

自 動 車 の 種 類			税 率		
区 分	排出ガス要件	燃費要件	自家用	営業用	
電気自動車、燃料電池自動車					
天然ガス自動車	・平成30年排出ガス基準適合又は 平成21年排出ガス基準10%低減		非課税	非課税	
プラグインハイブリッド自動車					
乗用車	・平成30年排出ガス基準50%低減又は 平成17年排出ガス基準75%低減	・令和12年度燃費基準95%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税	
		・令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%	
		・令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成	2%	1%	
		・令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成	3%		
		・令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成			
		・令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成			
	トラック (車両総重量2.5t以下)	・平成30年排出ガス基準50%低減又は 平成17年排出ガス基準75%低減	・令和4年度燃費基準+5%達成	非課税	非課税
			・令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%
	ガソリン車	・平成30年排出ガス基準50%低減又は 平成17年排出ガス基準75%低減	・令和2年度燃費基準+5%達成	非課税	非課税
			・令和2年度燃費基準+10%達成		
・平成30年排出ガス基準25%低減又は 平成17年排出ガス基準50%低減		・令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%	
		・令和2年度燃費基準+5%達成	2%	1%	
トラック (車両総重量2.5t超 3.5t以下)		・平成30年排出ガス基準50%低減又は 平成17年排出ガス基準75%低減	・令和4年度燃費基準達成	非課税	非課税
			・令和4年度燃費基準+5%達成	1%	0.5%
		・平成30年排出ガス基準25%低減又は 平成17年排出ガス基準50%低減	・令和4年度燃費基準95%達成		
			・令和4年度燃費基準達成	2%	1%

税 率 等		納 期 等			
石油ガス車	乗用車	・平成30年排出ガス基準50%低減又は平成21年排出ガス基準75%低減	・令和12年度燃費基準95%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税
			・令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成	1%	
			・令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
			・令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成	2%	
			・令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成	3%	1%
			・令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成		
ディーゼル車	乗用車	・平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合	・令和12年度燃費基準95%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税
			・令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成	1%	
			・令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成	2%	0.5%
			・令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成		
			・令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成	3%	1%
			・令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成		
	バス (車両総重量3.5t以下)	・平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減	・令和2年度燃費基準+5%達成	非課税	非課税
			・令和2年度燃費基準+10%達成	1%	
		・平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減	・令和2年度燃費基準達成		2%
			・平成21年排出ガス基準適合	・令和2年度燃費基準+5%達成	
	トラック (車両総重量2.5t超 3.5t以下)	・平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減	・令和4年度燃費基準+5%達成	非課税	非課税
			・令和4年度燃費基準+95%達成		
		・平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減	・令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%
			・令和4年度燃費基準95%達成		
・平成21年排出ガス基準適合		・令和4年度燃費基準+5%達成	2%	1%	
		・令和4年度燃費基準95%達成			
バス・トラック (車両総重量3.5t超)	・平成28年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減	・令和7年度燃費基準+5%達成	非課税	非課税	
		・令和7年度燃費基準達成	1%	0.5%	
		・令和7年度燃費基準95%達成	2%	1%	
上記以外のもの				3%	2%

【注意事項】

- 1 燃費基準とは、省エネ法に基づき定められている燃費基準値をいう。
- 2 燃費性能は、自動車検査証に燃費達成車であることが記載されている自動車に限る。
- 3 排出ガス性能は、国土交通大臣が認定しているものに限る。
- 4 乗用車とは乗車定員が10人以下の乗用自動車をいう。

みなす課税（147条、条例54条）

所有権留保付売買契約の場合、当該契約の締結を自動車の取得と、買主を取得者とみなして課税する。

さらに、この契約において買主の変更があったときは、当該変更の契約の締結を自動車の取得と、新たな買主を取得者とみなす。

納付義務の免除（165条、条例60条の4）

取得した自動車が、性能が悪いなどの理由により、1か月以内に購入先に返品されたときは納付義務を免除する。



# 県 税

## 県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
<p><b>自 動 車 税</b> (種別割)</p>	<p><b>納税義務者 (146 条、条例 53 条)</b></p> <p>(1) 自動車(軽自動車、小型二輪、特殊自動車を除く)の所有者</p> <p>(2) 割賦販売による場合のように、自動車の売買にあたり売主がその所有権を留保している場合は、買主がその自動車の所有者とみなされて課税される。</p> <p><b>非課税 (148 条、条例 55 条)</b></p> <p>(1) 国、都道府県、市町村等が所有している自動車</p> <p>(2) 日本赤十字社が所有している自動車のうち、直接その本来の事業の用に供する救急自動車等</p> <p><b>課税免除及び減免 (177 条の 17、条例 60 条の 13、条例 60 条の 14、条例 60 条の 15、条例 60 条の 16、条例 60 条の 17、条例 60 条の 18)</b></p> <p>(1) 公益のため直接専用する自動車</p> <p>(2) 社会福祉法人等が所有し、本来の事業の用に供する自動車等</p> <p>(3) 学校法人等が所有する児童・生徒の通学用バス</p> <p>(4) 生活交通路線を運行する一般乗合用バス</p> <p>(5) 中古自動車販売業者が商品として所有する自動車</p> <p>(6) 身体障がい者等が所有し、もっぱら身体障がい者等のために使用する自動車</p> <p>ア 身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者又は精神障がい者が所有する自動車で、もっぱら障がい者本人が運転するもの</p> <p>イ 身体障がい者及び戦傷病者、又は知的障がい者及び精神障がい者で自ら運転しないものが所有する自動車で、もっぱらこれらの障がい者の通学、通院、通所、生業のためにこれらの障がい者と生計を一にする者が運転するもの</p> <p>ウ 18 歳未満の身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者と生計を一にする者が所有する自動車で、もっぱらこれらの障がい者の通学、通院、通所、生業のためにこれらの障がい者と生計を一にする者が運転するもの</p> <p>エ 身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者又は精神障がい者のみで構成される世帯のこれらの障がい者が所有する自動車で、もっぱらこれらの障がい者の通学、通院、通所、生業のためにこれらの障がい者を常時介護する者が運転するもの</p> <p>オ 身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者又は精神障がい者のみで構成される世帯の 18 歳未満の身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者と生計を一にする者が所有する自動車で、もっぱらこれらの障がい者の通学、通院、通所、生業のためにこれらの障がい者を常時介護する者が運転するもの</p>

税 率 等	納 期 等
	<p><b>賦課期日 (177 条の 8、条例 60 条の 7)</b> 4 月 1 日</p> <p><b>納期 (177 条の 9、条例 60 条の 8)</b> 5 月 1 日～5 月 31 日</p> <p><b>申告 (177 条の 13、条例 60 条の 11)</b> 自動車の取得、譲渡等について 7 日以内に申告が必要 なお、運輸支局に新規・変更・移転登録の申請を行うときは、その申請の際に申告が必要</p>

# 県 税

## 県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等		
自 動 車 税 (種別割)	減免となる身体障がい者等の範囲 (1) 身体障がい者		
	障がいの区分	障がいの程度 身体障がい者が所有する自動車を手帳の交付を受けている身体障がい者が自動車を所有し、自ら当該自動車を運転する場合	
		身体障がい者が所有する自動車を手帳の交付を受けている身体障がい者と生計を一にする者又は当該身体障がい者(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転する場合	
	視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1	
	聴覚障害	2級及び3級	
	平衡機能障害	3級	
	音声機能障害 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)	(言語機能及びそしゃく機能の障害は除く)	
	上肢不自由	1級及び2級	
	下肢不自由	1級から6級までの各級	
	体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級
		移動機能	1級から3級までの各級及び4級から6級までの各級で他の障がいを重複する場合は、身体障害者手帳の等級が1級又は2級
	心臓機能障害	1級及び3級	
	じん臓機能障害		1級及び3級
	呼吸器機能障害		
ぼうこう又は直腸の機能障害			
小腸の機能障害			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	1級から3級までの各級	
肝臓機能障害			

税率等

納期等

税率（177条の7、附則12条の4、条例60条の6、条例附則22条の7の2）

乗用車

区分	営業用	自家用	
			令和元年9月30日以前に新規登録したもの
総排気量 10以下	7,500円	25,000円	[29,500円]
〃 10超 1.50以下	8,500円	30,500円	[34,500円]
〃 1.50 〃 20 〃	9,500円	36,000円	[39,500円]
〃 20 〃 2.50 〃	13,800円	43,500円	[45,000円]
〃 2.50 〃 30 〃	15,700円	50,000円	[51,000円]
〃 30 〃 3.50 〃	17,900円	57,000円	[58,000円]
〃 3.50 〃 40 〃	20,500円	65,500円	[66,500円]
〃 40 〃 4.50 〃	23,600円	75,500円	[76,500円]
〃 4.50 〃 60 〃	27,200円	87,000円	[88,000円]
〃 60超	40,700円	110,000円	[111,000円]

貨物車

	区分		営業用	自家用	
トラック	最大積載量 1t以下		6,500円	8,000円	
	〃 1t超 2t以下		9,000円	11,500円	
	〃 2 〃 3 〃		12,000円	16,000円	
	〃 3 〃 4 〃		15,000円	20,500円	
	〃 4 〃 5 〃		18,500円	25,500円	
	〃 5 〃 6 〃		22,000円	30,000円	
	〃 6 〃 7 〃		25,500円	35,000円	
	〃 7 〃 8 〃		29,500円	40,500円	
	〃 8t超		29,500円に8tを超える部分1tまでごとに4,700円を加算した額	40,500円に8tを超える部分1tまでごとに6,300円を加算した額	
貨客兼容車	総排気量 1.0以下		3,700円	5,200円	
	〃 1.0超 1.50以下		4,700円	6,300円	
	〃 1.50超		6,300円	8,000円	
けん引車	小型自動車		7,500円	10,200円	
	普通自動車		15,100円	20,600円	
被けん引車	小型自動車		3,900円	5,300円	
	最大積載量8t以下		7,500円	10,200円	
	普通自動車	〃 8t超	7,500円に8tを超える部分1tまでごとに3,800円を加算した額	10,200円に8tを超える部分1tまでごとに5,100円を加算した額	
三輪車	小型自動車		4,500円	6,000円	
バス	乗車定員 30人以下		26,500円	33,000円	
	〃 30人超 40人以下		32,000円	41,000円	
	〃 40 〃 50 〃		38,000円	49,000円	
	〃 50 〃 60 〃		44,000円	57,000円	
	〃 60 〃 70 〃		50,500円	65,500円	
	〃 70 〃 80 〃		57,000円	74,000円	
	〃 80人超		64,000円	83,000円	
	一般乗合用バス	乗車定員 30人以下		12,000円	
		〃 30人超 40人以下		14,500円	
		〃 40 〃 50 〃		17,500円	
		〃 50 〃 60 〃		20,000円	
〃 60 〃 70 〃		22,500円			
〃 70 〃 80 〃		25,500円			
〃 80人超		29,000円			

# 県 税

## 県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等	
自 動 車 税 (種別割)	<b>(2) 戦傷病者</b>	
	障がいの区分	障がいの程度 戦傷病者が所有する自動車等を当該戦傷病者と生計を一にする者又は当該戦傷病者(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転する場合
		視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害
	音声機能障害 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)	特別項症から第2項症までの各々項症
	上肢不自由	特別項症から第3項症までの各々項症
	下肢不自由	特別項症から第3項症までの各々項症
	体幹不自由	特別項症から第6項症までの各々項症及び第1款症から第3款症までの各々款症
	心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各々項症
	じん臓機能障害	
	呼吸器機能障害	
	ぼうこう又は直腸の機能障害	
	小腸の機能障害	
	肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各々項症
	<b>(3) 知的障がい者</b> 療育手帳の交付を受けている者のうち障がいの程度が「A1」又は「A2」である者	
	<b>(4) 精神障がい者</b> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級の障がい有する者	

税 率 等

納 期 等

特種用途車（キャンピング車を除く）

区 分	営 業 用	自 家 用
霊柩車	12,000円	—
その他	13,500円	18,200円

キャンピング車

区 分		令和元年9月30日以前に 新規登録したもの
総排気量	10 以下	20,000円 [23,600円]
〃	10 超 1.50 以下	24,400円 [27,600円]
〃	1.50 〃 2.0 〃	28,800円 [31,600円]
〃	2.0 〃 2.50 〃	34,800円 [36,000円]
〃	2.50 〃 3.0 〃	40,000円 [40,800円]
〃	3.0 〃 3.50 〃	45,600円 [46,400円]
〃	3.50 〃 4.0 〃	52,400円 [53,200円]
〃	4.0 〃 4.50 〃	60,400円 [61,200円]
〃	4.50 〃 6.0 〃	69,600円 [70,400円]
〃	6.0 超	88,000円 [88,800円]

〔注1〕ロータリーエンジンをとう載したものは、単室容積×ローター数×1.5により算出した数値を総排気量として、57ページの表の乗用車の区分で対応する税額となる。

〔注2〕電気自動車は総排気量10以下の区分の税額となる。

〔注3〕貨物車のうち「貨客兼用車」とは、乗車定員（最大乗車定員）が4名以上のものをいう。

**グリーン化税制（附則第12条の3、条例附則22条の7、附則12条の4、条例附則22条の7の2）**

地球環境対策や地球温暖化防止を図るため、自動車の排出ガス等の環境に与える影響を考慮するもので、環境負荷の小さい自動車には軽減措置を、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車には重課措置を講ずる。

1 環境負荷の小さい自動車の軽減措置

- 令和6年度に新車新規登録された軽減対象自動車 … 令和7年度分を軽減
- 令和7年度に新車新規登録された軽減対象自動車 … 令和8年度分を軽減

対象車 及び 軽減内容	電気自動車、燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期規制からNOx 10%以上低減）		概ね 75%軽減	
	営業用 乗用車	ガソリン車 LPG車		★★★★ かつ 令和12年度燃費基準90%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成
		ディーゼル車		平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期規制適合 かつ 令和12年度燃費基準90%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成
		ガソリン車 LPG車		★★★★ かつ 令和12年度燃費基準70%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成
ディーゼル車		平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期規制適合 かつ 令和12年度燃費基準70%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成		

※「ポスト新長期規制」：ディーゼル車等において、平成21年以降（車両総重量等により、平成21年、22年と異なる）に適用される排出ガス規制。

※「★★★★」：平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成。

# 県 税

## 県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
自 動 車 税 (種別割)	身体障がい者等に対する減免限度額 (1) 自動車税種別割 減免限度額は年税額で45,000円(グリーン化税制による重課対象車は51,700円(バス、トラックは49,500円))。 (2) 自動車税環境性能割 250万円に税率を乗じて得た額。

税率等

納期等

2 環境負荷の大きい自動車の重課措置

対象自動車		措置内容
ガソリン、LPG車	ディーゼル車	
平成24年3月31までに 新車新規登録をされた車	平成26年3月31までに 新車新規登録をされた車	令和7年度以降概ね15%加算
平成25年3月31までに 新車新規登録をされた車	平成27年3月31までに 新車新規登録をされた車	令和8年度以降概ね15%加算

〈注1〉 一般乗合用バス、電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ガソリンハイブリッド自動車、被けん引自動車を除く。

〈注2〉 バス・トラックは概ね10%加算とする。

〈注3〉 重課措置の対象となった自動車は、抹消登録されるまで継続して重課措置が適用される。

1、2ともに「新車新規登録年月」は、自動車検査証の「初度登録年月」による。

自動車税種別割税額表（グリーン化税制対応分）

車種別	年税額	営業用				自家用				
		重課 (+10%)	重課 (+15%)	軽減 (△75%)	軽減 (△50%)	年税額	重課 (+10%)	重課 (+15%)	軽減 (△75%)	
乗用車	総排気量 1 ㏩以下	7,500		8,600	2,000	4,000	25,000 [29,500]		33,900	6,500
	” 1 ㏩超 1.5 ㏩以下	8,500		9,700	2,500	4,500	30,500 [34,500]		39,600	8,000
	” 1.5 ㏩超 2 ㏩以下	9,500		10,900	2,500	5,000	36,000 [39,500]		45,400	9,000
	” 2 ㏩超 2.5 ㏩以下	13,800		15,800	3,500	7,000	43,500 [45,000]		51,700	11,000
	” 2.5 ㏩超 3 ㏩以下	15,700		18,000	4,000	8,000	50,000 [51,000]		58,600	12,500
	” 3 ㏩超 3.5 ㏩以下	17,900		20,500	4,500	9,000	57,000 [58,000]		66,700	14,500
	” 3.5 ㏩超 4 ㏩以下	20,500		23,500	5,500	10,500	65,500 [66,500]		76,400	16,500
	” 4 ㏩超 4.5 ㏩以下	23,600		27,100	6,000	12,000	75,500 [76,500]		87,900	19,000
	” 4.5 ㏩超 6 ㏩以下	27,200		31,200	7,000	14,000	87,000 [88,000]		101,200	22,000
	” 6 ㏩超	40,700		46,800	10,500	20,500	110,000 [111,000]		127,600	27,500
電気自動車	7,500			2,000	4,000	25,000 [29,500]				6,500
貨物自動車 トラック	最大積載量 1 トン以下	6,500	7,100		2,000		8,000	8,800		2,000
	” 1 トン超 2 トン以下	9,000	9,900		2,500		11,500	12,600		3,000
	” 2 トン超 3 トン以下	12,000	13,200		3,000		16,000	17,600		4,000
	” 3 トン超 4 トン以下	15,000	16,500		4,000		20,500	22,500		5,500
	” 4 トン超 5 トン以下	18,500	20,300		5,000		25,500	28,000		6,500
	” 5 トン超 6 トン以下	22,000	24,200		5,500		30,000	33,000		7,500
	” 6 トン超 7 トン以下	25,500	28,000		6,500		35,000	38,500		9,000
	” 7 トン超 8 トン以下	29,500	32,400		7,500		40,500	44,500		10,500
最大積載量が8トンを超える場合の1トンまで毎に加算する額	4,700	5,100		1,200		6,300	6,900		1,600	

# 県 税

## 県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
<p>自 動 車 税 (種別割)</p>	<p><b>月割課税等 (177条の10、177条の11、条例60条の9)</b></p> <p>普通徴収が原則。ただし、年度の途中で新規登録した場合は、現金による月割課税。</p> <p>納税は、大分県税事務所(自動車税管理室)に自動車税(環境性能割・種別割)申告書を提出すると同時に行う。</p> <p>[税額計算式]  <math display="block">\text{年税額} \times \text{登録日の翌月から年度末迄の月数} \div 12 = \text{税額}</math> (100円未満の端数切り捨て)</p> <p>■ 県境を越える自動車の転出入  年の中途において県外へ主たる定置場の変更又は移転登録をした場合も、その年度分の月割計算による減額(還付)や転出先での新たな課税は行なわない。  ただし、自動車の所有者の変更があった場合で、これらの所有者のいずれかが条約、法律、命令又は条例の規定に基づき自動車税種別割が課されないときは月割課税となる。</p>

税 率 等

納 期 等

自動車税種別割税額表（グリーン化税制対応分）

車 種 別	営 業 用				自 家 用						
	年税額	重課 (+10%)	重課 (+15%)	軽減 (△75%)	軽減 (△50%)	年税額	重課 (+10%)	重課 (+15%)	軽減 (△75%)		
准 乗 用 車	総排気量 1 ㏩以下	3,700	4,100		1,000	5,200	5,700		1,300		
	〃 1 ㏩超 1.5㏩以下	4,700	5,200		1,200	6,300	6,900		1,600		
	〃 1.5㏩超	6,300	6,900		1,600	8,000	8,800		2,000		
※トラックの最大積載量ごとの年税額に総排気量に応じた上記の額を加算した額になります。											
貨 物 自 動 車	けん引車	7,500	8,200		2,000	10,200	11,200		3,000		
	小型自動車	15,100	16,600		4,000	20,600	22,600		5,500		
	普通自動車	3,900				5,300					
	小型自動車	7,500				10,200					
特 種 用 途 車	普通自動車で最大積載量が8㏩以下	7,500				10,200					
	〃 で最大積載量が8㏩を超える場合の1㏩まで毎に加算する額	3,800				5,100					
三輪車	小型自動車	4,500		5,100	1,500	2,500	6,000		6,900		
バ ス	一 般 乗 合 用	乗車定員 30 人以下	12,000	13,200		3,000	※学校法人が所有する児童生徒の通学用バスは、一般乗合用バス欄を参照してください。  ※一般乗合用バスは、重課対象から除かれます。				
		〃 30 人超 40 人以下	14,500	15,900		4,000					
		〃 40 人超 50 人以下	17,500	19,200		4,500					
		〃 50 人超 60 人以下	20,000	22,000		5,000					
		〃 60 人超 70 人以下	22,500	24,700		6,000					
		〃 70 人超 80 人以下	25,500	28,000		6,500					
		〃 80 人超	29,000	31,900		7,500					
		乗車定員 30 人以下	26,500	29,100		7,000					33,000
	一 般 乗 合 用 以 外	乗車定員 30 人超 40 人以下	32,000	35,200		8,000	41,000	45,100		10,500	
		乗車定員 40 人超 50 人以下	38,000	41,800		9,500	49,000	53,900		12,500	
特 種 用 途 車	キ ャ ン ピ ン グ 車	乗車定員 50 人超 60 人以下	44,000	48,400		11,000	57,000	62,700		14,500	
		乗車定員 60 人超 70 人以下	50,500	55,500		13,000	65,500	72,000		16,500	
		乗車定員 70 人超 80 人以下	57,000	62,700		14,500	74,000	81,400		18,500	
		乗車定員 80 人超	64,000	70,400		16,000	83,000	91,300		21,000	
		電 気 自 動 車	総排気量 1 ㏩以下	12,000		13,800	3,000	20,000		27,100	5,000
			〃 1 ㏩超 1.5㏩以下					[23,600]			
			〃 1.5㏩超 2 ㏩以下					24,400		31,700	6,500
			〃 2 ㏩超 2.5㏩以下					[27,600]			
			〃 2.5㏩超 3 ㏩以下					28,800		36,300	7,500
			〃 3 ㏩超 3.5㏩以下					[31,600]			
〃 3.5㏩超 4 ㏩以下						34,800		41,400	9,000		
〃 4 ㏩超 4.5㏩以下						[36,000]					
〃 4.5㏩超 5 ㏩以下						40,000		46,900	10,000		
〃 5 ㏩超 5.5㏩以下					[40,800]						
〃 5.5㏩超 6 ㏩以下					45,600		53,300	11,500			
〃 6 ㏩超					[46,400]						
〃 6 ㏩超					52,400		61,100	13,500			
〃 6 ㏩超					[53,200]						
〃 6 ㏩超					60,400		70,300	15,500			
〃 6 ㏩超					[61,200]						
〃 6 ㏩超					69,600		80,900	17,500			
〃 6 ㏩超					[70,400]						
〃 6 ㏩超					88,000		102,100	22,000			
〃 6 ㏩超					[88,800]						
電 気 自 動 車					20,000				5,000		
〃					[23,600]						
そ の 他	13,500		15,500	3,500	18,200		20,900		5,000		

※重課（+10%）欄は、年税額に概ね10%加算した後の税額です。  
 重課（+15%）欄は、年税額に概ね15%加算した後の税額です。  
 軽減（△75%）欄は、年税額を概ね75%軽減した後の税額です。  
 軽減（△50%）欄は、年税額を概ね50%軽減した後の税額です。  
 税額欄のうち、□内の税額は、令和元年9月30日以前に初回新規登録したものです。

# 県 税

## 県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等												
<p><b>鉾 区 税</b></p>	<p><b>納税義務者</b>（178条） 鉾区の鉾業権者</p> <p><b>課税標準</b>（178条） 鉾区の面積</p>												
<p><b>県固定資産税</b></p>	<p><b>納税義務者</b>（条例79条） 大規模償却資産の所有者</p> <p><b>課税標準</b>（740条、349条の4） 1月1日現在における大規模の償却資産の価格のうち市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額</p> <p><b>市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額</b>（349条の4）</p> <table border="1" data-bbox="353 707 1033 1246"> <thead> <tr> <th data-bbox="353 707 602 754">市町村の区分</th> <th data-bbox="602 707 1033 754">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="353 754 602 799">人口5千人未満の町村</td> <td data-bbox="602 754 1033 799">5億円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 799 602 922">人口5千人以上 1万人未満の 市町村</td> <td data-bbox="602 799 1033 922">人口6千人未満の場合は5億4千400万円、人口6千人以上の場合は5億4千400万円に人口5千人から計算して人口1千人を増すごとに4千400万円を加算した額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 922 602 1074">人口1万人以上 3万人未満の 市町村</td> <td data-bbox="602 922 1033 1074">人口1万2千人未満の場合は7億6千800万円、人口1万2千人以上の場合は7億6千800万円に人口1万人から計算して人口2千人を増すごとに4千800万円を加算した額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 1074 602 1197">人口3万人以上 20万人未満の 市町村</td> <td data-bbox="602 1074 1033 1197">人口3万5千人未満の場合は12億8千万円、人口3万5千人以上の場合は12億8千万円に人口3万人から計算して人口5千人を増すごとに8千万円を加算した額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 1197 602 1246">人口20万人以上の市</td> <td data-bbox="602 1197 1033 1246">40億円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>基準財政需要額による補正</b>（349条の4） 大規模の償却資産に対する固定資産税の課税権を制限した結果、逆に市町村の財政運営を困難なものとさせないように、当該市町村の基準財政収入見込額が、前年度の基準財政需要額の100分の160に満たないこととなるときは、前年度の基準財政需要額の100分の160に達するまでこれを増額し、その額を超える部分について県が課税する。</p>	市町村の区分	金 額	人口5千人未満の町村	5億円	人口5千人以上 1万人未満の 市町村	人口6千人未満の場合は5億4千400万円、人口6千人以上の場合は5億4千400万円に人口5千人から計算して人口1千人を増すごとに4千400万円を加算した額	人口1万人以上 3万人未満の 市町村	人口1万2千人未満の場合は7億6千800万円、人口1万2千人以上の場合は7億6千800万円に人口1万人から計算して人口2千人を増すごとに4千800万円を加算した額	人口3万人以上 20万人未満の 市町村	人口3万5千人未満の場合は12億8千万円、人口3万5千人以上の場合は12億8千万円に人口3万人から計算して人口5千人を増すごとに8千万円を加算した額	人口20万人以上の市	40億円
市町村の区分	金 額												
人口5千人未満の町村	5億円												
人口5千人以上 1万人未満の 市町村	人口6千人未満の場合は5億4千400万円、人口6千人以上の場合は5億4千400万円に人口5千人から計算して人口1千人を増すごとに4千400万円を加算した額												
人口1万人以上 3万人未満の 市町村	人口1万2千人未満の場合は7億6千800万円、人口1万2千人以上の場合は7億6千800万円に人口1万人から計算して人口2千人を増すごとに4千800万円を加算した額												
人口3万人以上 20万人未満の 市町村	人口3万5千人未満の場合は12億8千万円、人口3万5千人以上の場合は12億8千万円に人口3万人から計算して人口5千人を増すごとに8千万円を加算した額												
人口20万人以上の市	40億円												

税 率 等	納 期 等
<p><b>税率 (180 条)</b></p> <p>(1) 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区</p> <p>① 試掘鉱区 面積 100 アールごとに…年額 200 円</p> <p>② 採掘鉱区 面積 100 アールごとに…年額 400 円</p> <p>(2) 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 面積 100 アールごとに…年額 200 円など</p>	<p><b>賦課期日 (181 条)</b> 4 月 1 日</p> <p><b>納期 (182 条、条例 64 条)</b> 5 月 1 日～5 月 31 日</p>
<p><b>税率 (741 条)</b> 1. 4/100</p>	<p><b>納期 (745 条、条例 83 条)</b></p> <p>第一期 4 月 1 日～ 4 月 30 日</p> <p>第二期 7 月 1 日～ 7 月 31 日</p> <p>第三期 12 月 1 日～12 月 25 日</p> <p>第四期 2 月 1 日～ 2 月末日</p>

# 県 税

## 県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
狩 猟 税	<p><b>納税義務者（700条の51）</b>            狩猟者の登録を受ける者</p> <p><b>狩猟免許の種類</b></p> <p>(1) 第一種銃猟免許…装薬銃等を使用して猟をする場合            (2) 網猟免許……………網を使用して猟をする場合            (3) わな猟免許……………わなを使用して猟をする場合            (4) 第二種銃猟免許…空気銃等を使用して猟をする場合</p> <p><b>非課税（附則32条）</b></p> <p>(1) 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の登録            (2) 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録</p> <p>※(1)、(2)とも令和11年3月31日までの登録に限る。</p>

税 率 等	納 期 等
<p><b>税率 (700 条の 52、附則 32 条の 2)</b></p> <p>(1) 第一種銃猟免許の狩猟者の登録を受ける者で、(2)以外のもの ……16,500 円</p> <p>(2) 第一種銃猟免許の狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもの。ただし、一定の同一生計配偶者又は扶養親族は除く。 ……11,000 円</p> <p>(3) 網猟免許又はわな猟免許の狩猟者の登録を受ける者で、(4)以外のもの ……8,200 円</p> <p>(4) 網猟免許又はわな猟免許の狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもの。ただし、一定の同一生計配偶者又は扶養親族は除く。 ……5,500 円</p> <p>(5) 第二種銃猟免許の狩猟者の登録を受ける者 ……5,500 円</p> <p>なお、次の場合は、上記に規定する税率に、次の区分に定める割合を乗じた税率となる。</p> <p>ア 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 ……1/4</p> <p>イ 放鳥獣猟区の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所の狩猟者の登録 ……3/4</p> <p>ウ 狩猟者登録の申請前1年以内に許可捕獲等を行った者に係る狩猟者の登録 …… 1/2</p> <p>エ 狩猟者登録の申請前1年以内に許可を受けた者の従事者として鳥獣の捕獲等に従事した者に係る狩猟者の登録 …… 1/2</p> <p>※ ウ及びエについては、令和 11 年 3 月 31 日までの登録に限る。</p>	<p><b>証紙徴収 (700 条の 54、700 条の 69、条例 111 条等)</b></p> <p>狩猟者の登録を受けるときに証紙により徴収。 ただし、証紙に相当する現金を納付したときは、納税済印を押すことによって証紙に代えることができる。</p> <p>※ 県民税の所得割額を納付することを要しない者等は、市町村が発行するその旨を証する証明書が必要。</p>

# 県 税

## 県 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等								
<p><b>産 業 廃 棄 物 税</b></p> <p>(法定外目的税)</p> <p>平成 17 年 4 月 1 日 施行</p>	<p><b>納税義務者 (産廃条例 3 条)</b> 産業廃棄物を焼却施設及び最終処分場へ搬入する事業者及び中間処理業者</p> <p><b>特別徴収義務者 (産廃条例 9 条)</b> 焼却処理を行う中間処理業者 最終処分業者</p> <p><b>課税標準 (産廃条例 5 条、産廃規則 5 条)</b> 焼却施設及び最終処分場へ搬入する産業廃棄物の重量 ※重量の測定が困難な場合は、体積を重量に換算する。</p> <p><b>課税免除 (産廃条例 4 条、産廃規則 3 条)</b></p> <p>(1) 産業廃棄物を再生利用、熱回収その他有効な利用に供する次の施設への搬入</p> <p>① 事業者が産業廃棄物を原料又は燃料として、焼却処理の過程を通じて製品を製造する焼却施設</p> <p>② 事業者が産業廃棄物に含まれる有用物を、自らの製品の製造の工程において利用するため、焼却処理を通じて回収する焼却施設</p> <p>③ 事業者がその排出する産業廃棄物を焼却する際に発生する熱を回収して得られるエネルギーを、製品の製造の工程に供給する焼却施設 (事業者が自ら又は共同で設置したものに限り)</p> <p>④ 事業者が産業廃棄物を焼却する際に発生する熱を回収することにより発電を行い、発生した余剰電力を売却する焼却施設</p> <p>(2) 災害により発生した産業廃棄物の搬入</p> <p><b>課税の特例 (産廃条例附則 5 項)</b> 一の納税義務者の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間における産業廃棄物で、焼却施設又は最終処分場への搬入に係る重量 (中間処理廃棄物で他者から委託を受けて処分されたものを除く。) の合計が 1 万トンを超える場合は、次の区分に応じた割合を乗じて計算した重量の合計とする。</p> <table border="1" data-bbox="381 1034 879 1197"> <thead> <tr> <th>重量の区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 万トン以下</td> <td>100/100</td> </tr> <tr> <td>1 万トン超 2 万トン以下</td> <td>50/100</td> </tr> <tr> <td>2 万トン超</td> <td>25/100</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>税収の使途 (産廃条例 20 条)</b> 産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用に充てる。</p>	重量の区分	割合	1 万トン以下	100/100	1 万トン超 2 万トン以下	50/100	2 万トン超	25/100
重量の区分	割合								
1 万トン以下	100/100								
1 万トン超 2 万トン以下	50/100								
2 万トン超	25/100								

税 率 等	納 期 等										
<p><b>税率(産廃条例 6 条)</b>            焼却施設への搬入 1 tにつき 800 円            最終処分場への搬入 1 tにつき 1,000 円</p> <p><b>■産業廃棄物とは(産廃条例 2 条)</b>            廃棄物の処理及び清掃に関する法律 2 条 4 項に規定する産業廃棄物で、概ね次のとおりである。</p> <p>(1) あらゆる事業活動に伴うもの            燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん</p> <p>(2) 特定の事業活動に伴うもの            紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体</p> <p>(3) (1)(2)の産業廃棄物を処分するために処理したもので、(1)(2)の産業廃棄物に該当しないもの(例：コンクリート固形化物)</p> <p>※一般家庭から生じる一般廃棄物は産業廃棄物ではないため、産業廃棄物税は課税されない。</p>	<p><b>特別徴収(産廃条例 8 条)</b>            焼却処理を行う中間処理業者又は最終処分業者が特別徴収する            (申告納付分を除く)</p> <p><b>申告納入・納付(産廃条例 11 条、14 条)</b>            特別徴収義務者及び申告納付すべき納税者は、次表の区分に応じて申告納入・納付する。</p> <table border="1" data-bbox="538 456 1020 722"> <thead> <tr> <th>搬入の期間</th> <th>申告納入(付)期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 月 1 日から 3 月 31 日</td> <td>4 月末日</td> </tr> <tr> <td>4 月 1 日から 6 月 30 日</td> <td>7 月末日</td> </tr> <tr> <td>7 月 1 日から 9 月 30 日</td> <td>10 月末日</td> </tr> <tr> <td>10 月 1 日から 12 月 31 日</td> <td>1 月末日</td> </tr> </tbody> </table> <p>焼却施設及び最終処分場のすべてを休廃止等した場合には、休廃止等の日から 1 月以内に申告納入・納付する(休廃止等とは、休止、廃止、譲り渡し、貸し付けのことをいう)。</p>	搬入の期間	申告納入(付)期限	1 月 1 日から 3 月 31 日	4 月末日	4 月 1 日から 6 月 30 日	7 月末日	7 月 1 日から 9 月 30 日	10 月末日	10 月 1 日から 12 月 31 日	1 月末日
搬入の期間	申告納入(付)期限										
1 月 1 日から 3 月 31 日	4 月末日										
4 月 1 日から 6 月 30 日	7 月末日										
7 月 1 日から 9 月 30 日	10 月末日										
10 月 1 日から 12 月 31 日	1 月末日										

# 市町村税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
<p>市 町 村 民 税 (個人) 〈総合課税〉</p>	<p>納税義務者 (294 条)</p> <p>(1) 市町村内に住所を有する個人…均等割額と所得割額の合計額 (2) 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、当該市町村内に住所を有しない者…均等割額のみ</p> <p>非課税 (295 条、附則 3 条の 3)</p> <p>(1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 (2) 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が 135 万円以下の者 (3) 均等割のみを課すべき者で前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の者 (4) 所得割の非課税…総所得金額等が、35 万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+10 万円+32 万円(同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合に加算)以下の者</p> <p>所得割の課税標準 (313 条)</p> <p>前年の所得について、原則として所得税法その他の所得税に関する法令の規定によって算定した所得金額と同じ金額</p> <p>(4～11 ページ参照)</p>
<p>〈分離課税〉</p>	<p>(12～17 ページ参照)</p>

税 率 等	納 期 等
<p><b>均等割の税率 (310 条)</b> 3,000 円 〈注〉「東日本大震災からの復興に関し地方公共 団体が実施する防災のための施策に必要な財 源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法 律」の施行に伴い、平成 26 年度から令和 5 年 度までは 500 円を加算</p> <p><b>所得割の税率 (314 条の 3、328 条の 3)</b> 6% (標準税率)</p> <p><b>所得控除 (314 条の 2) … (5 ページ参照)</b></p> <p><b>税額控除 (314 条の 6～9、附則 5 条、附則 5 条の 4 の 2) … (6～11 ページ参照)</b></p>	<p><b>納期</b> 119 ページ参照</p> <p><b>賦課期日 (318 条)</b> 1 月 1 日</p> <p><b>賦課徴収 (319 条)</b> 市町村が個人の県民税とあわせて行う。</p> <p><b>申告期限 (317 条の 2)</b> 3 月 15 日</p>

# 市町村税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
<p>市 町 村 民 税 (法人)</p>	<p><b>納税義務者 (294 条)</b></p> <p>(1) ●市町村内に事務所又は事業所を有する法人          ●法人でない社団又は財団で代表者、管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む）          ●法人税法第 2 条第 6 号の公益法人等で収益事業を行うもの          ……………均等割額と法人税割額の合算額</p> <p>(2) ●市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で当該市町村内に事務所又は事業所を有しないもの          ●法人税法第 2 条第 5 号の公共法人又は同条第 6 号の公益法人等で収益事業を行わないもの（296 条の規定によって非課税となるものを除く）          ……………均等割額のみ</p> <p>(3) 法人課税信託（法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託をいう）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市町村内に事務所又は事業所を有するもの          ……………法人税割額のみ</p> <p><b>課税標準 (292 条)</b></p> <p>法人税割の課税標準は、法人税法その他の法人税に関する法令の規定によって計算した法人税額で「所得税額」、「外国税額」などの控除前のものをいい、法人税にかかる附帯税の額は含まない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、法人税における連結納税制度は、グループ通算制度へ移行。これに伴い、法人住民税においても所要の措置が講じられる。</p> </div> <p><b>課税標準の分割 (321 条の 13)</b></p> <p>二以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人は、法人税割額の課税標準に従業者数であん分する。</p> <p><b>非課税 (296 条)</b></p> <p>(1) 国、地方公共団体、合併特例区、地方独立行政法人等          (2) 日本赤十字社、社会福祉法人、宗教法人、学校法人、労働組合、漁船保険組合、信用保証協会、農業共済組合、中小企業団体中央会、国民健康保険組合、公務員共済組合、公益社団法人又は公益財団法人で博物館の設置又は学術の研究を目的とするもの、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第 7 条の 2 に規定する法人である政党又は政治団体等</p> <p>〈注〉(2)に該当する法人等が収益事業を行う場合は、均等割及び法人税割が課される。</p>

税 率 等			納 期 等
<b>均等割 (312 条) (標準税率)</b>			<b>確定申告納付 (321 条の 8)</b> 事業年度又は計算期間終了の日の翌日から 2 か月以内  <b>中間申告納付 (321 条の 8)</b> 事業年度又は通算親法人の事業年度が 6 か月を超える法人は当該事業年度又は当該通算親法人の事業年度開始の日から 6 か月経過後 2 か月以内。ただし、前事業年度の法人税の額の 6 か月相当分の額が 10 万円以下の場合及び寮等のみが所在する場合は中間申告を要しない。  <b>清算中の法人 (旧 321 条の 8)</b> (1) 事業年度終了の日の翌日から 2 か月以内 (2) 残余財産の一部分配の日の前日まで (3) 残余財産確定の日の翌日から 1 か月以内 <注> 平成 22 年 10 月 1 日以後に解散する法人については、清算所得課税を廃止し、通常の所得課税に移行  <b>公共法人、公益法人等で均等割のみが課されるもの (321 条の 8)</b> 毎年 4 月 30 日までに申告納付  <注> 定款等の定めにより、各事業年度終了の日から 2 月以内に定時総会が招集されない常況にある場合等は、法人税 (国税) の申告期限の延長の承認を受け、提出期限が 1 か月 (通算法人の場合は 2 か月、会計監査人を置いている一定の場合は最大 4 か月) 延長された場合は、法人市町村民税の申告についても同様に取り扱われる。 なお、この場合には、法人税の申告期限の延長がされた旨を届け出なければならない。
資本金等の額の区分	従業員数	均等割額	
50 億円超	50 人超	300 万円	
	50 人以下	41 万円	
10 億円超 50 億円以下	50 人超	175 万円	
	50 人以下	41 万円	
1 億円超 10 億円以下	50 人超	40 万円	
	50 人以下	16 万円	
1 千万円超 1 億円以下	50 人超	15 万円	
	50 人以下	13 万円	
1 千万円以下	50 人超	12 万円	
	50 人以下	5 万円	
上記以外の法人等		5 万円	
<b>法人税割 (314 条の 4)</b>			
	令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度		
大分市 別府市 中津市 日田市 佐伯市 臼杵市 津久見市 竹田市 豊後高田市 杵築市 宇佐市 豊後大野市 由布市 国東市 日出町	8.4%		
姫島村 九重町 玖珠町	6.0%		
(平成 26 年 10 月 1 日より前に開始する事業年度には、標準税率 12.3%、制限税率 14.7%が適用される。) (平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までに開始する事業年度には、標準税率 9.7%、制限税率 12.1%が適用される。)			

# 市町村税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等		
固 定 資 産 税	納税義務者（343条） 1月1日現在の土地、家屋及び償却資産の所有者（固定資産課税台帳に所有者として登録された者） 課税標準（349条、349条の2、349条の3、349条の3の2、349条の3の3、349条の3の4、349条の4、349条の5、附則15条等） 家屋及び償却資産は固定資産課税台帳の登録価格  土地は下記の額（附則17条～24条）		
	種別	負担水準	
	住宅用地	算出方法	
		令和6年度課税標準額＋令和7年度評価額×住宅用地特例率（※1）×5/100 ただし、上記により計算した額が、「令和7年度評価額×住宅用地特例率」を上回る場合は当該評価額、20%を下回る場合は当該評価額の20%	
	商業地等 （住宅用地 以外の宅地 及び宅地比 準土地）	0.7超（※2）	令和7年度評価額×7/10
		0.6以上0.7以下	令和6年度課税標準額（据置き）
		0.6未満	令和6年度課税標準額＋令和7年度評価額×5/100 ただし、上記により計算した額が、令和7年度評価額の60%を上回る場合は当該評価額の60%、20%を下回る場合は当該評価額の20%
	その他 （雑種地、 山林等）		令和6年度課税標準額＋令和7年度評価額×5/100 ただし、上記により計算した額が、令和7年度評価額を上回る場合は当該評価額、20%を下回る場合は当該評価額の20%
	一般農地	0.9以上（※2）	令和6年度課税標準額×1.025
		0.8以上0.9未満	令和6年度課税標準額×1.05
	0.7以上0.8未満	令和6年度課税標準額×1.075	
	0.7未満	令和6年度課税標準額×1.1	
	〈注〉・負担水準が1.0を超えるときは、負担水準を1.0とした場合の課税標準額まで下がる。 ・一般市街地化区域農地については、課税標準額の上限は評価額の3分の1となる。		
	※1 住宅用地特例率 ・小規模住宅用地……1/6（住宅1戸あたり200㎡までの部分） ・一般住宅用地………1/3（200㎡を超える部分）		
	※2 負担水準＝令和6年度課税標準額／令和7年度評価額		

税 率 等	納 期 等
<p><b>税率 (350 条) …1.4% (標準税率)</b></p> <p><b>免税点 (351 条)</b>  同一市町村内の課税標準額の合計が  土地 ……………30 万円未満  家屋 ……………20 万円未満  償却資産 ……………150 万円未満</p> <p><b>非課税 (348 条、附則 14 条等)</b>  国、地方団体等が所有する固定資産、公共の用に供する固定資産、社会福祉法人等が社会福祉事業等の用に供する固定資産、学校法人等が設置する学校において直接その用に供する固定資産等</p> <p><b>減免 (367 条)</b>  天災その他特別の事情がある場合、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者等に対して、条例に定めるところにより減免</p> <p><b>申告</b>  償却資産 (383 条) …1 月 31 日まで  住宅用地 (384 条) …条例の定める日まで</p> <p><b>土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 (416 条)</b>  上記帳簿等に登録されている価格等の事項を、4 月 1 日から 4 月 20 日又は最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日までの間、<u>納税者</u> (※) の縦覧に供する。</p> <p>※納税者とは、当該市町村に所在する土地及び家屋に対して課する固定資産税の納税者をいう。</p> <p><b>宅地の標準的な価格の閲覧 (410 条)</b>  地域ごとの宅地の標準的な価格 (路線価及び標準宅地) を記載した書面を一般の閲覧に供する。</p>	<p><b>賦課期日 (359 条) …1 月 1 日</b></p> <p><b>納期 (362 条)</b>  4 月、7 月、12 月及び 2 月中において、市町村の条例で定める。(ただし、特別の事情がある場合には、これと異なる納期を定めることができる。)</p> <p>119 ページ参照</p>

# 市町村税

## 市町村税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
<p>固 定 資 産 税</p>	<p><b>新築住宅に対する減額措置（附則 15 条の 6）</b>            令和 8 年 3 月 31 日までに新築された住宅</p> <p>(1) 適用対象 ①及び②の要件を満たすもの</p> <p>① 専用住宅又は併用住宅のうち居住部分の床面積の割合が1/2以上のもの</p> <p>② 床面積要件…居住部分の床面積が 50 m<sup>2</sup>（独立的に区画された一の部分が貸家の用に供される場合にあっては 40 m<sup>2</sup>）以上 280 m<sup>2</sup>以下であること。</p> <p>※災害レッドゾーンでの3戸以上の新築に対し、都市再生特別措置法に基づく市町村長の勧告に従わなかったときは対象外。</p> <p>(2) 減額期間</p> <p>① 一般の住宅（②以外の住宅） 新築から3年度分</p> <p>② 3階建以上の中高層耐火住宅 新築から5年度分</p> <p>(3) 減額措置            新築された住宅の居住部分の固定資産税額を2分の1減額（居住部分が120 m<sup>2</sup>までのものはその全部が、120 m<sup>2</sup>を超えるものは120 m<sup>2</sup>分に相当する部分）</p> <p>〈注1〉併用住宅の床面積            その居住部分の床面積</p> <p>〈注2〉共同住宅の床面積            独立用に区画された一の部分のうち居住部分の床面積に共用部分の床面積を、独立的に区画された各部分の床面積の割合で配分して加えた床面積</p> <p>〈注3〉区分所有の住宅の床面積            居住部分の床面積に共用部分の床面積を各専有部分の床面積の割合で配分して加えた床面積</p> <p><b>新築された認定長期優良住宅に対する減額措置（附則 15 条の 7）</b>            「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定により行政庁の認定を受けて新築された住宅</p> <p>(1) 適用対象            「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行の日から令和8年3月31日までに新築されたもの            ※納税者は、認定を受けて新築された住宅であることを証する書類を添付して、新たに固定資産税が課税されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までに市町村に申告</p> <p>(2) 減額期間</p> <p>① 一般の住宅（②以外の住宅） 新築から5年度分</p> <p>② 3階建以上の中高層耐火住宅 新築から7年度分</p> <p>(3) 減額措置            新築住宅に対する減額措置と同じ</p> <p>※床面積等の要件は現行の新築住宅に対する減額措置と同じ。            なお、この減額措置は新築住宅に対する減額措置に代えて適用される。</p>

税 率 等	納 期 等

# 市町村税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等						
<p>固定資産税</p>	<p><b>住宅耐震改修に伴う減額措置（附則 15 条の 9）</b>            昭和 57 年 1 月 1 日以前から存していた住宅で平成 18 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、建築基準法に基づく耐震基準(昭和 56 年 6 月 1 日施行) に適合させるよう一定の改修工事を施したもの。</p> <p>(1) 適用対象 ①及び②の要件を満たすもの</p> <p>① 耐震改修に要した費用が 50 万円超(平成 25 年 3 月 31 日までに改修が行われたものについては 30 万円以上)であること。</p> <p>② 耐震改修工事後 3 月以内に、地方公共団体、建築士、登録住宅性能評価機関、指定確認検査機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が発行した耐震基準適合証明書を添付して、市町村に申告したもの(3 月以内に申告することができなくなったことにやむを得ない事情があると市町村長が認める場合を除く。)</p> <p>(2) 減額期間            改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税から、工事完了時期に応じた以下の期間</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: right;">平成 18 年～21 年までの改修</td> <td style="text-align: right;">3 年度分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">平成 22 年～24 年までの改修</td> <td style="text-align: right;">2 年度分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">平成 25 年～令和 8 年 3 月 31 日までの改修</td> <td style="text-align: right;">1 年度分</td> </tr> </table> <p>(一定の通行障害既存耐震不適格建築物の場合は 2 年度分)</p> <p>(3) 減額措置            耐震改修を施した住宅の居住部分の固定資産税額を 2 分の 1 減額(居住部分が 120 ㎡までのものはその全部が、120 ㎡を超えるものは 120 ㎡に相当する部分)</p> <p><b>住宅のバリアフリー改修に伴う減額措置（附則 15 条の 9）</b>            新築された日から 10 年以上を経過した住宅のうち、高齢者、障がい者等が居住する住宅で平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、一定のバリアフリー改修工事が行われたもの</p> <p>(1) 適用対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住部分の割合が当該家屋の 1/2 以上であること</li> <li>・改修後の住宅の床面積が 50 ㎡以上 280 ㎡以下であること</li> <li>・次のいずれかの者が居住する既存の住宅（賃貸住宅を除く）               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 65 歳以上の者</li> <li>② 要介護認定又は要介護支援認定を受けている者</li> <li>③ 障がい者</li> </ul> </li> <li>・次の工事で、補助金等を除く自己負担が 50 万円超のもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>①廊下の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室の改良</li> <li>④便所の改良 ⑤手すりの取付け ⑥床の段差の解消</li> <li>⑦引き戸への取替え ⑧床表面の滑り止め化</li> </ul> </li> </ul> <p>※納税者は、改修後 3 月以内に工事明細書や写真等の関係書類を添付して市町村に申告</p> <p>(2) 減額期間            改修工事が完了した年の翌年度</p> <p>(3) 減額措置            バリアフリー改修を行った住宅の居住の用に供する部分の固定資産税額を 3 分の 1 減額 (100 ㎡分までを限度)</p>	平成 18 年～21 年までの改修	3 年度分	平成 22 年～24 年までの改修	2 年度分	平成 25 年～令和 8 年 3 月 31 日までの改修	1 年度分
平成 18 年～21 年までの改修	3 年度分						
平成 22 年～24 年までの改修	2 年度分						
平成 25 年～令和 8 年 3 月 31 日までの改修	1 年度分						

税 率 等	納 期 等

# 市町村税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
<p>固 定 資 産 税</p>	<p><b>省エネ改修を行った既存住宅に係る減額措置（附則 15 条の 9）</b>            平成 26 年 4 月 1 日以前から所在する住宅（賃貸住宅を除く）で、令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、一定の省エネ改修工事が行われたもの</p> <p>(1) 適用対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住部分の割合が当該家屋の 1/2 以上であること</li> <li>・改修後の住宅の床面積が 50 m<sup>2</sup>以上 280 m<sup>2</sup>以下であること</li> <li>・改修工事に要した費用が補助金等を除いて 60 万円超のもの又は断熱改修工事に係る費用が 50 万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽光断熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて 60 万円超</li> <li>・次の①～④までの改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合すること。</li> </ul> <p>① 窓の改修工事            ② ①と併せて行う床の断熱改修工事            ③ ①と併せて天井の断熱改修工事            ④ ①と併せて行う壁の断熱改修工事</p> <p>※納税者は、改修後 3 か月以内に建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人による証明書を添付して市町村に申告</p> <p>(2) 減額期間            改修工事が終了した年の翌年度</p> <p>(3) 減額措置            省エネ改修工事を行った住宅の居住部分の固定資産税額を 3 分の 1 減額（120 m<sup>2</sup>分までを限度）</p> <p><b>課税標準の特例（349 条の 3、附則 15 条、15 条の 2、15 条の 3 等）</b>            経済政策的要請に基づき次のような固定資産については、価格に一定の軽減率を乗じて得た額を課税標準とする課税標準の特例が適用される。</p> <p>① 多額な設備投資による税負担の激増の緩和を考慮したもの            変送電施設、新たな営業路線の開業に係る鉄軌道用構築物、ガス事業用償却資産等</p> <p>② 中小企業対策を考慮したもの            中小企業等協同組合等の共同利用設備等</p> <p>③ 納税義務者の性格を考慮したもの            日本放送協会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構等の事業用資産</p> <p>④ その他            船舶、航空機等</p>

税 率 等	納 期 等

# 市町村税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
市町村たばこ税	<p><b>納税義務者 (465 条)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 日本たばこ産業株式会社</li> <li>(2) 特定販売業者…外国たばこの輸入業者</li> <li>(3) 卸売販売業者…日本たばこ産業株式会社、特定販売業者からたばこを買って小売業者に販売する業者</li> </ol> <p><b>課税標準 (467 条)</b></p> <p>卸売販売業者等が売り渡した製造たばこの本数 (県たばこ税参照)</p>
軽自動車税 (種別割)	<p><b>納税義務者 (443 条)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の所有者</li> <li>(2) 国・地方公共団体等の非課税団体から、軽自動車等を借り受け使用する場合は、その使用者</li> </ol> <p><b>みなす規定 (444 条)</b></p> <p>割賦販売による場合のように、軽自動車等の売買に当たり、売主がその所有権を留保している場合は、買主がその軽自動車等の所有者とみなされる。</p> <p><b>非課税 (445 条)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国・都道府県・市町村等が所有している軽自動車等</li> <li>(2) 日本赤十字社が所有している軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供する救急用のものその他これに類するもの。</li> </ol>



# 市町村税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
軽自動車税 (種別割)	

市  
町  
村  
税

税 率 等		納 期 等	
-------	--	-------	--

区 分		標準税率	重課税率
三輪のもの		3,900円	4,600円
四輪以上のもの			
乗用のもの	営業用	6,900円	8,200円
	自家用	10,800円	12,900円
貨物用のもの	営業用	3,800円	4,500円
	自家用	5,000円	6,000円

## (2) グリーン化特例（軽課）

概 要：軽四輪等で、一定の環境性能を有するものについて、その燃費性能に応じて、税率を軽減する特例措置（対象車及び軽減割合は下表のとおり）

新車新規検査を受けた年度の翌年度1年間の軽自動車税を軽減（軽課）

適用年度：令和7年度……令和6年度に新車新規検査を受けた軽減対象自動車

対 象 車		内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気軽自動車</li> <li>天然ガス軽自動車</li> </ul> （平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期規制からNOx（窒素酸化物）を10%以上低減）		税率を概ね75%軽減
ガソリン車・ハイブリッド車 （営業用の乗用のものに限り）	・令和12年度燃費基準90%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成	税率を概ね50%軽減
	・令和12年度燃費基準70%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成	税率を概ね25%軽減

※ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成30年排出ガス基準50%低減達成車（★★★★）又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）に限る。

## 軽減後の軽自動車税額

区 分		標準税率	25%軽減後	50%軽減後	75%軽減後
三輪のもの		3,900円	※ 3,000円	※ 2,000円	1,000円
四輪以上のもの					
乗用のもの	営業用	6,900円	5,200円	3,500円	1,800円
	自家用	10,800円	—	—	2,700円
貨物用のもの	営業用	3,800円	—	—	1,000円
	自家用	5,000円	—	—	1,300円

※営業用の乗用のものに限り

# 市町村税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
<p>軽自動車税 (環境性能割)</p>	<p><b>納税義務者 (443 条)</b> 三輪以上の軽自動車の取得者</p> <p><b>みなす規定 (444 条)</b> 割賦販売による場合のように、三輪以上の軽自動車の売買に当たり、売主がその所有権を留保している場合は、買主がその三輪以上の軽自動車の取得者とみなされる。</p> <p><b>非課税 (445 条、446 条、447 条)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国・都道府県・市町村等による三輪以上の軽自動車の取得</li> <li>(2) 日本赤十字社による三輪以上の軽自動車の取得のうち、直接その本来の事業の用に供する救急用のものその他これに類するものの取得</li> <li>(3) 環境への負荷の低減に著しく資する三輪以上の軽自動車             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 電気軽自動車</li> <li>② 天然ガス軽自動車の一部</li> <li>③ ガソリン軽自動車(乗用車)の一部</li> <li>④ ガソリン軽自動車(車両総重量 2.5t 以下のトラック)の一部 ⇒ (要件は右表参照)</li> </ol> </li> <li>(4) 相続による三輪以上の軽自動車の取得</li> <li>(5) 法人の合併又は政令で定める分割による三輪以上の軽自動車の取得</li> <li>(6) 法人が新たに法人を設立するために現物出資を行う場合における三輪以上の軽自動車の取得</li> <li>(7) 会社更生法・更生特例法による更正計画において、会社から新会社 に三輪以上の軽自動車を移転した場合における三輪以上の軽自動車の取得</li> <li>(8) 委託者から受託者に信託財産を移す場合における三輪以上の軽自動車の取得</li> <li>(9) 委託者のみが信託財産の元本の受益者である信託により受託者から元本の受益者に信託財産を移す場合における三輪以上の軽自動車の取得</li> <li>(10) 信託の受託者の変更があった場合における新たな受託者による三輪以上の軽自動車の取得</li> <li>(11) 保険業法の規定により保険会社とその保険契約の全部を他の保険会社に移転した場合における当該他の保険会社による三輪以上の軽自動車の取得</li> <li>(12) 譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産設定の日から 6 ヶ月以内に譲渡担保財産の権利者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転する場合における設定者による三輪以上の軽自動車の取得</li> <li>(13) みなす規定 (444 条第 1 項・第 2 項) の規定の適用を受ける売買契約に基づき三輪以上の軽自動車の所有権がこれらの規定に規定する買主に移転した時</li> </ol> <p><b>課税標準 (450 条・規 15 条の 10)</b> 三輪以上の軽自動車の取得価額。無償取得の場合等は、同車種の通常の取引額を取得価額とみなす。</p> <p><b>免税点 (452 条)</b> 50 万円以下</p>

税 率 等		納 期 等		
税率 (446 条、451 条、附則 29 条の 9、附則 29 条の 18)				
軽 自 動 車 の 種 類		税 率		
区 分	要 件	自家用	営業用	
電気軽自動車		非課税	非課税	
天然ガス 軽自動車	・平成 30 年排出ガス基準適合 又は 平成 21 年排出ガス基準値より NOx(窒素酸化物)を 10%以上低減	非課税	非課税	
ガソリン 軽自動車 (※1)	・令和 12 年度燃費基準 80%達成 かつ 令和 2 年度燃費基準達成	非課税	非課税	
	・令和 12 年度燃費基準 70%達成 かつ 令和 2 年度燃費基準達成	1%	(1%) ↓ ※2 0.5%	
	・令和 12 年度燃費基準 60%達成 かつ 令和 2 年度燃費基準達成	2%	(2%) ↓ ※2 1%	
	・令和 4 年度燃費基準+5%達成	非課税	非課税	
	車両総重量 2.5 t 以下の トラック	・令和 4 年度燃費基準達成	1%	(1%) ↓ ※2 0.5%
	・令和 4 年度燃費基準 95%達成	2%	(2%) ↓ ※2 1%	
上記以外の三輪以上の軽自動車		(3%) ↓ ※3 2%	(3%) ↓ ※2 2%	

※1 ガソリン軽自動車は、いずれも平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車 (★★★★) 又は平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車 (★★★★) に限る。

※2 営業用の税率減 (附則 29 条の 18 第 1 項) 当分の間、税率減

※3 自家用の税率減 (附則 29 条の 18 第 2 項) 当分の間、税率減

# 市町村税

## 市町村税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
<p>鉱 産 税</p>	<p>納税義務者 (519 条) …鉱業者 課税標準 (519 条) …鉱物の価格</p>
<p>特別土地保有税</p> <p>※課税の停止 (附則 31 条) 平成 15 年以後の各年の 1 月 1 日において所有する土地については、平成 15 年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税を課さない。 平成 15 年 1 月 1 日以後に取得された土地については、土地の取得に対して課する特別土地保有税を課さない。</p>	<p>納税義務者 (585 条) 土地の所有者 (ただし、取得後 10 年を経過したものを除く) 又は取得者</p> <p>課税標準 (593 条、599 条、附則 31 条の 2 の 2) (1) 土地の保有に対して課するもの 同一市町村内において 1 月 1 日現在所有する土地の取得価額又は修正取得価額 (取得時以降の) 地価変動割合を勘案して修正した額のいずれか低い額 (2) 土地の取得に対して課するもの ① 同一市町村内において、1 月 1 日前 1 年以内に取得した土地 (②により申告し、又は申告すべきであったものを除く) の取得価額の合計額 ② 同一市町村内において、7 月 1 日前 1 年以内に取得した土地 (①により申告し、又は申告すべきであったものを除く) の取得価額の合計額</p> <p>免税点 (595 条) (1) 土地の保有に対して課するもの 1 月 1 日現在所有する土地の同一市町村ごとの合計面積が ・都市計画区域を有する市町村の区域の場合 5,000 m<sup>2</sup>未満 ・その他の市町村の区域の場合 10,000 m<sup>2</sup>未満 (2) 土地の取得に対して課するもの 1 月 1 日前 1 年以内又は 7 月 1 日前 1 年以内に取得した土地の同一市町村ごとの合計面積が ・都市計画区域を有する市町村の区域の場合 5,000 m<sup>2</sup>未満 ・その他の市町村の区域の場合 10,000 m<sup>2</sup>未満</p> <p>※遊休土地にかかる特別土地保有税 納税義務者 (621 条) 都市計画法に規定する遊休土地転換利用促進地区内の土地について、1,000 m<sup>2</sup>以上の一団の土地を 1 月 1 日に所有する者 課税標準 (622 条) 時価又は取得価額のいずれか高い金額</p>
<p>入 湯 税</p>	<p>納税義務者 (701 条) 鉱泉浴場における入湯客</p>

税 率 等	納 期 等
<b>標準税率 (520 条)</b> 1% ただし、1 か月に掘採された鉱物の価格が 200 万円以下の場合は 0.7% (別府市は 0.9%)	<b>納期 (521 条)</b> 毎月 10 日から末日までの間において市町村の条例で定める。
<b>税率 (594 条)</b> (1) 土地の保有に対して課するもの …1.4% (2) 土地の取得に対して課するもの … 3%  <b>税額の計算方法 (596 条、附則 31 条の 2 の 2)</b> (1) 土地の保有に対して課するもの 課税標準額×税率 (1.4%) - $\left[ \begin{array}{l} \text{その土地の固定資産税の} \\ \text{課税標準となるべき価格} \end{array} \right] \times 1.4\%$ (2) 土地の取得に対して課するもの 課税標準額×税率 (3%) - $\left[ \begin{array}{l} \text{その土地の不動産取得税の} \\ \text{課税標準となるべき価格} \end{array} \right] \times 4\%$  <b>非課税 (586 条～587 条の 2)</b> (1) 国又は地方公共団体等が取得し、又は所有する土地 (2) 農林業の経営規模の拡大、工場の地方分散等国の施策等に適合する用途に供されている土地 (3) 相続又は法人の合併等の所有権の形式的な移転に係る土地 (取得分)  <b>税率 (623 条) ……………1.4%</b> <b>税額の計算方法 (624 条)</b> 課税標準額×税率 (1.4%) - [固定資産税相当額+遊休土地に課される特別土地保有税 (保有分) の税額]	<b>申告納付期限 (599 条)</b> (1) 土地の保有に対して課するもの ……………5 月 31 日 (2) 土地の取得に対して課するもの ① 1 月 1 日前 1 年以内の取得分 ……………2 月末日 ② 7 月 1 日前 1 年以内の取得分 ……………8 月 31 日  <b>納税義務の免除 (601 条～603 条の 2 の 2)</b> (1) 非課税土地として使用し、又は使用させようとする場合において、市町村長が、当該事実を認定した土地 (2) 公共事業用に譲渡等される「被収用不動産等」の代替地として市町村長が認める土地 (3) 宅地供給等に資する一定の譲渡に係る土地 (4) 譲渡担保権者が取得した土地 (2 年以内に設定者に移転したものに限り) (5) 恒久的な建物その他の施設の用地で、計画的な土地利用に供されていると市町村長が認定した土地  <b>申告納付期限 (625 条)</b> 5 月 31 日  <b>納税義務の免除 (629 条)</b> 一定の事情があることについて、市町村長が認定した遊休土地
<b>税率 (701 条の 2)</b> 1 人 1 日について 150 円 (標準税率) ※別府市 (H31 年 4 月～)、由布市 (R6 年 10 月～) は超過課税 ※臼杵市は 1 人 1 日について 40 円 中津市、日田市、宇佐市、由布市、九重町、玖珠町は不均一課税	<b>申告納入 (701 条の 4)</b> 浴場の経営者等が特別徴収し、当該市町村の条例で定める納期限までに申告納入する。

# 市町村税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
<p>事業所税 (大分市のみ課税)</p>	<p>納税義務者 (701 条の 32) 事業所等において事業を行う法人又は個人</p> <p>課税標準 (701 条の 40) (1) 資産割…市内全域の合計事業所床面積 (2) 従業者割…市内全域の合計従業者給与総額</p> <p>非課税 (701 条の 34) (1) 国及び地方公共団体など法人税法第 2 条第 5 号に規定する公共法人 (2) 社会福祉法人など法人税法第 2 条第 6 号に規定する公益法人等が行う収益事業以外の事業に係るもの (3) 公衆浴場、病院、勤労者の福利厚生施設、路外駐車場などで政令で定めるもの</p> <p>課税標準の特例 (701 条の 41) 各種学校、営業用倉庫などは課税標準の一定割合 (1/2 又は 3/4) を控除</p> <p>免税点 (701 条の 43) 資産割…合計事業所床面積 1,000 ㎡以下 従事者割…合計従業者数 100 人以下</p>
<p>都市計画税</p>	<p>〈県内で課税している団体〉 大分市・別府市・中津市・日田市・佐伯市・臼杵市・津久見市・竹田市・宇佐市</p> <p>納税義務者 (702 条) 土地又は家屋の所有者</p> <p>課税標準 (702 条、702 条の 3) ※ 都市計画区域として指定された市町村の区域のうちの市街化区域内に所在する家屋については固定資産税台帳の登録価格、土地については下記のとおり (附則 25 条～附則 27 条の 4 の 2) ① 住宅用地に係る課税標準の特例措置 小規模住宅用地 (住宅 1 戸当たり 200 ㎡までの部分) 評価額の 1/3 一般住宅用地 (200 ㎡を超える部分) 評価額の 2/3 ② 負担水準に応じてなだらかな税負担の調整措置 固定資産税と同様</p> <p>※都市計画区域について、都市計画法第 7 条第 1 項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合にあつては当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域</p>

税 率 等	納 期 等																				
<p><b>税率 (701 条の 42)</b></p> <p>① 資産割 床面積 1 m<sup>2</sup>につき 600 円</p> <p>② 従業者割 支払給与総額の 0.25%</p> <p>〈注〉資産割又は従業者割のいずれか一方でも 免税点を超えるときは、その分について申 告納付が必要</p>	<p><b>申告納付期限 (701 条の 46、701 条の 47)</b></p> <p>① 法人…事業年度終了の日から 2 か月以内</p> <p>② 個人…事業を行っていた年の分を翌年 3 月 15 日まで</p>																				
<p><b>税率 (702 条の 4)</b></p> <p>制限税率 ……………0.3%</p> <table border="1" data-bbox="57 933 378 1265"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大分市</td> <td>0.25%</td> </tr> <tr> <td>別府市</td> <td>0.25%</td> </tr> <tr> <td>中津市</td> <td>0.24%</td> </tr> <tr> <td>日田市</td> <td>0.24%</td> </tr> <tr> <td>佐伯市</td> <td>0.20%</td> </tr> <tr> <td>臼杵市</td> <td>0.15%</td> </tr> <tr> <td>津久見市</td> <td>0.15%</td> </tr> <tr> <td>竹田市</td> <td>0.10%</td> </tr> <tr> <td>宇佐市</td> <td>0.30%</td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	税率	大分市	0.25%	別府市	0.25%	中津市	0.24%	日田市	0.24%	佐伯市	0.20%	臼杵市	0.15%	津久見市	0.15%	竹田市	0.10%	宇佐市	0.30%	<p><b>賦課期日 (702 条の 6)</b></p> <p>1 月 1 日</p> <p><b>納期 (702 条の 7)</b></p> <p>原則として固定資産税と同じ。</p> <p><b>賦課徴収 (702 条の 8)</b></p> <p>固定資産税の賦課徴収とあわせて行う。</p>
市町村名	税率																				
大分市	0.25%																				
別府市	0.25%																				
中津市	0.24%																				
日田市	0.24%																				
佐伯市	0.20%																				
臼杵市	0.15%																				
津久見市	0.15%																				
竹田市	0.10%																				
宇佐市	0.30%																				

# 国 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等																					
<p>所 得 税</p>	<p>○ <b>納税義務者</b>（所5条、7条）                      居住者は、原則として、1年間に生じたすべての所得                      非居住者、内国法人、外国法人も納税義務のある場合がある。</p> <p>○ <b>所得税の仕組み（総合課税される所得のみの場合）</b></p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>利 子 所 得</td> <td>+</td> <td>配 当 所 得</td> <td>+</td> <td>不 動 産 所 得</td> <td>+</td> <td>事 業 所 得</td> <td>+</td> <td>給 与 所 得</td> <td>+</td> <td>譲 渡 所 得</td> <td>+</td> <td>一 時 所 得</td> <td>+</td> <td>雑 所 得</td> </tr> </table> <div style="margin: 0 10px;">-</div> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>所 得 控 除</td> </tr> </table> <div style="margin: 0 10px;">=</div> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>課 税 総 所 得</td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">総所得金額</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 20px;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>課 税 総 所 得</td> </tr> </table> <div style="margin: 0 10px;">×</div> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>税 率</td> </tr> </table> <div style="margin: 0 10px;">-</div> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>                     ・源泉徴収税額                      ・政党等寄附金等特別控除                      ・住宅借入金等特別控除                      ・配当控除                      の税金から差し引かれるもの                      （主なものは右のとおり）                 </td> </tr> </table> <div style="margin: 0 10px;">=</div> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>申 告 納 税 額</td> </tr> </table> </div> <p>（注）「所得控除」、「税金から差し引かれるもの」については、右のページ参照</p> <p>○ <b>所得の種類と所得計算のあらまし</b></p> <p>1 総合課税される所得</p> <p>(1) 利子所得（所23条）                      公社債の利子、預貯金の利子等                      （注）公社債や預貯金の利子等は、源泉分離課税（所得を受け取るときに一定の税額が源泉徴収され、納税義務が完結する制度）となっている。</p> <p>(2) 配当所得（所24条）                      収入金額 - 株式等を取得するための負債の利子                      株式配当等                      （注）確定申告不要の特例、上場株式等に係る配当の申告分離課税の選択がある。（詳細は、「3 配当所得の課税の仕組み」参照）</p> <p>(3) 不動産所得（所26条）                      総収入金額 - 必要経費                      不動産・船舶などの貸付、地上権・永小作権の設定による収入</p>	利 子 所 得	+	配 当 所 得	+	不 動 産 所 得	+	事 業 所 得	+	給 与 所 得	+	譲 渡 所 得	+	一 時 所 得	+	雑 所 得	所 得 控 除	課 税 総 所 得	課 税 総 所 得	税 率	・源泉徴収税額 ・政党等寄附金等特別控除 ・住宅借入金等特別控除 ・配当控除 の税金から差し引かれるもの （主なものは右のとおり）	申 告 納 税 額
利 子 所 得	+	配 当 所 得	+	不 動 産 所 得	+	事 業 所 得	+	給 与 所 得	+	譲 渡 所 得	+	一 時 所 得	+	雑 所 得								
所 得 控 除																						
課 税 総 所 得																						
課 税 総 所 得																						
税 率																						
・源泉徴収税額 ・政党等寄附金等特別控除 ・住宅借入金等特別控除 ・配当控除 の税金から差し引かれるもの （主なものは右のとおり）																						
申 告 納 税 額																						

税 率 等		納 期 等																						
<b>○ 所得控除 (所72条～87条、措41条の16、41条の17、41条の18)</b>																								
雑 損 控 除	①と②のうち、いずれか多い金額 ①損失額－(総所得金額等の合計額×10%) ②災害関連支出の金額－5万円	配 偶 者 控 除	控 除 額																					
医 療 費 控 除	①と②のいずれかを選択 ①(医療費の支出額－保険金等で補填される金額)－(総所得金額等の5%又は10万円のいずれか少ない金額) ※200万円が限度 ②(特定一般用医薬品等購入費の合計額－保険金等の補填される金額)－12,000円 ※88,000円が限度		居住者の合計所得金額 (☆)	合計所得金額が58万円以下の配偶者 (70歳未満)	合計所得金額が58万円以上の配偶者 (70歳以上)																			
社 会 保 険 控 除	その年の支払額 (国民年金は、領収書の添付又は提示が必要)		900万円以下	38万円	48万円																			
小規模企業共済等掛金控除	その年の支払額 (掛金の額を証する書類の添付又は提示が必要)	900万円<☆≤950万円	26万円	32万円																				
生命保険料控除	新契約分・・・平成24年1月1日以後 契約分は、12万円が限度 一般の生命保険 控除額 最高4万円 個人年金保険 控除額 最高4万円 介護医療保険 控除額 最高4万円 ※旧契約分に係る経過措置がある。	950万円<☆≤1000万円	13万円	16万円																				
地震保険料控除	支払った保険料の額(5万円が限度) ※旧長期損害保険料に係る経過措置がある。	※配偶者控除は、居住者の合計所得金額が1,000万円を超える年は適用できない。																						
寄附金控除	〔「特定寄附金の支出額」又は「総所得金額等の40%」のいずれか少ない金額〕－2,000円	配 偶 者 特 別 控 除																						
障 害 者 控 除	特別障害者……………40万円 上記以外……………27万円 同居特別障害者……75万円	配偶者の合計 所得金額 (☆)	居住者の合計所得金額(控除額)																					
寡 婦 控 除	控除額 27万円	58万円<☆≤95万円	900万円以下	900万円超 950万円以下																				
ひとり親控除	控除額 35万円	95万円<☆≤100万円	36万円	24万円																				
勤 学 学 生 控 除	控除額 27万円	100万円<☆≤105万円	31万円	21万円																				
基 礎 控 除	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">居住者の合計所得金額</th> <th style="width: 50%;">控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>132万円以下</td><td>95万円</td></tr> <tr><td>132万円超336万円以下</td><td>88万円</td></tr> <tr><td>336万円超489万円以下</td><td>68万円</td></tr> <tr><td>489万円超655万円以下</td><td>63万円</td></tr> <tr><td>665万円超2,350万円以下</td><td>58万円</td></tr> <tr><td>2,350万円超2,400万円以下</td><td>48万円</td></tr> <tr><td>2,400万円超2,450万円以下</td><td>32万円</td></tr> <tr><td>2,450万円超2,500万円以下</td><td>16万円</td></tr> <tr><td>2,500万円超</td><td>控除なし</td></tr> </tbody> </table>	居住者の合計所得金額	控 除 額	132万円以下	95万円	132万円超336万円以下	88万円	336万円超489万円以下	68万円	489万円超655万円以下	63万円	665万円超2,350万円以下	58万円	2,350万円超2,400万円以下	48万円	2,400万円超2,450万円以下	32万円	2,450万円超2,500万円以下	16万円	2,500万円超	控除なし	105万円<☆≤110万円	26万円	18万円
居住者の合計所得金額	控 除 額																							
132万円以下	95万円																							
132万円超336万円以下	88万円																							
336万円超489万円以下	68万円																							
489万円超655万円以下	63万円																							
665万円超2,350万円以下	58万円																							
2,350万円超2,400万円以下	48万円																							
2,400万円超2,450万円以下	32万円																							
2,450万円超2,500万円以下	16万円																							
2,500万円超	控除なし																							
		110万円<☆≤115万円	21万円	14万円																				
		115万円<☆≤120万円	16万円	11万円																				
		120万円<☆≤125万円	11万円	8万円																				
		125万円<☆≤130万円	6万円	4万円																				
		130万円<☆≤133万円	3万円	2万円																				
		※配偶者特別控除は、居住者の合計所得金額が1,000万円を超える年は適用できない。																						
		要 件		控 除 額																				
		16歳未満		控除なし																				
		16歳以上18歳以下・23歳以上69歳以下		38万円																				
		19歳以上23歳未満		63万円																				
		70歳以上		48万円																				
		70歳以上の同居老親		58万円																				
		特 定 親 族 特 別 控 除																						
		特定親族の合計所得金額		控 除 額																				
		58万円超 85万円以下		63万円																				
		85万円超 90万円以下		61万円																				
		90万円超 95万円以下		51万円																				
		95万円超 100万円以下		41万円																				
		100万円超 105万円以下		31万円																				
		105万円超 110万円以下		21万円																				
		110万円超 115万円以下		11万円																				
		115万円超 120万円以下		6万円																				
		120万円超 123万円以下		3万円																				
		123万円超		控除なし																				
		※特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。																						

# 国 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等	
所 得 税	(4) 事業所得（所27条） <u>総収入金額 - 必要経費</u> 農業、漁業、商業、サービス業などの事業から生ずる所得	
	(5) 給与所得（所28条） <u>収入金額 - 給与所得控除額</u> 俸給、給料、賃金、歳費、賞与等 《給与所得控除額》	
	給与等の収入金額の合計額	給 与 所 得 控 除 額
	190万円以下	65万円
	190万円超 360万円以下	給与収入×30%+8万円
	360万円超 660万円以下	給与収入×20%+44万円
	660万円超 850万円以下	給与収入×10%+110万円
	850万円超	195万円
	(6) 譲渡所得（所33条） <u>総収入金額 - (取得費+譲渡費用) - 特別控除額（最高50万円）</u> 土地・建物及び株式等以外の資産の譲渡による所得 短期譲渡所得＝1月1日における所有期間5年以内の資産の譲渡 長期譲渡所得＝上記以外の譲渡 〈注〉総所得金額の計算上、長期譲渡所得は2分の1した金額となる。	
	(7) 一時所得（所34条） <u>総収入金額 - その収入を得るために支出した金額 - 特別控除額（最高50万円）</u> 営利を目的とする継続的行為から生ずる所得以外の一時の所得で、労務、 役務又は資産の譲渡の対価でないもの 〈注〉総所得金額の計算上、一時所得は2分の1した金額となる。	

税 率 等	納 期 等
-------	-------

○ 所得金額調整控除（措41条の3の11）

1 給与等の収入金額が850万円を超えている次のいずれかに該当する方。

- (1) 特別障害者
- (2) 23歳未満の扶養親族を有する。
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する。

（控除額）

給与等の収入金額（その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には1,000万円）から850万円を控除した金額の10%相当額を、給与所得の金額から控除する。

2 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える方。

（控除額）

給与所得控除後の給与等の金額（10万円を限度）及び公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を限度）の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除する。

○ 所得税の税額の計算（A×B-C）

A 課税される所得金額	B 税率	C 控除額
1,000,000円から1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上	45%	4,796,000円

◇確定申告（所120条） 翌年の2月16日～3月15日

◇納付期限（所128条） 翌年の3月15日

◇予定納税（所104条）

（対象者）

復興特別所得税の全額を含めて計算した予定納税基準額が15万円以上の者

（納期）

第1期分…その年の7月1日～7月31日

第2期分…その年の11月1日～11月30日

（納税額）

第1期分…予定納税基準額の1/3相当額

第2期分…予定納税基準額の1/3相当額

○ 税額控除

1 配当控除（所92条）

総合課税を選択した配当所得がある場合

2 住宅ローン控除（令和4年～令和7年中に居住の用に供する場合）

(1) 住宅借入金等特別控除（措41条）

控除額の計算方法

$$\text{住宅ローン等の年末残高} \times \text{控除率} = \text{控除額}$$

イ 認定住宅等以外の場合

居住年	住宅ローン等の限度額	控除率	控除期間
令和4年・令和5年	3,000万円	0.7%	13年
令和6年・令和7年	2,000万円		10年

注) 令和4年・令和5年の金額は、住宅の取得等が居住用家屋の新築、居住用家屋で建築後使用されていないものの取得又は宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われた一定の居住用家屋の取得である場合の金額であり、それ以外の場合（既存住宅の取得又は住宅の増改築等）における借入限度額は一律2,000万円と控除期間は一律10年となります。

# 国 税

国  
税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等			
所 得 税	(8) 雑所得（所35条）			
	① 公的年金等に係る所得 $\text{収入金額} - \text{公的年金等控除額}$			
	② 公的年金等以外の所得 $\text{総収入金額} - \text{必要経費}$			
	《公的年金等控除額》			
	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	130万円未満	60万円	50万円	40万円
	130万円以上 410万円未満	公的年金等の収入金額 ×25%+27.5万円	公的年金等の収入金額 ×25%+17.5万円	公的年金等の収入金額 ×25%+7.5万円
	410万円以上 770万円未満	公的年金等の収入金額 ×15%+68.5万円	公的年金等の収入金額 ×15%+58.5万円	公的年金等の収入金額 ×15%+48.5万円
	770万円以上 1,000万円未満	公的年金等の収入金額 ×5%+145.5万円	公的年金等の収入金額 ×5%+135.5万円	公的年金等の収入金額 ×5%+125.5万円
	1,000万円以上	195.5万円	185.5万円	175.5万円
	330万円未満	110万円	100万円	90万円
	330万円以上 410万円未満	公的年金等の収入金額 ×25%+27.5万円	公的年金等の収入金額 ×25%+17.5万円	公的年金等の収入金額 ×25%+7.5万円
65歳以上	410万円以上 770万円未満	公的年金等の収入金額 ×15%+68.5万	公的年金等の収入金額 ×15%+58.5万円	公的年金等の収入金額 ×15%+48.5万円
	770万円以上 1,000万円未満	公的年金等の収入金額 ×5%+145.5万円	公的年金等の収入金額 ×5%+135.5万円	公的年金等の収入金額 ×5%+125.5万円
	1,000万円以上	195.5万円	185.5万円	175.5万円
	《計算例》			
	年齢65歳未満の人（令和7年分は、昭和36年1月2日以後に生まれた人） で、「公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下」で 「公的年金等の収入金額の合計額」が300万円の場合 $3,000,000円 - (3,000,000円 \times 0.25 + 275,000円) = 1,975,000円$			
	2 分離課税される所得			
	(1) 配当所得（所24条、措8条の4）			
	$\text{収入金額} - \text{株式等取得するための負債の利子}$ 上場株式等に係る配当等のうち、申告分離課税を選択したもの			
	(2) 土地・建物等の譲渡所得（所33条、措31条、措32条等）			
	$\text{総収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除額}$ 土地若しくは土地の上に存する権利又は建物等の譲渡による所得			
	(3) 株式等の譲渡所得（所33条、措37条の10、11）			
	$\text{総収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用等})$ 株式等の譲渡による所得			

税 率 等

納 期 等

ロ 認定住宅等の場合

	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和4年・令和5年	5,000万円	0.7%	13年
	令和6年・令和7年 (子育て世帯等)	4,500万円 (5,000万円)		
ZEH水準 省エネ住宅	令和4年・令和5年	4,500万円		
	令和6年・令和7年 (子育て世帯等)	3,500万円 (4,500万円)		
省エネ基準 適合住宅	令和4年・令和5年	4,000万円		
	令和6年・令和7年 (子育て世帯等)	3,000万円 (4,000万円)		

(注1) 上記の「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、上記の「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいいます。

(注2) 上記の金額等は、住宅の取得等が認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されていないもの若しくは宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものの取得である場合の金額であり、住宅の取得等が、認定住宅等で建築後使用されたことのあるものの取得である場合における借入限度額は一律3,000万円と、控除期間は一律10年となります。

(2) 再び居住の用に供した場合の再適用(適用)(措41条㉔①)

イ 控除額の計算方法

$$\frac{\text{住宅ローン等の年末残高}}{\text{適用要件}} \times \text{控除率} = \text{控除額}$$

ロ 適用要件

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を適用していた者(注1)が、平成15年4月1日以後に勤務先からの転居命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由により、その家屋をその者の居住の用に供しなくなったことにより住宅借入金等特別控除の適用ができなくなった後、その事由が解消し、再びその者の居住の用に供した場合には、その再居住年以後の各適用年分において(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用ができる。

(注1) 平成21年1月1日以後は、自己の居住の用に供した者が住宅借入金等特別控除を受けないまま、その当初居住年において上記理由により居住の用に供しなくなった場合も、その事由が解消し、再び居住の場合には、一定要件の下で、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用ができることとなった。

(注2) 居住していなかった期間については、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用はない。

また、この再適用等が受けられる場合であっても、適用期間の延長はされない。

(注3) 再び居住した年にその家屋を賃貸していた場合は、再居住の年の翌年から再適用を受けることになる。

(注4) 適用要件等の詳細については、税務署にお問い合わせください。

# 国 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等														
所 得 税	<p>(4) 先物取引に係る雑所得等（措41条の14）  <math>\boxed{\text{総収入金額} - \text{必要経費}}</math>                      （先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得の金額の合計額）</p> <p>(5) 山林所得(所32条)  <math>\boxed{\text{総収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除額（最高50万円）}}</math>                      5年を超える期間所有していた山林の伐採又は譲渡による所得</p> <p>(6) 退職所得(所30条)  <math>\boxed{(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2}</math>                      退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与等                      ※ ただし、勤続年数が5年以下である①法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している一定の者、②国會議員及び地方公共団体の議会の議員、③国家公務員及び地方公務員については、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額（2分の1の適用なし）となる(所30条②)。</p> <p>≪退職所得控除額≫</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">勤 続 年 数</th> <th style="text-align: center;">退 職 所 得 控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">20年以下の場合</td> <td style="text-align: center;">40万円×勤続年数(80万円より少ないときは80万円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20年を超える場合</td> <td style="text-align: center;">800万円+70万円×(勤続年数-20年)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 障害者になったことに直接基因して退職した場合は、上記により計算した額に100万円を加算する。</p> <p>3 配当所得の課税の仕組み</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="width: 40%;">一定の上場株式等の配当等</td> <td>確定申告不要制度あり 確定申告する場合には総合課税又は申告分離課税を選択可</td> </tr> <tr> <td>公募証券投資信託の収益の分配</td> <td>確定申告不要制度あり 確定申告する場合には総合課税又は申告分離課税を選択可</td> </tr> <tr> <td>特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当</td> <td>申告分離課税 特定口座で取り扱った利子所得は申告不要を選択可 確定申告不要制度あり</td> </tr> <tr> <td>上場株式等以外の配当等</td> <td>確定申告不要制度あり 確定申告する場合には総合課税のみ</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 確定申告不要制度が適用される配当所得(措8条の5)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 内国法人から支払を受ける配当等で、1回に支払を受ける金額が、10万円に配当計算期間の月数を乗じて12で除した金額以下のもの</li> <li>② 大口株主等以外の者が、内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等</li> <li>③ 内国法人から支払を受ける公募投資信託(公社債投資信託及び特定株式投資信託を除く。)の収益の分配に係る配当等</li> <li>④ 特定投資法人から支払を受ける投資口の配当等</li> </ol> <p>○ 申告分離課税制度が適用される配当所得(措8条の4)</p> <p>平成28年1月1日以後に支払を受ける上場株式等に係る配当所得については、総合課税のほかに、申告分離課税を選択することができることとされた。</p>	勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額	20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円より少ないときは80万円)	20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)	一定の上場株式等の配当等	確定申告不要制度あり 確定申告する場合には総合課税又は申告分離課税を選択可	公募証券投資信託の収益の分配	確定申告不要制度あり 確定申告する場合には総合課税又は申告分離課税を選択可	特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当	申告分離課税 特定口座で取り扱った利子所得は申告不要を選択可 確定申告不要制度あり	上場株式等以外の配当等	確定申告不要制度あり 確定申告する場合には総合課税のみ
勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額														
20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円より少ないときは80万円)														
20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)														
一定の上場株式等の配当等	確定申告不要制度あり 確定申告する場合には総合課税又は申告分離課税を選択可														
公募証券投資信託の収益の分配	確定申告不要制度あり 確定申告する場合には総合課税又は申告分離課税を選択可														
特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当	申告分離課税 特定口座で取り扱った利子所得は申告不要を選択可 確定申告不要制度あり														
上場株式等以外の配当等	確定申告不要制度あり 確定申告する場合には総合課税のみ														

税 率 等	納 期 等
<p><b>3 住宅特定改修特別税額控除など</b></p>	
<p>住宅ローン等を利用しない場合であっても、一定の要件に当てはまれば、所得税の税額控除を受けることができる。</p>	
<p>住宅特定改修特別税額控除とは、特定居住者の方が行う高齢者等居住改修工事や特定居住者以外の方が行う一般断熱改修工事や多世帯同居改修工事、耐久性向上改修工事をいうが、住宅ローン等を利用しない税額控除としては、他に住宅耐震改修特別控除及び認定住宅等新築等特別税額控除がある。</p>	
<p>なお、令和6年(注)及び令和7年については、住宅特定改修特別税額控除として、子育て対応改修工事がある。</p>	
<p>適用要件等の詳細については、税務署にお問い合わせください。</p>	
<p>(注) 令和6年の子育て対応改修工事については、令和6年4月1日以降に居住の用に供した場合が対象</p>	
<p><b>4 政党等寄附金特別控除等(措41条の18の2、18の3)</b></p>	
<p>個人が支出した①政治活動に関する寄附金のうち政党若しくは政治資金団体に対する寄附金、②認定NPO法人等、③公益社団法人等に対する寄附金については、「寄附金控除」又は「寄附金特別控除(税額控除)」のどちらか有利な方を受けることができる。</p>	
<p>(1) 控除額の計算方法</p>	
<p><math>\frac{\text{寄附金の合計額} - 2,000\text{円}}{\text{控除率}} = \text{控除額}</math></p>	
<p>〈注1〉 控除率は、①は30%、②、③は40%</p>	
<p>〈注2〉 寄附金の合計額は①～③は総所得金額等の40%相当額が限度となる。</p>	
<p>〈注3〉 ①の控除額は、所得税額の25%、②③の控除額の合計は、所得税額の25%相当額が限度となる。</p>	
<p>(2) 必要書類</p>	
<p>イ 政治活動に関する寄附金については、選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金(税額)控除のための書類」(電磁的記録印刷書面を含む。)</p>	
<p>ロ 認定NPO法人等及び公益社団法人等に対する寄附金については、寄附金を受領した旨、寄附金が法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨、寄附金の額及び受領日を証する書類(電磁的記録印刷書面を含む。)及び寄附金特別控除額の計算明細書</p>	

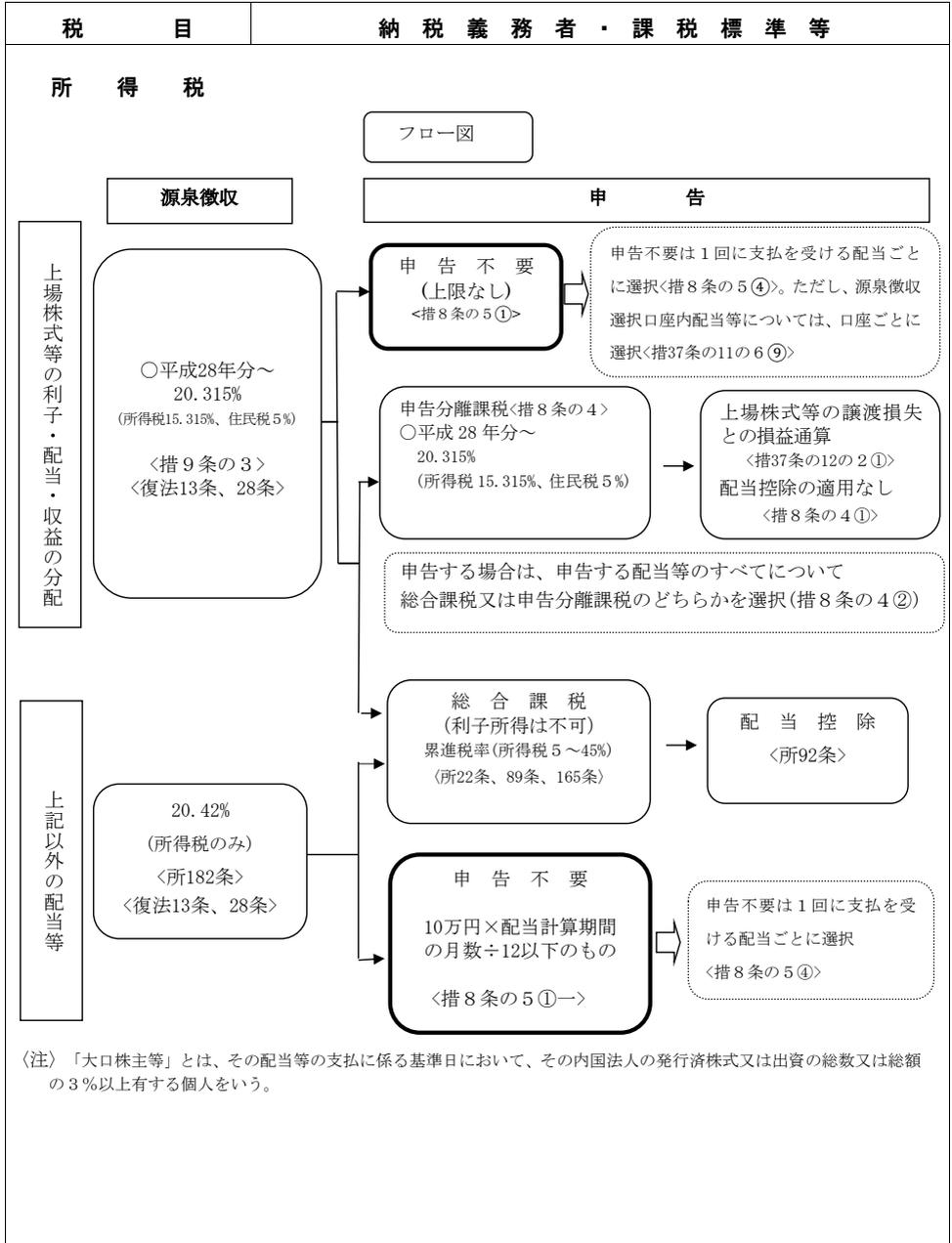
# 国 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
所 得 税	<p>○ 申告分離課税制度が適用される利子所得(措3条、3条の3、8条の4、8条の5)</p> <p>平成28年1月1日以後に支払を受ける特定公社債、公募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の公募投資信託の受益権及び特定目的信託(その社債的受益権の募集が公募により行われたものに限る。)の社債的受益権については、申告分離課税の対象とされた。</p> <p>また、上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等の配当等に係る配当所得等(申告分離課税を選択したものに限る。)の金額との損益通算ができることとされた。(措37条12の2①②)</p>

税 率 等	納 期 等

# 国 税

## 国 税



税 率 等	納 期 等

# 国 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等			
復興特別所得税	<b>納税義務者(復法8条)</b> 復興特別所得税を納める義務のある個人			
	<b>基準所得税額と課税標準(復法10条、12条)</b> 復興特別所得税の課税標準は、その年分の基準所得税額			
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30%;">区 分</td> <td>基準所得税額</td> </tr> </table>		区 分	基準所得税額
	区 分	基準所得税額		
	居 住 者	非永住者以外の居住者	全ての所得に対する所得税額	
非永住者		国外源泉所得以外の所得及び国外源泉所得のうち国内払のもの又は国外から送金されたものに対する所得税額		
非居住者		国内源泉所得に対する所得税額		
〈注〉 その年分の所得税において分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除の適用がある居住者については、これらの控除額を控除する前の所得税額となる。				

<p style="text-align: center;">税 率 等</p>	<p style="text-align: center;">納 期 等</p>
<p><b>税率(復法13条)</b></p> <p>【算式】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <math display="block">\text{復興特別所得税額} = \text{基準所得税額} \times 2.1\%</math> </div>	<p><b>申告・納付(復法17条)</b> 所得税と復興特別所得税を併せて申告を行う。</p> <p><b>納付期限(復法18条)</b> 原則として翌年の3月15日</p> <p>給与所得者については、平成25年1月1日以降に支払を受ける給与等から復興特別所得税が源泉徴収される。 (復法9条、29条)</p>

# 国 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
<p><b>法 人 税</b></p>	<p><b>納税義務者・課税所得（法4条～法10条）</b></p> <p>① 内国法人…           <ul style="list-style-type: none"> <li>普通法人……すべての所得</li> <li>協同組合等…すべての所得</li> <li>公益法人等…収益事業から生じた所得&lt;注2&gt;</li> <li>公共法人……非課税</li> <li>人格のない社団等…収益事業から生じた所得</li> </ul> </p> <p>② 外国法人…           <ul style="list-style-type: none"> <li>普通法人……国内源泉所得</li> <li>人格のない社団等…国内源泉所得のうち収益事業から生じた所得</li> </ul> </p> <p>&lt;注1&gt; 法人税法上の法人の区分            &lt;注2&gt; 一般社団法人・一般財団法人のうち非営利型法人に該当しないものは普通法人となる。</p> <p><b>課税標準</b></p> <p>内国法人の各事業年度の所得の金額（法22条）</p> $\left[ \begin{array}{c} \text{各事業年度の} \\ \text{所得の金額} \end{array} \right] = \left[ \begin{array}{c} \text{当該事業年度の} \\ \text{益金の額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{当該事業年度の} \\ \text{損金の額} \end{array} \right]$ <p>&lt;注&gt; 連結納税制度は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度からグループ通算制度へ移行したため廃止。</p>
<p><b>地方法人税</b></p>	<p><b>納税義務者（地方法人税法4条）</b>            法人（法人税の納税義務者と同じ）</p> <p><b>課税標準（地方法人税法9条）</b>            課税標準法人税額（内国法人については、当該内国法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得金額につき、法人税法等の規定により計算した法人税の額）</p>

**税 率 等**

**納 期 等**

**所得に対する税率（法 66 条ほか）**

法人の区分		800 万円以下	800 万円超
		部分	部分
普通法人	資本金額 1 億円超	23.2%	
	1 億円以下	15%(注 2,3)	23.2%
人格のない社団等		15%	23.2%
協同組合等		15%	19%
公益法人等		15%	23.2%(注 4)

- <注 1> 平成 31 年 4 月 1 以後開始する事業年度に適用される。
- <注 2> 適用除外事業者（その事業年度開始の前 3 年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が 15 億円を超える法人等をいいます。）に該当する法人の 800 万円以下の部分は 19%の税率が適用される。
- <注 3> 各事業年度の所得金額が 10 億円を超える場合は 17%の税率が適用される。（令和 7 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用される。）
- <注 4> 公益社団法人及び公益財団法人・非営利型法人、一定の公益法人等(特定非営利活動法人、管理組合法人等) 以外の公益法人等の 800 万円超の部分は 19%の税率が適用される。

**確定申告・納付（法 74 条、法 77 条ほか）**  
事業年度終了の日の翌日から 2 ヶ月以内

**中間申告・納付（法 71 条、法 76 条ほか）**  
事業年度が 6 ヶ月を超える普通法人で、前事業年度の税額の 6 ヶ月相当の額が 10 万円を超える場合に必要  
当該事業年度開始の日以後 6 ヶ月を経過した日から 2 ヶ月以内

**確定申告の提出期限の延長の特例（法 75 条の 2 ほか）**

会計監査人の監査などのために決算不確定の場合の申告は、申請により事業年度終了の日の翌日から 3 ヶ月以内

**課税標準法人税額に対する税率**  
(地方法人税法 10 条)  
10.3%

**確定申告・納付（地方法人税法 19 条・21 条ほか）**

事業年度終了の日の翌日から 2 ヶ月以内

**中間申告・納付（地方法人税法 16 条・17 条・18 条・20 条ほか）**

法人税中間申告書にかかる課税事業年度開始の日以後 6 ヶ月を経過した日から 2 ヶ月以内

# 国 税

## 国 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
<p><b>相 続 税</b></p>	<p><b>納税義務者（相1条の3）</b> 相続や遺贈などによって財産を取得した個人</p> <p><b>課税遺産総額（相11条～相15条）</b></p> $\text{課税遺産総額} = \text{遺産総額} - \left[ \begin{array}{l} \text{債務・} \\ \text{葬式費用} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{非課税} \\ \text{財産} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{基礎控除額} \\ 3,000 \text{万円} \\ + \\ \left[ \begin{array}{l} 600 \\ \text{万円} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{法定} \\ \text{相続人数} \end{array} \right] \end{array} \right]$ <p>（注）相続開始前7年以内に贈与を受けた財産がある場合（その財産により取得した財産の価格（相続開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、その財産の価格の合計額から100万円を控除した残額））、又は相続時精算課税の選択適用により贈与を受けた財産がある場合、その財産の贈与額の価格から、基礎控除額を控除した残高を遺産総額に加算される。（相19条、相21条の15、相21条の16）</p> <p><b>配偶者に対する税額軽減（相19条の2）</b></p> $\text{軽減額} = \text{相続税の総額} \times \frac{\text{次の①又は②のうちいずれか少ない金額}}{\text{課税価格の合計額}}$ <p>次の①又は②のうちいずれか少ない金額 ①法定相続相当額と1億6千万円のいずれか多い方 ②配偶者の課税価格（未分割を除く）</p> <p>（配偶者の取得した財産が法定相続相当額か1億6千万円以下ならその配偶者は無税（申告要件）） 配偶者…婚姻の届出をしている者。婚姻期間の制限なし。</p> <p><b>未成年者控除（相19条の3）</b> 税額から控除される額＝10万円×満18歳に達するまでの年数</p> <p><b>障害者控除（相19条の4）</b> 税額から控除される額＝10万円（特別障害者の場合は20万円） ×満85歳に達するまでの年数</p>
<p><b>贈 与 税</b></p>	<p><b>納税義務者（相1条の4）</b> 贈与により財産を取得した個人</p> <p><b>課税価格（相21条の2～相21条の5、措70条の2の4）</b></p> $\text{課税価格} = \left[ \begin{array}{l} \text{その年中に贈与により取得} \\ \text{した財産の価額の合計額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{基礎控除額} \\ 110 \text{万円} \end{array} \right]$ <p><b>相続時精算課税に係る課税価格（相21条の10～相21条の12）</b></p> $\text{課税価格} = \left[ \begin{array}{l} \text{特定贈与者からその年} \\ \text{中に贈与により取得し} \\ \text{た財産の価額の合計額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{基礎控除額} \\ 110 \text{万円} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{特別控除額} \\ 2,500 \text{万円} \end{array} \right]$ <p>（注）相続時精算課税制度を選択した場合（期限内申告に限る。）の特別控除額（限度額2,500万円）は、既適用控除額を控除した残高となる。</p> <p><b>配偶者控除（相21条の6）</b> 夫婦間の贈与で、次の条件をすべて満たすとき…2,000万円の控除</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>夫婦の婚姻期間が20年以上</li> <li>国内にある居住の用に供する土地、家屋又はその購入資金の贈与</li> <li>贈与を受けた年の翌年3月15日までに実際に居住し、その後も引き続いて居住する見込み</li> </ol> <p>〈注〉同一の配偶者からは一生に一度</p>

税 率 等			納 期 等	
<b>税率・速算表（相 16 条）</b>			<b>申告と納税</b>	
法定相続分に応ずる 取得金額	税率	控除額	<b>(1) 申告書の提出期限</b> 相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内（相 27 条） <b>(2) 提出先</b> 被相続人が死亡した時の住所地を所轄する税務署（相附則 3 項） <b>(3) 納期限</b> 申告書の提出期限まで（相 33 条） <b>(4) 延納</b> 税額が 10 万円を超え、かつ、一時に金銭で納付することが困難なとき、『延納申請書』を提出の上、担保を提供することにより年賦延納（不動産等の割合により最高 20 年以内）が可能。（利子税がかかる。）（相 38 条、相 52 条、措 70 条の 10、措 70 条の 11） 〈注〉物納の制度もある。 <b>(5) 農地について納税猶予制度</b> （措 70 条の 6） <b>(6) 非上場株式に係る納税猶予制度</b> （措 70 条の 7 の 2 及び措 70 条の 7 の 6） ※ 農地や非上場株式を相続し、納税猶予制度の適用を受ける場合、相続税の申告期限までに納税猶予の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書、必要書類の提出が必要。	
1,000 万円以下	10%	—		
3,000 万円以下	15%	50 万円		
5,000 万円以下	20%	200 万円		
1 億円以下	30%	700 万円		
2 億円以下	40%	1,700 万円		
3 億円以下	45%	2,700 万円		
6 億円以下	50%	4,200 万円		
6 億円超	55%	7,200 万円		
<b>税額の計算方法（相 16 条～相 18 条）</b>				
(1) 課税遺産総額に法定相続分を乗じ、法定相続分に応じた取得金額を算定する。 (2) (1) で算出された金額に応じ、上記の税率・速算表から税額を算出する。 (3) 算出された税額を合計し、相続税額の総額を算出する。 (4) (3) の税額に実際に相続した課税遺産額の取得割合を乗じ、各人の相続税額を算出する。 (5) 各人に適用される相続税の加算や、税額控除を行った残りが各人の納付税額。				

<b>税率・速算表（相 21 条の 7、措 70 条の 2 の 5）</b>				
基礎控除後の 課税価格	一般税率		特例税率	
	税率	控除額	税率	控除額
200 万円以下	10%	—	10%	—
300 万円以下	15%	10 万円	15%	10 万円
400 万円以下	20%	25 万円	〃	〃
600 万円以下	30%	65 万円	20%	30 万円
1,000 万円以下	40%	125 万円	30%	90 万円
1,500 万円以下	45%	175 万円	40%	190 万円
3,000 万円以下	50%	250 万円	45%	265 万円
4,500 万円以下	55%	400 万円	50%	415 万円
4,500 万円超	〃	〃	55%	640 万円

※ 直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により財産を取得した受贈者のうち、財産の贈与を受けた年の 1 月 1 日現在において 18 歳以上の者については、「特例税率」を適用して税額を計算する。  
 なお、特例税率の適用を受ける場合で基礎控除後の課税価格が 300 万円を超える場合には、受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他書類でその者の氏名、生年月日及びその者が贈与者の直系尊属に該当することを証するものを申告書に添付する必要がある。

# 国 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等																												
<b>贈 与 税</b>	<p><b>特定障害者に対する非課税（相 21 条の 4）</b>            重度の心身障害者を受益者とする特定障害者扶養信託契約に基づき財産が信託された時、その信託受益権の価額のうち 6,000 万円までの金額が非課税（特別障害者以外は 3,000 万円）</p> <p><b>直系尊属からの住宅取得等資金の贈与を受けた場合（期限内申告に限る）の非課税の特例（措 70 条の 2）</b>            令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの間に父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等の対価に充てるための金銭を取得した場合において、一定の要件を満たす時は、下表の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となる（新非課税制度）。            なお、平成 21 年分から令和 5 年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税（旧非課税制度）」を受けた場合は適用できない。            適用要件等の詳細については、税務署にお問い合わせください。</p> <p><b>受贈者ごとの非課税限度額〈注 1〉</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">住宅用の家屋の種類</th> <th style="text-align: center;">省エネ等住宅 〈注 2〉</th> <th style="text-align: center;">左記以外の住宅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">贈与の時期</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 6 年 1 月 1 日から 令和 8 年 12 月 31 日まで</td> <td style="text-align: center;">1,000 万円</td> <td style="text-align: center;">500 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>〈注 1〉非課税限度額</b>            受贈者ごとの非課税限度額は、受贈者が新非課税制度の適用を受けようとする住宅用の家屋の種類に応じた金額となる。            なお、既に新非課税制度の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額を控除した残額が非課税限度額となる。</p> <p><b>〈注 2〉省エネ等住宅</b>            「省エネ等住宅」とは、家屋の区分に応じ、次の表の省エネルギー性能、耐震性能又はバリアフリー性能のいずれかの基準（省エネ等基準）に適合する住宅用家屋であることにつき、一定の証明書類などを贈与税の申告書に添付が必要となる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">家屋の区分</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">省エネ等基準</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">省エネルギー性能</th> <th style="text-align: center;">耐震性能</th> <th style="text-align: center;">バリアフリー性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">① 新築をした住宅用の家屋</td> <td style="text-align: center;">耐震等性能等級 5 以上かつ一次エネルギー消費量等級 6 以上</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2 以上又は免震建築物</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">高齢者等配慮対策等級（専用部分）3 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 建築後使用されたことのない住宅用の家屋</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋</td> <td style="text-align: center;">断熱等性能等級 4 以上又は一次エネルギー消費量等級 4 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④ 増改築等をした住宅用の家屋</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			住宅用の家屋の種類	省エネ等住宅 〈注 2〉	左記以外の住宅	贈与の時期			令和 6 年 1 月 1 日から 令和 8 年 12 月 31 日まで	1,000 万円	500 万円	家屋の区分	省エネ等基準			省エネルギー性能	耐震性能	バリアフリー性能	① 新築をした住宅用の家屋	耐震等性能等級 5 以上かつ一次エネルギー消費量等級 6 以上	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2 以上又は免震建築物	高齢者等配慮対策等級（専用部分）3 以上	② 建築後使用されたことのない住宅用の家屋		③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋	断熱等性能等級 4 以上又は一次エネルギー消費量等級 4 以上	④ 増改築等をした住宅用の家屋	
住宅用の家屋の種類	省エネ等住宅 〈注 2〉	左記以外の住宅																											
贈与の時期																													
令和 6 年 1 月 1 日から 令和 8 年 12 月 31 日まで	1,000 万円	500 万円																											
家屋の区分	省エネ等基準																												
	省エネルギー性能	耐震性能	バリアフリー性能																										
① 新築をした住宅用の家屋	耐震等性能等級 5 以上かつ一次エネルギー消費量等級 6 以上	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2 以上又は免震建築物	高齢者等配慮対策等級（専用部分）3 以上																										
② 建築後使用されたことのない住宅用の家屋																													
③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋	断熱等性能等級 4 以上又は一次エネルギー消費量等級 4 以上																												
④ 増改築等をした住宅用の家屋																													

税 率 等	納 期 等
<p><b>税額の計算方法（相 21 条の 7）</b>  <math display="block">\left[ \begin{array}{l} \text{基礎控除後} \\ \text{の課税価格} \end{array} \right] \times \text{税率} - \text{速算表控除額} = \text{税額}</math></p> <p>相続時精算課税に係る贈与税の税率          (相 21 条の 13)一律 20%</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>贈与税に関する規定は、相続税法の中に定められている。</p> </div>	<p><b>申告と納税</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 申告書の提出期限 翌年 2 月 1 日～3 月 15 日（相 28 条）</li> <li>(2) 提出先 住所地の所轄税務署（相 62 条）</li> <li>(3) 納期限 翌年 3 月 15 日（相 33 条）</li> <li>(4) 延納 納税が 10 万円を超え、かつ、一時に金銭で納付することが困難なとき、『延納申請書』を提出の上、担保を提供することにより年賦延納（最高 5 年以内）が可能（利子税がかかる。）。（相 38 条、相 52 条）</li> <li>(5) 農地等についての納税猶予制度 （措 70 条の 4）</li> <li>(6) 非上場株式に係る納税猶予制度 （措 70 条の 7 及び措 70 条の 7 の 5）</li> </ol> <p>※ 農地や非上場株式の贈与を受け、納税猶予制度の適用を受ける場合、贈与税の申告期限までに納税猶予の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書、必要書類の提出が必要</p>

# 国 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
消 費 税	<p><b>納税義務者（消 2 条～消 5 条）</b></p> <p>(1) 国内取引 資産の譲渡・貸付け及び役務の提供を事業として対価を得て行う事業者（個人事業者及び法人）</p> <p>(2) 輸入取引 課税貨物を保税地域から引き取る者</p> <p><b>小規模事業者の納税義務の免除（消 9 条、消 9 条の 2）</b></p> <p>基準期間（前々年又は前々事業年度）の課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は納税義務が免除される。ただし、基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下であっても、特定期間（注）の課税売上高が 1,000 万円を超えた場合は免除されない。（特定期間の課税売上高に代えて給与等支払額で判定することもできる）</p> <p>〈注 1〉特定期間とは、個人事業者の場合は、その年の前年の 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間をいい、法人の場合は、前事業年度開始の日以後 6 ヶ月の期間をいう。</p> <p>〈注 2〉令和 5 年 10 月 1 日からインボイス制度が導入され、適格請求書発行事業者は小規模事業者の納税義務の免除の規定は適用されず、納税義務は免除されない。</p> <p><b>総額表示の義務付け（消 63 条）</b></p> <p>事業者は、消費者向けの価格表示について、税込価格を表示（総額表示）することが義務付けられている。</p> <p>平成 25 年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間は、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じている場合に限り、総額表示しなくてもよいとする特例が設けられていたが、令和 3 年 4 月 1 日以降は、税込価格の表示が必要となった。</p> <p><b>新設法人の特例（消 12 条の 2）</b></p> <p>その事業年度の基準期間がない法人（社会福祉法人を除く。）のうち、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が 1,000 万円以上である法人については、その基準期間がない事業年度（課税期間）の納税義務は免除されない。</p> <p><b>課税標準（消 28 条）</b></p> <p>(1) 国内取引…課税資産の譲渡等の対価の額</p> <p>(2) 輸入取引…関税課税価格（CIF 価格）に個別消費税額及び関税額を加算した金額</p> <p><b>非課税（消 6 条）</b></p> <p>土地の譲渡・貸付け、社債・株式等の譲渡など（消法別表第 1 及び別表第 2 に掲げるもの）</p>

税 率 等

納 期 等

税率(消 29 条)

区 分	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2% (消費税額 の 22/78)	1.76% (消費税額 の 22/78)

※ 令和元年 10 月 1 日から適用  
 なお、「酒類・外食を除く飲食料品」と  
 「定期購読契約が締結された週 2 回以上  
 発行される新聞」は、軽減税率制度の対象  
 となる。

税額控除等(消 30 条～消 41 条)

- (1) 仕入税額控除  
 課税仕入にかかる税額控除  
 (なお、課税売上割合が 95%未満の場  
 合は、税額控除に特例計算の必要あり。)
- (2) 簡易課税制度(消 37 条)  
 基準期間の課税売上高が 5 千万円以下  
 の場合は、消費税簡易課税制度選択届出  
 書を提出することで税額計算を簡略化

確定申告納付(消 45 条、消 49 条、措 86 条の  
 4)

- (1) 個人事業者…翌年 3 月 31 日まで
- (2) 法人…課税期間の末日の翌日から 2 ヶ月  
 以内

中間申告納付(消 42 条～消 44 条、消 48 条)

直前の課税期間の消費税額	中間申告・納付回数
48 万円超 400 万円以下	年 1 回 [直前課税期間の確定 消費税額の 2 分の 1]
400 万円超 4,800 万円以下	年 3 回 [直前課税期間の確定消 費税額の 4 分の 1 ずつ]
4,800 万円超	年 11 回 [直前課税期間の確定消 費税額の 12 分の 1 ずつ]

※ 直前の課税期間の消費税額が 48 万円以下  
 の事業者であっても、届出書を提出すること  
 で任意の中間申告(年 1 回)が可能

輸入取引の申告納付(消 47 条、消 50 条)

課税貨物を保税地域から引き取る時まで  
 に申告納付

# 国 税

税 目	納 税 義 務 者 ・ 課 税 標 準 等
<p><b>印 紙 税</b></p>	<p><b>課税となる文書（印2条）</b> 印紙税法別表第1に掲げる文書</p> <p><b>納税義務者と納税方法（印3条、印8条～印12条）</b> 課税される文書の作成者が、税額に相当する金額の印紙を課税文書に貼り、印鑑などで消印して納税する。ただし、作成量が多い場合などには、特別の納付方法がある。</p> <p><b>非課税文書（印5条）</b> 印紙税法別表第1の非課税物件の欄に掲げる文書、国・地方公共団体又は同法別表第2に掲げる者が作成した文書、同法別表第3の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる者が作成したもの</p> <p>なお、平成29年4月に租税特別措置法の一部が改正され、「自然災害の被災者が作成する不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置」及び「指定災害の被災者等に対する災害特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置」が設けられた。</p> <p>当該措置は、平成28年4月1日以後に発生した自然災害又は指定災害に係る契約書等について適用される。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症等によりその経営に影響を受けた事業者の方に対して行う金銭の貸付けに際して作成される「消費貸借に関する契約書」で一定の要件に該当する文書については、印紙税を非課税とする措置が設けられた。</p>
<p><b>登録免許税</b></p>	<p><b>課税の範囲（登2条）</b> 登録免許税法別表第1に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明に課税。</p> <p><b>課税標準（登9条）</b> 別表第1のとおり。ただし、不動産の価格は、固定資産課税台帳の価格によることができる。（登附則4、7条）</p> <p><b>納税方法（登21条～登24条の2）</b> 原則として現金で納付し、その領収書を登記後の申請書に貼付。</p>
<p><b>たばこ税</b></p>	<p><b>納税義務者（たばこ税法4条）</b> 製造たばこの製造者、保税地域から製造たばこを引き取る者</p> <p><b>課税標準（たばこ税法10条）</b> 本数による</p>
<p><b>たばこ特別税</b></p>	<p><b>納税義務者（たばこ特別税法（通称）5条）</b> 製造たばこの製造者、保税地域から製造たばこを引き取る者</p> <p><b>課税標準（たばこ特別税法（通称）7条）</b> 本数による</p>

<b>税 率 等</b>	<b>納 期 等</b>
--------------	--------------

**税率一覧表〈抜すい〉**（印紙税法別表第1）

課税される文書	非 課 税	印紙税額（一通又は一冊ごつき）
○不動産の譲渡に関する契約書、土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書、消費貸借に関する契約書、運送に関する契約書（第1号文書）	記載された契約金額が1万円未満のもの	200円～60万円
○請負に関する契約書（第2号文書）	〃	200円～60万円
○約束手形、為替手形（第3号文書）	記載された契約金額が10万円未満のもの	200円～20万円
○継続的取引の基本となる契約書（第7号文書）	-	4千円
○①売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書 ②①以外の金銭又は有価証券の受取書 （第17号文書）	受取金額が5万円未満のもの 営業に関しないもの	①200円～20万円 ②200円

上記中、不動産の譲渡に関する契約書に記載された契約金額が10万円を超えるもの及び請負に関する契約書（建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限る。）に記載された契約金額が100万円を超えるもので、平成26年4月1日から令和9年3月31日までの間に作成されるものは、印紙税額が軽減される。

登記の種類・原因		土 地	建 物	住宅用家屋の特例
所有権の 移転登記	売 買	1.5%（注1）	2.0%	0.3%（注2）
	贈 与	2.0%		
	相 続	0.4%		
所有権の保存登記		0.4%		0.15%（注3）

- 〈注1〉 令和8年3月31日までの間に行われる登記について適用される。（措法72）  
 〈注2〉 令和6年3月31日までの間に行われる登記について適用される。（措法73）  
 〈注3〉 令和6年3月31日までの間に行われる登記について適用される。（措法72の2）

**税率（たばこ税法11条）**

原則として1,000本につき6,802円

**申告納付（たばこ税法17条～たばこ税法20条）**

当月分を翌月末日まで

**税率（たばこ特別税法（通称）8条）**

原則として1,000本につき820円

**申告納付（たばこ特別税法（通称）12条）**

たばこ税の申告にあわせて申告・納付

# 官公庁案内

## ■県税事務所（120 ページを参照）

別府	= 別府市大字鶴見字下田井 14-1	〒874-0840	☎(0977)67-8211
大分	= 大分市府内町 3-10-1	〒870-0021	☎(097)506-5771
日田	= 日田市城町 1-1-10	〒877-0004	☎(0973)22-4175
中津	= 中津市中央町 1-5-16	〒871-0024	☎(0979)22-2920

## ■市役所

大分市	= 大分市荷揚町 2-31	〒870-8504	☎(097)534-6111
別府市	= 別府市上野口町 1-15	〒874-8511	☎(0977)21-1111
中津市	= 中津市豊田町 14-3	〒871-8501	☎(0979)22-1111
日田市	= 日田市田島 2-6-1	〒877-8601	☎(0973)23-3111
佐伯市	= 佐伯市中村南町 1-1	〒876-8585	☎(0972)22-3111
臼杵市	= 臼杵市大字臼杵 72-1	〒875-8501	☎(0972)63-1111
津久見市	= 津久見市宮本町 20-15	〒879-2435	☎(0972)82-4111
竹田市	= 竹田市大字会々 1650	〒878-8555	☎(0974)63-1111
豊後高田市	= 豊後高田市是永 39-3	〒879-0692	☎(0978)22-3100
杵築市	= 杵築市大字杵築 377-1	〒873-0001	☎(0978)62-3131
宇佐市	= 宇佐市大字上田 1030-1	〒879-0492	☎(0978)32-1111
豊後大野市	= 豊後大野市三重町市場 1200	〒879-7198	☎(0974)22-1001
由布市	= 由布市庄内町柿原 302	〒879-5498	☎(097)582-1111
国東市	= 国東市国東町鶴川 149	〒873-0503	☎(0978)72-1111

## ■町村役場

姫島村	= 東国東郡姫島村 1630-1	〒872-1501	☎(0978)87-2111
日出町	= 速見郡日出町 2974-1	〒879-1592	☎(0977)73-3111
九重町	= 玖珠郡九重町大字後野上 8-1	〒879-4895	☎(0973)76-2111
玖珠町	= 玖珠郡玖珠町大字帆足 268-5	〒879-4492	☎(0973)72-1111

## ■税務署（国税）

大分	= 大分市中島西 1-1-32	〒870-8616	☎(097)532-4171
別府	= 別府市光町 22-25	〒874-8686	☎(0977)23-2111
中津	= 中津市大字中殿 550-20（中津合同庁舎）	〒871-8642	☎(0979)22-3111
日田	= 日田市田島 2-7-1	〒877-8691	☎(0973)23-2136
佐伯	= 佐伯市中村西町 3-15	〒876-0855	☎(0972)22-0910
臼杵	= 臼杵市大字臼杵 2-107-637	〒875-8686	☎(0972)63-8522
竹田	= 竹田市大字会々 1650-17	〒878-8791	☎(0974)63-3141
宇佐	= 宇佐市大字上田 1055-1（宇佐合同庁舎）	〒879-0498	☎(0978)32-0360
三重	= 豊後大野市三重町市場 1225-9 （三重合同庁舎）	〒879-7192	☎(0974)22-1015

## ■大分地方法務局・支局

大分(本局) = 大分市荷揚町 7-5 (大分法務総合庁舎内)	〒870-8513	☎(097)532-3161
杵築支局 = 杵築市大字杵築 665-137	〒873-0001	☎(0978)62-2271
佐伯支局 = 佐伯市野岡町 2-13-25	〒876-0815	☎(0972)24-0772
竹田支局 = 竹田市大字会々 1525-8	〒878-0011	☎(0974)62-2315
中津支局 = 中津市大字中殿 550-20	〒871-0031	☎(0979)22-0584
宇佐支局 = 宇佐市大字上田 1055-1	〒879-0453	☎(0978)32-0508
日田支局 = 日田市田島 2-11-46	〒877-0025	☎(0973)22-2719

## ■大分地方裁判所・支部

大分地方裁判所 = 大分市荷揚町 7-15	〒870-8564	☎(097)532-7161
杵築支部 = 杵築市大字杵築 1180	〒873-0001	☎(0978)62-2052
佐伯支部 = 佐伯市野岡町 2-13-2	〒876-0815	☎(0972)22-0168
竹田支部 = 竹田市大字竹田 2065-1	〒878-0013	☎(0974)63-2040
中津支部 = 中津市二ノ丁 1260	〒871-0050	☎(0979)22-2115
日田支部 = 日田市淡窓 1-1-53	〒877-0012	☎(0973)23-3145

## ■大分家庭裁判所・支部

大分家庭裁判所 = 大分市荷揚町 7-15	〒870-8564	☎(097)532-7161
杵築支部 = 杵築市大字杵築 1180	〒873-0001	☎(0978)62-2052
佐伯支部 = 佐伯市野岡町 2-13-2	〒876-0815	☎(0972)22-0168
竹田支部 = 竹田市大字竹田 2065-1	〒878-0013	☎(0974)63-2040
中津支部 = 中津市二ノ丁 1260	〒871-0050	☎(0979)22-2115
豊後高田出張所 = 豊後高田市玉津 894	〒879-0606	☎(0978)22-2061
日田支部 = 日田市淡窓 1-1-53	〒877-0012	☎(0973)23-3145

## ■簡易裁判所

大分 = 大分市荷揚町 7-15	〒870-8564	☎(097)532-7161
別府 = 別府市上田の湯町 4-8	〒874-0908	☎(0977)22-0519
臼杵 = 臼杵市大字臼杵 101-2	〒875-0041	☎(0972)62-2874
杵築 = 杵築市大字杵築 1180	〒873-0001	☎(0978)62-2052
佐伯 = 佐伯市野岡町 2-13-2	〒876-0815	☎(0972)22-0168
竹田 = 竹田市大字竹田 2065-1	〒878-0013	☎(0974)63-2040
中津 = 中津市二ノ丁 1260	〒871-0050	☎(0979)22-2115
豊後高田 = 豊後高田市玉津 894	〒879-0606	☎(0978)22-2061
日田 = 日田市淡窓 1-1-53	〒877-0012	☎(0973)23-3145

# 県税の申告と納税の期限一覧

税 目		申 告 期 限	納 期 限	方 法
個 人 県 民 税		給与所得者については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日	給与支払者が6月から翌年5月まで毎月徴収して翌月10日までに市町村へ納入	給与支払者が徴収する
		65歳以上の公的年金受給者については、年金保険者が公的年金等支払報告書を1月末日	年金保険者が年6回の年金支給月に徴収して翌月10日までに市町村へ納入	年金保険者が徴収する
		給与以外の所得者は、3月15日（所得税の確定申告をした者は不要）	一般的には6月、8月、10月及び1月	普通徴収
法 人 県 民 税		確定申告は、事業年度又は連結事業年度の終了した日の翌日から2か月以内	申告と同じ	申告納付
県 民 税 利 子 割		毎月分を翌月10日	申告と同じ	申告納入
県 民 税 配 当 割		毎月分を翌月10日	申告と同じ	申告納入
県民税株式等譲渡所得割		年間分を翌年1月10日	申告と同じ	申告納入
個 人 事 業 税		3月15日 (所得税の確定申告をした者又は個人県民税の申告をした者は不要)	8月及び11月	普通徴収
法 人 事 業 税		確定申告は、事業年度の終了した日から2か月以内	申告と同じ	申告納付
地方消費税	譲 渡 割	法人の確定申告は事業年度の終了した日から2か月以内 個人事業者は翌年の3月31日	申告と同じ	申告納付 (消費税とあわせて)
	貨 物 割	課税貨物を引き取る時まで	原則として申告と同じ	申告納付 (消費税とあわせて)
不 動 産 取 得 税		取得した日から60日以内	納税通知書で定められた日	普通徴収
県 た ば こ 税		毎月分を翌月末日	申告と同じ	申告納付
ゴ ル フ 場 利 用 税		毎月分を翌月15日	申告と同じ	申告納入
軽 油 引 取 税		毎月分を翌月末日	申告と同じ	申告納入 〔自己処理分〕 は申告納付
自動車税（環境性能割）		登録又は届出のとき	申告と同じ	申告納付 （証紙徴収）
自動車税（種別割）		取得、変更のつど	5月	普通徴収
			新規登録のとき	証紙徴収
鉦 区 税		発生、消滅又は変更の日から7日以内	5月	普通徴収
県 固 定 資 産 税		1月31日	4月、7月、12月及び2月	普通徴収
狩 猟 税		登録を受けるとき	登録を受けるとき	証紙徴収
産 業 廃 棄 物 税		1～3月分を4月末日 4～6月分を7月末日 7～9月分を10月末日 10～12月分を1月末日	申告と同じ	申告納入 〔自己処理分〕 は申告納付

普通徴収…県から納税者に送付した納税通知書により納税する。

申告納入…県にかわって特別徴収義務者が税金を受け取り、申告し、納税する。

申告納付…納税者が納める税金を申告し、納税する。

証紙徴収…県が発行する証紙などにより税金を納税する。

# 市町村税の市町村別納期一覧

市町村名	軽自動車税 (種別割)	市町村民税				固定資産税			
		第1期	第2期	第3期	第4期	第1期	第2期	第3期	第4期
大分市	5月	6月	8月	10月	1月	4月	7月	9月	12月
別府市	5月	6月	8月	10月	1月	5月	7月	12月	2月
中津市	5月	6月	8月	10月	1月	4月	7月	12月	2月
日田市	5月	6月	9月	11月	1月	5月	8月	10月	12月
佐伯市	5月	6月	8月	10月	1月	5月	7月	12月	2月
臼杵市	5月	6月	8月	10月	1月	4月	7月	12月	2月
津久見市	5月	6月	8月	10月	1月	4月	7月	12月	2月
竹田市	5月	6月	8月	10月	12月	4月	7月	9月	11月
豊後高田市	5月	6月	8月	10月	1月	5月	7月	12月	2月
杵築市	5月	6月	8月	10月	1月	5月	7月	12月	2月
宇佐市	5月	6月	8月	10月	11月	5月	7月	9月	12月
豊後大野市	5月	6月	8月	10月	1月	4月	7月	12月	2月
由布市	5月	6月	8月	10月	12月	4月	7月	9月	11月
国東市	5月	6月	8月	10月	1月	5月	9月	12月	2月
姫島村	4月	6月	8月	10月	1月	4月	7月	9月	12月
日出町	5月	6月	8月	10月	1月	5月	7月	12月	2月
九重町	5月	6月	9月	11月	1月	5月	8月	10月	12月
玖珠町	5月	6月	8月	10月	1月	5月	7月	12月	2月

※1 納期限が土曜日、日曜日、祝日等の場合は、その翌日が期限となる。

※2 特別の事情がある場合において、上記の納期により難しいと認められるときは別に納期を定めることがある。

# 県税事務所の所在地及び管轄区域

事務所	所在地	市 町 村 名	管轄市町村計			
			市	町	村	計
別 府	別府市大字鶴見字下田井 14-1 (〒874-0840) (代) (0977)67-8211	別府市、杵築市、国東市 東国東郡（姫島村） 速見郡（日出町）	3	1	1	5
大 分	大分市府内町 3-10-1 (〒870-0021) (代) (097)506-5771  ○自動車税管理室 大分市大津町 3-4-13 (〒870-0907) (代) (097)552-1121  ○佐伯納税事務所 佐伯市長島町 1-2-1 (〒876-0813) (代) (0972)22-3021  ○豊後大野納税事務所 豊後大野市三重町市場 1123 (〒879-7131) (代) (0974)22-7501	大分市、臼杵市、津久見市  由布市、佐伯市、竹田市  豊後大野市	7	0	0	7
日 田	日田市城町 1-1-10 (〒877-0004) (代) (0973)22-4175	日田市 玖珠郡（九重町・玖珠町）	1	2	0	3
中 津	中津市中央町 1-5-16 (〒871-0024) (代) (0979)22-2920	中津市、豊後高田市、宇佐市	3	0	0	3
税 務 課	大分市大手町 3-1-1 (〒870-8501) (代) (097)506-2382					

## ◎ e L T A Xを通じた電子申告、共通納税（※）、電子申請・届出について

大分県では、e L T A X（エルタックス）を通じインターネットを利用した申告・納税等受付サービスを提供しています。

（※）共通納税とは、地方税の納付手続を電子的に行うこと（全国共通）をいいます。

### 電子申告について

#### 1 電子申告対象税目

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税（地方法人特別税）、県民税（利子割・配当割・株式等譲渡所得割）、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税（※令和6年1月1日～）、産業廃棄物税（※令和7年4月～）

#### 2 電子申告を初めて行う場合に必要の手続き

e L T A Xのホームページに掲載されている P C d e s k（WEB版）から利用届出の手続きを行い、利用者 I Dを取得する必要があります。

事前に（1）メールアドレス、（2）電子証明書（関与税理士の署名でも可）、（3）P C d e s k（W E B版）が利用可能なパソコン環境の準備 が必要です。

詳しくは、e L T A Xのホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

### 共通納税について

#### 1 共通納税対象税目

すべての県税において共通納税が可能です。

ただし、申告を伴う納税については、電子申告を行った場合に限り共通納税が可能です。

また、納付書等による納税については、㊄ マークの記載があるものに限り共通納税が可能です。

#### 2 共通納税における納税手段

口座振替（ダイレクト方式）、インターネットバンキング、クレジットカード、ページ番号発行によるATM等支払、スマートフォン決済アプリを利用した電子納税及び共通納税対応金融機関窓口での納税が可能です。

#### 3 共通納税を初めて行う場合に必要の手続き

口座振替（ダイレクト方式）を利用する場合のみ、e L T A Xの利用届出（[電子申告についての2](#)に記載）を行い、口座情報を事前に登録する必要があります。

それ以外の納付手段の場合は、事前手続は不要です。

※具体的な納付方法については下記Webページをご覧ください。

・申告を伴う納税等：e L T A Xのホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）

・納付書等による納税：地方税お支払サイト（<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser?id=top>）

### 電子申請・届出について

利用可能な手続はe L T A Xのホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/denshishinsei-todokede/gaiyou/>）をご覧ください。

## ◎申告書・納付書等のダウンロードについて

大分県庁のホームページにて、各種様式等のダウンロードサービスを行っています。

大分県庁ホームページ（<https://www.pref.oita.jp/site/zei/sinsei.html>）

# MEMO



## 令和7年度 税務ハンドブック

令和7年9月発行

編集・発行者 大分県総務部税務課

〒870-8501 大分市大手町3-1-1

TEL 097-506-2382

印刷所 株式会社 援ジョイワーク大分



ホームページ「くらしと県税」

<https://www.pref.oita.jp/site/zei>

